

植草学園短期大学  
自己点検・評価報告書



## はじめに

本学は平成 11 年、千葉和洋裁縫女学校の設立に始まる植草学園 110 余年の歴史の礎の上に開学し、今年度で 17 年目になります。この間、本学は、「徳育」を教育の根幹とする建学の精神のもとに、専門性を身につけた学生の育成体制を強化するとともに、「障害と支援の学びが未来をつくる」を 27 年度よりキャッチコピーとし、子どもも高齢者も障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指してきました。介護福祉士・保育士・幼稚園教諭・特別支援学校教諭等を育成し、2,500 名を超える人材を世に送り出し、社会の発展に貢献するとともに、地域との交流・連携・共同の推進に力を注いできました。

本年度も、本学の特色の進展及び地域貢献の使命に基づき、様々な取組を行ってまいりました。以下はその一端です。

- ◇千葉市と連携した共同研究として「災害時の障害者等への支援に向けた人材の育成—千葉市における福祉避難所の運営に関する実践的な検証を経た、大学・行政の双方における、持続可能な人材育成に関する研究—」をテーマに、拠点福祉避難所運営訓練等実践的な研究活動への取組。
- ◇2年目となる文部科学省委託「発達障害に関する教職員育成プログラム事業」により、保育者・教員養成プログラムの開発・展開への取組。
- ◇これまでの小倉キャンパスに加え弁天キャンパスの2カ所で子育て支援事業の展開。両専攻の学生全員が子育て支援事業にかかわり、保護者対応も含め保育の実践的体験を積み重ねる取組。
- ◇教育課程の改善や充実化に向けた取組。  
平成28年度に向け、両専攻の共通基礎科目として「海外福祉研修」の単位化の実現。数年来行ってきたオーストラリアの幼稚園での実習体験を事前・事後学習も位置づけ、選択科目として設定。  
「介護福祉士国家試験」化を見越して、「地域介護福祉研究」の見直しを行うとともに、「介護福祉特論」の充実化に向けた取組。
- ◇「植草共生の森」の整備及び地域社会への開放についての取組、等々。

本学は、開学以来毎年「自己点検・評価報告書」をまとめ、特色や社会的使命を確認するとともに、1 年間の取組の説明責任を果たすことを常としてきました。ここに平成 27 年度版を取りまとめることができました。この評価結果を基に、本学の目指す教育の一層の充実と発展に努める所存です。

お目通しいただき、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

植草学園短期大学長 中坪 晃一



## 目次

### 自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価報告書の概要	18
3. 自己点検・評価の組織と活動	19
4. 資料一覧	20
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	25
基準Ⅰ-A 建学の精神	26
基準Ⅰ-B 教育の効果	29
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	35
◇ 基準Ⅰについての特記事項	36
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	38
基準Ⅱ-A 教育課程	40
基準Ⅱ-B 学生支援	47
◇ 基準Ⅱについての特記事項	58
<b>【基準Ⅲ 教育資源と材的資源】</b>	59
基準Ⅲ-A 人的資源	60
基準Ⅲ-B 物的資源	71
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	76
基準Ⅲ-D 財的資源	77
◇ 基準Ⅲについての特記事項	82
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	81
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	83
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	85
基準Ⅳ-C ガバナンス	85
◇ 基準Ⅳについての特記事項	88
<b>【選択的評価基準3. 地域貢献の取組について】</b>	89
基準(1) 地域社会に向けた公開講座	89
基準(2) 地域社会の行政との交流活動	97
基準(3) 教職員及び学生のボランティア活動等を通じた地域貢献	101

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人植草学園及び植草学園短期大学の沿革の概要

#### 【学校法人植草学園の沿革の概要】

- 明治 37 年 11 月 植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立
- 昭和 3 年 4 月 千葉県内初の「洋裁科」を設置
- 昭和 21 年 9 月 戦禍より再起。千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）にて新たにスタート
- 昭和 23 年 6 月 「千葉和洋裁縫女学校」を「植草文化服装学院」に改称
- 昭和 23 年 10 月 植草文化服装学院を財団法人植草文化服装学院に組織変更
- 昭和 25 年 10 月 植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定
- 昭和 26 年 1 月 財団法人を「学校法人植草学園」と組織変更
- 昭和 34 年 4 月 「植草家政専門学院」を設立
- 昭和 47 年 4 月 「植草幼児教育専門学院」を設立
- 〃 〃 「植草学園幼稚園」を設立
- 昭和 47 年 10 月 「植草学園幼稚園」を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称
- 昭和 51 年 4 月 学校教育法の一部改正により、専修学校制度が発足
- 「植草文化服装学院」は「植草文化服装専門学校」に改組
- 「植草家政専門学院」は「植草家政高等専修学校」に改組
- 「植草幼児教育専門学院」は「植草幼児教育専門学校」に改組
- 「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」に改組
- 昭和 52 年 4 月 「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立
- 昭和 54 年 4 月 「文化女子高等学校」を設立
- 昭和 57 年 3 月 「植草家政高等専修学校」を廃止
- 昭和 60 年 4 月 「文化女子高等学校」を「植草学園文化女子高等学校」に改称
- 平成 9 年 3 月 「植草文化服装専門学校」を廃止
- 平成 10 年 12 月 「植草学園短期大学」設置認可
- 平成 11 年 4 月 「植草学園短期大学」開学（千葉市若葉区小倉町）
- 福祉学科 地域介護福祉専攻
- 児童障害福祉専攻
- 平成 13 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科児童障害福祉専攻を設置
- 平成 15 年 4 月 植草学園短期大学専攻科の「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専攻」に改称
- 平成 19 年 12 月 「植草学園大学」設置認可
- 平成 20 年 3 月 植草幼児教育専門学校廃止
- 平成 20 年 4 月 「植草学園大学」開学（千葉市若葉区小倉町）

## 植草学園短期大学

- 発達教育学部 発達支援教育学科（入学定員 140名）  
保健医療学部 理学療法学科（入学定員 40名）
- 平成20年4月 植草幼児教育専門学校附属幼稚園を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称  
植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園を「植草学園大学附属美浜幼稚園」に改称
- 平成20年4月 植草学園大学図書館（大学・短期大学共用）を開設
- 平成21年4月 植草学園短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置  
植草学園文化女子高等学校を「植草学園大学附属高等学校」に改称
- 平成21年4月 「植草弁天保育園」開園（千葉市中央区弁天）
- 平成21年10月 植草学園大学相談支援センターを開設
- 平成24年9月 植草学園短期大学介護福祉士実務者学校（通信課程）を設置
- 平成25年4月 植草学園大学附属高等学校普通科（特進コース）及び英語科を共学部に変更し、男子生徒の入学を開始
- 平成26年4月 植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センターを開設
- 平成27年3月 植草学園大学相談支援センターを廃止
- 平成27年4月 植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センターを小倉・弁天キャンパスに開設

### 【植草学園短期大学の沿革の概要】

- 平成10年12月 文部大臣の設置認可を受け、平成11年4月開学（1学科2専攻）
- 福祉学科 地域介護福祉専攻（定員 80名）  
児童障害福祉専攻（定員 100名）  
1学年総入学定員 180名
- 「我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、人格を陶冶し、深く専門の学芸を教授研究し、地域社会及びわが国の進展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。」との学則第1条のもとに、
- ア 地域介護福祉専攻は、地域に根ざした「介護福祉士」  
イ 児童障害福祉専攻は、児童福祉を基とした我が国初の障害福祉の専門性をもつ「保育士」の人材養成の実施
- 平成13年4月 児童福祉を基礎とする障害福祉の専門性を高め、より精深な専門教育を行うことを目途に、1年課程の専攻科「児童障害福祉専攻」（定員30名）を設置
- 平成14年4月 児童障害福祉専攻において「幼稚園教諭二種免許状」の「教員免許課程」の認定
- 平成15年4月 児童障害福祉専攻において「養護学校教諭二種免許状」の「教員免許課程」の認定（平成19年3月認定終了）
- 平成15年4月 専攻科「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専攻」に名称変更
- 平成19年4月 児童障害福祉専攻において学校教育法等の一部改正に伴い「特別支援

植草学園短期大学

学校教諭二種免許状」の「教員免許課程」の認定

平成 21 年 4 月 地域介護福祉専攻の入学定員を 40 名に変更

専攻科に「介護福祉専攻」（定員 40 名）を設置

平成 24 年 9 月 植草学園短期大学介護福祉士実務者学校（通信課程）を設置

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称，所在地，入学定員，収容定員及び在籍者数

(平成27年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
植草学園大学	千葉県若葉区 小倉町1639番3	発達教育学部 140名 保健医療学部 40名	発達教育学部 560名 保健医療学部 160名	発達教育学部 548名 保健医療学部 176名
植草学園短期大学	千葉県若葉区 小倉町1639番3	福祉学科 地域介護福祉専攻 40名 児童障害福祉専攻 100名 専攻科 特別支援教育専攻 30名 介護福祉専攻 40名	福祉学科 地域介護福祉専攻 80名 児童障害福祉専攻 200名 専攻科 特別支援教育専攻 30名 介護福祉専攻 40名	福祉学科 地域介護福祉専攻 49名 児童障害福祉専攻 218名 専攻科 特別支援教育専攻 8名 介護福祉専攻 3名
植草学園大学 附属高等学校	千葉市中央区 弁天2丁目8番 9号	普通科 280名 英語科 40名	普通科 840名 英語科 120名	普通科 509名 英語科 99名
植草学園大学 附属弁天幼稚園	千葉市中央区 弁天2丁目7番 1号	3歳児 30名 4歳児 35名 5歳児 35名	3歳児 30名 4歳児 35名 5歳児 35名	3歳児 20名 4歳児 36名 5歳児 37名
植草学園大学 附属美浜幼稚園	千葉市美浜区 高洲1丁目17 番8号	3歳児 60名 4歳児 105名 5歳児 105名	3歳児 60名 4歳児 105名 5歳児 105名	3歳児 31名 4歳児 26名 5歳児 36名
植草弁天保育園	千葉市中央区 弁天2丁目7番 1号	0歳児7名 1歳児7名 2歳児7名 3歳児8名 4歳児8名 5歳児8名	0歳児7名 1歳児7名 2歳児7名 3歳児8名 4歳児8名 5歳児8名	0歳児6名 1歳児14名 2歳児13名 3歳児9名 4歳児7名 5歳児4名

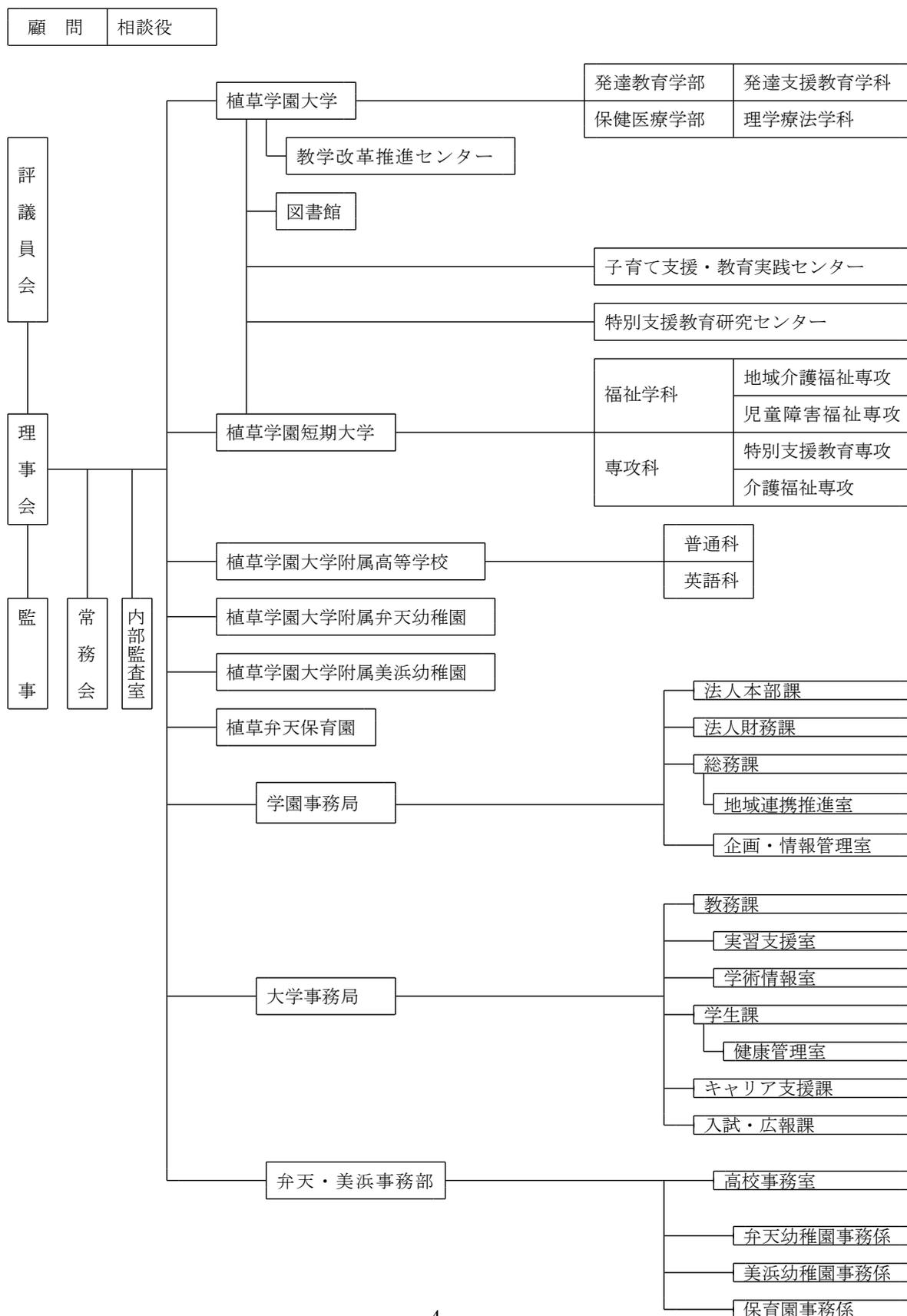
(3) 学校法人・短期大学の組織図

平成 27 年 5 月 1 日現在の専任教員数，非常勤教員数，専任事務職員数，非常勤事務職員数

学科	専攻	専任教員	非常勤教員	専任事務職員	非常勤事務職員
福祉学科	地域介護福祉専攻	8名	63名	14名	10名
	児童障害福祉専攻	11名			

別表 学校法人植草学園の組織（学校法人植草学園組織規程第2条関係）

平成27年4月1日



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地である千葉市は、平成4年4月に全国12番目の政令指定都市となった。

東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心から東に約40kmに位置し、政治、経済、情報、文化等中枢機能が集まる都市である。面積は272.08平方kmで人口は972,639人（平成27年10月1日現在）を擁し、貿易港千葉港、臨海部の開発による京葉工業地帯、幕張新都心、大規模住宅団地さらには内陸工業団地の造成及び近郊農業地によって形成されている。

校舎は、千葉市若葉区小倉町にあり、JR都賀駅からは3.5km（バスで約10分）千葉都市モノレール千城台北駅からは1km（徒歩10分）で、農地もあるが住宅地として開発されている地区に立地している。

なお、「千葉市新基本計画第2次実施計画」によると、千葉市の人口は、平成32年をピークに緩やかに減少するといわれている。

千葉市の人口動態（18歳）〔千葉市の人口統計より抜粋〕（各年3月31日現在）

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人口（人）	959,415	958,518	958,161	959,487	962,554
18 歳（人）	8,363	8,468	9,086	8,680	9,238

学生の入学動向

年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
千葉市	37	25.4	37	24.3	30	22.7	24	17.4	30	22.1

※割合（％）は、入学者に対する割合である。

短期大学所在の市区町村の全体図（「千葉市若葉区基本計画」より）

【区の概況図】



■ 地域社会のニーズ

千葉市若葉区の基本計画（平成22年11月）において、「大学との連携：大学が所有する知的財産などは貴重な地域資源であることから、大学・地域などとの連携を推進し、地域経済の活性化を図ります。」と記載されている。本学においても地域貢献は重要な柱と考えており、より充実した地域貢献を行う必要があると考える。

■ 地域社会の産業の状況

千葉市若葉区の基本計画（平成22年11月）によると、本区の東部地域は、市の農業の中心的な地域であり、本区は経営耕地面積、農家戸数ともに市の4割以上を占めており、千葉市内6区の中で最も農業が盛んな地域となっている。

豊かな自然に「やすらぎ」や「うるおい」を求める人が増えていることから、市民農園や観光農園の充実を図るとともに、都市農業交流センターの活用など都市と農村の交流を推進している地域である。

千葉市若葉区の商業地域は、JR都賀駅やモノレール千城台駅周辺等に広がっているが、買物客は市中心部や区外に流出している傾向にある。商店や大型店舗の衰退は、高齢化の進展に伴い買物など市民生活に影響が大きいことから、地域経済の活性化が望まれている。

産業別従事者数からみる本区の特徴の一つとして、医療や福祉分野の割合が比較的高くなっている。

本学に過去5カ年に入学した学生の出身地域別人数及び割合（各年度5月1日現在）

地域	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道	2	1.4	1	0.7	0	0	0	0	0	0
東北	6	4.1	4	2.6	4	3.0	1	0.7	1	0.7
東京他	7	4.7	3	2.0	0	0	3	2.2	3	2.2
千葉	125	84.4	134	88.2	125	94.7	119	86.2	122	89.7
茨城	3	2.1	7	4.6	2	1.5	9	6.5	7	5.2
信越	3	2.1	1	0.7	1	0.8	3	2.2	3	2.2
東海	0	0	1	0.7	0	0	1	0.7	0	0
近畿	1	0.7	0	0	0	0	1	0.7	0	0
中・四国	0	0	1	0.7	0	0	1	0.7	0	0
九州	1	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果（平成 23 年 3 月）における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
教育の実施体制 児童障害福祉専攻の入学定員超過の状況が 1.3 倍以上で、それを改善し、適切な教育条件の保全に留意されたい。	入試区分に応じてあらかじめ合格者数の方針を定め、計画的に定員の充足を図る。	24～27 年度は、定員 100 名に対し、111・101・113・108 名であった。是正対応は成果をあげている。引き続き計画的に定員超過の是正に取り組む。
アドミッション・オフィス (AO)・推薦・一般の入試別の受験者数、合格者数、倍率、入学者数及び男女数等の入試結果情報の開示が望ましい。	合格者数等については全入試終了後、ホームページの教育情報等の公表で開示している。入試区分別の情報についても開示方法等について検討中である。	入試区分ごとの受験者数、合格者数、倍率、入学者数及び男女数についても求めに応じて個人及び高校等へ公表している。
余裕資金はあるものの、短期大学部門及び学校法人全体の収支バランスの改善が望まれる。	「植草学園中長期計画の見直し」を検討し、これにより、一層の経営基盤の維持・健全化を図る。	植草学園中期計画等検討会議を設置し、学校法人全体の収支バランスの改善を図っている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について  
特記事項なし

- ③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。  
特記事項なし

(6) 学生データ

- ① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率  
■ 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 27 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

(人数は各年度 5 月 1 日現在)

学科等の名称	事項	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	備考
福祉学科	入学定員	40	40	40	40	40	平成 21 年度以降は離職者等委託訓練生を含む。
	入学者数	35	41	31	24	28	
	入学定員充足率 (%)	87	102	77	60	70	
	収容定員	80	80	80	80	80	
	在籍者数	84	76	71	53	49	

		収容定員 充足率 (%)	105	95	88	66	61	
専攻科	児童障害福祉専攻	入学定員	100	100	100	100	100	平成 21 年 4 月設置。
		入学者数	113	111	101	113	108	
		入学定員 充足率 (%)	113	111	101	113	108	
		収容定員	200	200	200	200	200	
		在籍者数	246	220	207	218	218	
		収容定員 充足率 (%)	123	110	103	109	109	
専攻科	特別支援教育専攻	入学定員	30	30	30	30	30	平成 21 年 4 月設置。
		入学者数	2	3	6	6	8	
		入学定員 充足率 (%)	6	10	20	20	26	
		収容定員	30	30	30	30	30	
		在籍者数	2	3	6	6	8	
		収容定員 充足率 (%)	6	10	20	20	26	
専攻科	介護福祉専攻	入学定員	40	40	40	40	40	平成 21 年 4 月設置。
		入学者数	6	5	10	4	3	
		入学定員 充足率 (%)	15	12	25	10	7	
		収容定員	40	40	40	40	40	
		在籍者数	6	4	10	4	3	
		収容定員 充足率 (%)	15	10	25	10	7	

[注]

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の ( ) に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

② 卒業者数（人）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉学科	地域介護福祉専攻	45	31	40	27	21
	児童障害福祉専攻	127	103	93	96	106
計		172	134	133	123	127

③ 退学者数（人）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉学科	地域介護福祉専攻	4	5	3	5	0
	児童障害福祉専攻	10	9	8	13	8
計		14	14	11	18	8

④ 休学者数（人）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉学科	地域介護福祉専攻	0	0	0	0	0
	児童障害福祉専攻	3	4	5	3	0
計		3	4	5	3	0

⑤ 就職者数（人）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉学科	地域介護福祉専攻	42	27	36	25	21
	児童障害福祉専攻	103	84	82	83	86
計		145	111	118	108	107

⑥ 進学者数（人）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉学科	地域介護福祉専攻	0	2	1	2	0
	児童障害福祉専攻	23	18	9	12	18
計		23	20	10	14	18

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。（①～⑥は、平成27年5月1日現在。）

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
福祉学 地域介護福祉専攻	3	3	2	0	8	7		3	0	0	社会学・社会福祉学関係
福祉学 児童障害福祉専攻	4	7	0	0	11	8		3	0	0	教育学・保育学関係
(小計)	7	10	2	0	19	15		6	0	0	
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	7	10	2	0	19		18	7	0	0	

[注]

- 1 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
- 2 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
- 3 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
- 4 上表の「[その他の組織等]」には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、[その他の組織等]欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
- 5 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
- 6 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	10人	6人	16人
技術職員	1人	0人	1人
図書館・学習資源センター等の 専門事務職員	2人	2人 (学術情報室職員)	4人
その他の職員	1人 (健康管理室)	2人	3人
計	14人	10人	24人

[注]

「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。  
契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在学生一人当たり の面積 (㎡)	備考（共有 の状況 等）			
	校舎敷地	0	7,058	4,386(大)	11,444				2,800	[イ] ① 校舎（大・短共用） 7,058/（724+278） ②運動場用地（大・短共用） 6,117/（724+278） （大・短・高共用） 13,065/（724+278+608） ② その他（大・短） 39,264/（724+278） <b>計 60.44</b>	
	運動場用地	0	19,182	0	19,182						
	小計	0	26,240	4,386	30,626 [ロ]						
	その他	0	39,264	0	39,264						
	合計	0	65,504	4,386	69,890						

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

[イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [ロ] ÷ 当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④ 校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の 専用（㎡）	計（㎡）	基準面積 (㎡) [注]	備考（共有 の状況等）
校舎	3,974.57	4,646.36	10,927.42	19548.35	2,850	

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室
9	2	27	1 (PC室)

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
20

⑦ 図書・設備 (平成28年3月現在)

学科・ 専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)	視聴覚 資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)	電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
大学図書館	49,937 [1,421]	344 [32]	19,000 [19,000]	2,096	

大学図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	1,182	245	55,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	940.21	運動場 19,182	フットサルコート 2面 3on3 コート 1面

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	植草学園短期大学ホームページにて公開 <a href="http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education">http://www.uekusa.ac.jp/ education_research/ information_public_education</a>
2	教育研究上の基本組織に関する事	
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	
6	学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関する事	
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	植草学園短期大学ホームページにて公開 <a href="http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education">http://www.uekusa.ac.jp/ education_research/ information_public_education</a>

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

本学では建学の精神と理念に基づき、専攻ごとに学習成果を定めている。

幼児から高齢者までの幅広い福祉・教育に従事する人材を養成するための各専攻の学習成果とは、共通基礎科目と専門科目の修得と、免許・資格の取得である。

○ 地域介護福祉専攻—地域福祉に根ざした介護福祉

本専攻では、高齢者・障害者の施設等で介護にあたる職員をはじめ、地域・家庭における高齢者・障害者を支える職員など、広く、高齢者・障害者の地域福祉に従事する専門家の養成を目指している。

急速な高齢化社会を迎え、高齢者・障害者福祉の現場から、確かな専門性を備えた介護福祉士の養成が強く要請され、地域に生きる高齢者・障害者の豊かな社会を支える人材が求められている。

卒業時には介護福祉士の資格（平成29年4月1日以降に卒業・修了の場合は、介護福祉士国家試験受験資格。以下、本報告書では同様のため省略する。）を取得する。卒業後は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院等医療機関、障害者支援施設、福祉関連企業等で活躍している。

○ 児童障害福祉専攻—児童福祉を基礎とした障害福祉

本専攻では、障害等のために特別なニーズのある幼児・児童の保育・教育の専門性を備えた保育士・幼稚園教諭・障害福祉関係施設の指導員など、広く、特別なニーズのある幼児等の福祉・教育に従事する専門家の養成を目指している。

保育所・幼稚園における障害等のある幼児の受け入れが進み、障害児保育・教育の専門性を備えた保育士・幼稚園教諭の養成が強く要請されている。また、障害福祉関係施設からは、障害福祉等の確かな専門性を備えた人材が求められている。

卒業時には保育士資格・幼稚園教諭二種免許状を取得する。選択すれば特別支援学校教諭二種免許状も取得できる。卒業後は、保育所、幼稚園、児童福祉施設、障害者支援施設等で活躍している。

学習成果は履修要項やシラバスに具体的に示されている。学生にとってわかりやすく、かつ明確に示されるよう、毎年改善を行っている。履修要項には授業科目履修の手引きが記載され、授業科目履修規則の項では各専攻の全授業科目と学生が履修計画を立てる上での注意事項等が説明されている。また、シラバスでは、授業科目別に「授業の具体的到達目標」が、授業の概要や成績評価の方法などととも記載されている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

(実施していれば記述する)

○植草学園短期大学介護福祉士実務者学校（通信課程）

介護老人福祉施設等での実務経験者に対し、介護福祉士国家試験の受験資格が取得できるよう研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域

社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(11) 公的資金の適正管理の状況

「学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程」が平成20年度に制定され、科学研究費等の公的研究費の適正管理を行う業務体制は整っている。本学の短期大学部門において、平成27年度は採択されなかったものの、科研費申請が1件、科研費の継続研究が1件あった。加えて、他大学の教員の科研費採択で共同研究者として関わっている教員が1名いる。いずれも公的資金については、規程に則り適正に管理されている。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況(平成 25 年度～27 年度)

理事会の開催状況(平成 25 年度～27 年度)

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		実出席者 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	6～7 人	7 人	平成 25 年 4 月 1 日 持ち回り審議	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 25 年 5 月 27 日 10 : 27～12 : 10	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 25 年 9 月 20 日 10 : 32～12 : 04	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 25 年 11 月 1 日 16 : 30～16 : 59	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 25 年 11 月 29 日 10 : 30～11 : 52	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 26 年 1 月 7 日 11 : 30～11 : 45	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 26 年 2 月 17 日 持ち回り審議	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 26 年 2 月 28 日 10 : 28～11 : 45	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 26 年 3 月 28 日 10 : 32～11 : 54	6 人	85.7%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 26 年 5 月 26 日 10 : 27～11 : 55	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 26 年 9 月 19 日 10 : 25～11 : 55	7 人	100.0%	— 人	2 / 2

理事会	6~7 人	7 人	平成 26 年 11 月 28 日 11 : 00~12 : 02	6 人	85.7%	0 人	2 / 2
		7 人	平成 27 年 1 月 6 日 11 : 30~11 : 45	6 人	85.7%	0 人	2 / 2
		7 人	平成 27 年 2 月 27 日 10 : 30~11 : 55	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 27 年 3 月 30 日 10 : 25~11 : 37	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 27 年 5 月 25 日 10 : 30~12 : 05	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 27 年 9 月 18 日 10 : 30~12 : 00	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 27 年 11 月 27 日 10 : 30~12 : 05	7 人	100.0%	— 人	2 / 2
		7 人	平成 28 年 1 月 6 日 10 : 28~11 : 45	6 人	85.7%	0 人	1 / 2
		7 人	平成 28 年 1 月 20 日 持ち回り審議	7 人	100.0%	— 人	1 / 2
		7 人	平成 28 年 2 月 25 日 10 : 30~12 : 00	7 人	100.0%	— 人	1 / 2
		7 人	平成 28 年 3 月 30 日 10 : 30~12 : 00	7 人	100.0%	— 人	2 / 2

評議員会の開催状況(平成 25 年度~27 年度)

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		実出席者 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	15 人	15 人	平成 25 年 5 月 29 日 10 : 30~12 : 13	14 人	93.3%	1 人	2 / 2
		15 人	平成 25 年 11 月 1 日 16 : 00~16 : 24	14 人	93.3%	1 人	2 / 2
		15 人	平成 26 年 3 月 26 日 10 : 33~12 : 18	15 人	100.0%	— 人	2 / 2

	15 人	平成 26 年 5 月 29 日 10 : 30~12 : 17	15 人	100.0%	— 人	2 / 2
	15 人	平成 27 年 3 月 27 日 10 : 30~12 : 08	13 人	86.7%	0 人	2 / 2
	15 人	平成 27 年 5 月 28 日 10 : 30~12 : 10	13 人	93.3%	1 人	2 / 2
	15 人	平成 28 年 1 月 15 日 15 : 30~16 : 00	13 人	86.7%	0 人	1 / 2
	15 人	平成 28 年 3 月 28 日 10 : 30~12 : 00	15 人	86.7%	0 人	2 / 2

[注]

1. 平成 25 年度から平成 27 年度までに開催したすべての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）
2. 「定員」及び「現員（a）」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率（b/a）」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する（小数点以下第 2 位を四捨五入）。
5. 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他  
特記事項なし

## 2. 自己点検・評価報告書の概要

### 基準1 建学の精神と教育の効果

学園建学の精神は、110 余年の歴史の比較的早い時期に、次のとおり規定されている。

「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

本学の創設者・故植草まう（こう）が、心の教育の一環として大切にされた「日常五心」－素直な心・反省の心・奉仕の心・謙虚な心・感謝の心－を、講義室や学生ホール等に掲示し、単なる目標に終わることなく、学生自身が進んで実践し、日常化するように指導している。

学習成果の測定に関しては、介護福祉士、保育士・幼稚園教諭などの資格・免許の取得が必須であるため、非常に明確である。学習成果の一番の指標は、資格・免許の取得率と就職率である。大学案内をはじめ、ホームページなど様々な媒体を通して、その成果を学内外に表明している。

### 基準2 教育課程と学生支援

本学は、学則上で教育課程を定め、単位認定・成績評価の基準及び学位授与、資格・免許の取得に関して規定し、学習成果に対応している。学位授与の方針は、「履修要項」に掲載し、学生には周知している。

両専攻全体での入学時オリエンテーションで、学生生活全般についての説明をした上で、専攻別にカリキュラムを説明している。その際、各種資格取得のための関連科目についての説明も同時に行い、科目選択がスムーズに行えるよう配慮している。

講義要項は、平成22年4月までは、毎年「授業概要」として冊子にまとめ、学生に配布していた。平成23年4月からはウェブサイトとしたが、履修登録時には何冊かの冊子を準備したので、登録に支障等はみられなかった。各教員は、授業のガイダンス時に授業計画を配布して、学習内容等の意識化を図っている。

学生の学習上・生活上の悩み等に対しては、担任制を導入して、少人数体制（各クラス20名程度の学生）で指導・支援・助言等を行っている。2年生になると、全専任教員がゼミ担当を受け持ち、さらに少人数体制できめ細かに学習上の問題、生活上の悩み等に応じている。また、各専任教員は曜日・時間を決めた「オフィスアワー」を、非常勤講師は担当授業日に「オフィスアワー」を設け、学生が随時相談等に訪れることができるようにしている。別途学生相談室を設け、担任以外の者（臨床心理士等）による相談窓口も準備し支援している。

### 基準3 教育資源と財的支援

人的資源については、学科、各専攻ともに短期大学設置基準に定める教員数・内容を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて、教授会・専攻会議・教務委員会等各種委員会など、教員組織を整備し、スムーズに運営している。

教員の教育研究活動については、介護福祉士や保育士等の人材養成に関する実習等

に多くの時間をあてる必要があり、研究の時間が制限される実情がある。しかし、研究紀要の刊行、研究日等の保障など、各教員は関心のある分野について、植草学園大学の教員との共同研究等も含め、研究業績を積み重ねている。

物的資源については、大学設置基準、保育士や介護福祉士養成施設設置基準に則り、校地は大学との共用部を含め約 65,504 m<sup>2</sup>を有し、大学・短期大学の校舎、体育館、図書館、運動場等が整備されている。各専攻の学習が植草学園短期大学設置計画に沿って実施できるよう配慮するとともに、諸設備等を充分活用できるようにしている。

講義室、研究室、図書館、PC室等は有線のLANが、校内全域には無線LANが整備され、インターネット等の利用を容易にしている。プロジェクター等は全教室に設置され、授業録画システム、電子黒板等の導入も始まっている。学内には独自開発の情報システム(U.navi)が整備され、学生、教職員への各種情報伝達、メールやファイルの送受信等の利用が可能で、学内における学習や生活の重要な支援ツールとなっている。

財的資源については、平成20年4月開学の大学が定員未充足のため、学園の帰属収支差額比率はマイナスとなっていたが、大学が入学定員をほぼ充足するに伴い学園の財務状況は改善してきている。短期大学は毎年定員を充足しているが、平成21年に地域介護福祉専攻の定員を半減させたことにより、帰属収支差額は平成21年度にマイナスとなった。学園の経営を安定的に進める上で改善を要するところである。資産運用、退職給与引き当ては、規程に則り正しく行われている。短期大学の教育研究経費率は30%を超えており、教育研究、施設整備に対する支出についても大きな問題はない。

#### 基準4 リーダーシップとガバナンス

理事長は、学園建学の精神を具現化するためにガバナンスの重要性を説き、学長、学科長及び各組織の権限、機能、役割等を明確にするとともに、その強化を図っている。学長は、理事長の推薦により理事会で選任され、短期大学の教育の質向上を目指し、改革・改善にあたっている。

学園の中長期計画に基づいた各年度の事業計画が立案され、学園常務会で確認された後に理事会・評議員会で承認されている。予算は、理事会から示された予算編成方針に沿い、各部門から要求を積み上げて予算案が策定され、理事会・評議員会の承認を経て執行されている。監事による監査は年々重要性を強めており、業務監査、財務監査ともに計画的な監査が実施されている。

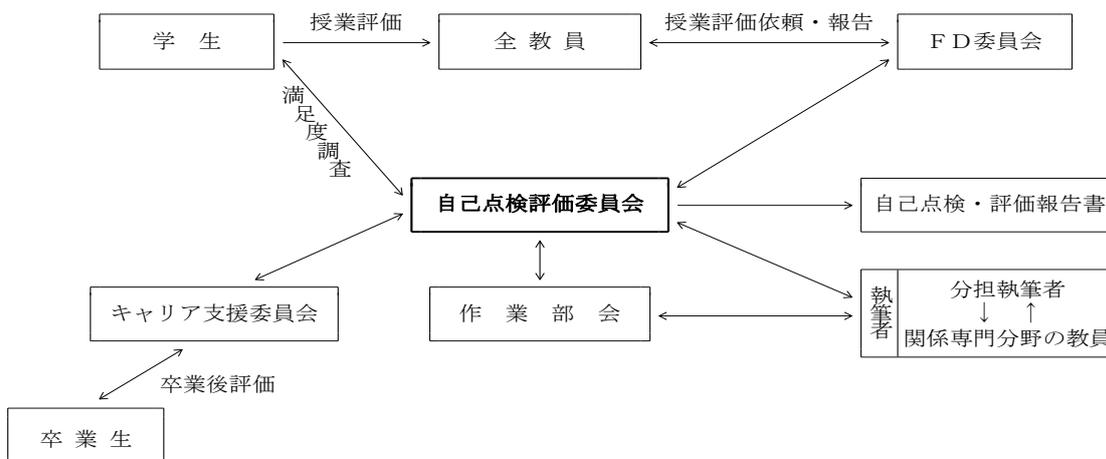
学園の情報公開に積極的に取り組んでおり、ホームページ、学園広報誌上に教育及び財務についての情報を掲載している。

### 3. 自己点検・評価の組織と活動

#### 自己点検・評価委員会

委員の構成は、学長(委員長)、学科長、図書館長、ALO、専攻主任、各専攻から選出された教授2名、学園長、学園事務局長、大学事務局長、企画・情報管理室長である。

自己点検・評価の組織図（規程は資料）



組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、平成11年4月の開学時から自己点検評価委員会を設け、毎年自己点検・評価報告書を発行し、平成20年度報告書から学園ホームページ上に公表している。委員会の運営は、「植草学園短期大学自己点検評価委員会規程」に拠っている。

平成27年度は自己点検評価委員会を1回開催した。その打ち合わせ及び活動については議事録を作成し、取り組みの確認を行っている。

自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成27年 4月 6日	「第1回自己点検評価委員会」 平成 26 年度自己点検・評価報告書の作成スケジュール及び概略の検討と作成担当者の決定
平成27年 8月18日	完成版の公開

4. 資料一覧

記述の根拠となる資料等	資料番号・資料名
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1.UEKUSA2016 GUIDE BOOK
創立記念, 周年誌等 (100年のあゆみ)	2.100年のあゆみ
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	3.履修要項 4.ウェブサイト (情報公開)
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	5.シラバス
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	6.植草学園短期大学自己点検評価に関する規程
過去3年の間にまとめた自己点検・評価報告書	7.平成24年度自己点検・評価報告書 平成25年度自己点検・評価報告書

記述の根拠となる資料等	資料番号・資料名
	平成 26 年度自己点検・評価報告書
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
<b>基準Ⅱ：教育課程と学生支援</b>	
<b>A 教育課程</b>	
学位授与の方針に関する印刷物	3.履修要項
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	3.履修要項
入学者受け入れ方針に関する印刷物	8.入学試験要項
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧（教員名、担当授業科目、専門研究分野）	9.時間割表
シラバス	5.授業概要
単位認定の状況表	10.単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	11.進路ガイドブック
<b>B 学習支援</b>	
学生便覧（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	3.履修要項 12.学生生活ガイド
学生支援の満足度についての調査結果	13.学生の満足度アンケート
就職先からの卒業生に対する評価結果	14.就職先からの要望意見等まとめ
卒業生アンケートの調査結果	15.卒業生アンケート
短期大学案内・募集要項・入学願書	1.UEKUSA2017 GUIDE BOOK
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	1.UEKUSA2017 GUIDE BOOK
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	1.UEKUSA2017 GUIDE BOOK
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	16.オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	17.学生カード 18.進路登録カード
進路一覧表等の実績（過去3年）についての印刷物	19.進路ガイドブック
GPA 等成績分布	20. GPA 一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果	21.授業評価アンケート 22.授業評価アンケート結果
社会人受け入れについての印刷物等	8.入学試験要項
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD 活動の記録	23.FD 委員会議事録 24.FD 研修会記録 25.授業報告書
SD 活動の記録	26.事務研修会資料 27.新任職員の集い資料 28.教職員の集い資料
<b>基準Ⅲ：教育資源と財的資源</b>	

記述の根拠となる資料等	資料番号・資料名
<b>A 人的資源</b>	
教員の個人調書（専任教員については教員履歴書，過去5年間の業績調書。非常勤教員については過去5年間の業績調書） [大学の設置等に係る提出書類内の様式を準用する（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）]	29.専任教員個人調書 30.非常勤教員個人調書
教員の研究活動について公開している印刷物等（過去3年）	31.植草学園短期大学紀要
専任教員等の年齢構成表	32.教員の年齢構成
科学研究費補助金等，外部研究資金の獲得状況一覧表（過去3年）	
研究紀要・論文集（過去3年）	31.植草学園短期大学紀要
教員以外の専任職員の一覧表（氏名，職名）	33.専任職員一覧
<b>B 物的資源</b>	
校地，校舎に関する図面（全体図，校舎等の位置を示す配置図，用途（室名）を示した各階の図面，校地間の距離，校地間の交通手段等）	34.校地，校舎に関する図面 35.教室等の配置図
図書館，学習資源センターの概要（平面図，蔵書数，学術雑誌数，AV資料数，座席数等）	36.M棟（図書館棟）図面 37.蔵書数等一覧
<b>C 技術的資源</b>	
学内LANの敷設状況	38.学内LAN一覧
マルチメディア教室，PC室教室等の配置図	39.PC室配置図
<b>D 財的資源</b>	
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」[書式1]，「貸借対照表の概要（過去3年）」[書式2]，「財務状況調べ」[書式3]及び「キャッシュフロー計算書」[書式4]	40.財務内容書式1・2・3・4
資金収支計算書・消費収支計算書（過去3年）	41.計算書（平成25年～平成27年）
貸借対照表（過去3年）	42.貸借対照表
中・長期の財務計画	43.学校法人植草学園中期計画
事業報告書（過去1年）	44.事業報告書
事業計画書／予算書（評価実施年度）	45.平成27年度事業計画書 46.平成27年度予算書
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	47.植草学園教育研究振興資金寄附のお願い
財産目録及び計算書類（過去3年）	48.植草学園事業報告書
<b>基準IV：リーダーシップとガバナンス</b>	
<b>A 理事長のリーダーシップ</b>	
理事長の履歴書	49.理事長の履歴書
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	50.理事・監事・評議員名簿

記述の根拠となる資料等	資料番号・資料名
理事会議事録（過去3年）	51.理事会議事録 （平成25年～平成27年）
寄附行為	52.寄附行為
<p>諸規程集</p> <p>組織・総務関係 組織規程，事務分掌規程，稟議規程，文書取扱い（授受，保管）規程，業務印取扱規程，個人情報保護に関する規程，情報公開に関する規程，公益通報に関する規程，情報セキュリティポリシー，防災管理規程，自己点検・評価に関する規程，SDに関する規程，図書館規程，各種委員会規程</p> <p>人事・給与関係 就業規則，教職員任免規程，定年規程，役員報酬規程，教職員給与規程，役員退職金支給規程，教職員退職金支給規程，旅費規程，育児・介護休職規程，懲罰規程，教員選考基準</p> <p>財務関係 会計・経理規程，固定資産管理規程，物品管理規程，資産運用に関する規程，監査基準，研究費（研究旅費を含む）等の支給規程，消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学則，学長候補者選考規程，学部（学科）長候補者選考規程，教員選考規程，教授会規程，入学者選抜規程，奨学金給付・貸与規程，研究倫理規程，ハラスメント防止規程，紀要投稿規程，学位規程，研究活動不正行為の取扱い規程，公的研究費補助金取扱いに関する規程，公的研究費補助金の不正取扱い防止規程，教員の研究活動に関する規程，FDに関する規程</p>	<p>53.植草学園規程集</p> <p>54.植草学園短期大学規程集</p>
<b>B 学長のリーダーシップ</b>	
学長の履歴書・業績調書	55.学長の履歴書・業績書
教授会議事録（過去3年）	56.教授会議事録 （平成25年～平成27年）
委員会等の議事録（過去3年）	57.委員会議事録 （平成25年～平成27年）
<b>C ガバナンス</b>	
監事の監査状況（過去3年）	58.監査報告書 （平成25年～平成27年）
評議員会議事録（過去3年）	59.評議員会議事録

記述の根拠となる資料等	資料番号・資料名
	(平成 25 年～平成 27 年)
選択的評価基準	
選択的評価基準 1～3 を実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。</li> <li>■ 資料・データ一覧を様式 5 に記載する。</li> <li>■ 複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。</li> </ul>	60.公開講座パンフレット 61.相談支援センターパンフレット 62.被災地ボランティア活動報告書

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### (a) 基準 I の要約

「徳育を根幹とする」本学の建学の精神・教育理念及び教育目的は、学則に明示している。その目的に沿って、福祉学科「地域介護福祉専攻」と「児童障害福祉専攻」及び専攻科「特別支援教育専攻」と「介護福祉専攻」を設け、それぞれの教育目的・目標を学則上に規定し、明確に示している。

教育目的に即した学習効果については、「地域介護福祉専攻」及び「専攻科介護福祉専攻」は介護福祉士資格取得、「児童障害福祉専攻」は保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得を、卒業要件としている。「専攻科特別支援教育専攻」も、選択ではあるが、すべての学生が特別支援学校教諭二種免許状取得を目指している。このため、学習成果の判定は明確である。その査定は、シラバスの授業目標・年間授業計画等に基づいた授業評価の方法・基準に照らして、科目担当教員の責任の下、適切に行っている。専攻会議等を通して、その結果を適宜、把握・報告・検証し、学生指導に活用している。

自己点検評価活動は、規程に基づき組織された自己点検評価委員会によって実施している。開学以来、毎年、自己点検・評価報告書をまとめ、法令遵守はもとより、報告書のまとめ段階から内容の共有化を図り、必要な改善努力を積み重ねている。

建学の精神・教育理念及び教育目的、学習成果に関する事項、自己点検・評価報告書は、履修要項（学則も掲載）や大学案内、シラバス、ホームページ等で、学内外に公表している。毎年度始めには、「教職員の集い」を開催し、建学の精神・教育理念及び教育目的等の共有化・共通理解を図っている。

学生への周知方法及び指導については、上記の他に、オリエンテーションや建学の精神・教育理念を講義内容にした授業、学園生活の折々の機会に触れ、実践化に向けて具体的に対応している。

### (b) 行動計画

建学の精神・教育理念については、特段変更する必要はないが、その解釈等については、時代状況や社会のニーズ、本学の人材養成に関する規程の改変状況、学生の様子等に応じて、組織的に見直し検討・改善していく。

学習成果である学位授与方針等に関しては、学生への周知方法について検討を加え、周知を徹底する。学習成果については、学生の声や様子を受け止めることに努め、科目ごとの内容も精査し、より具体的・实际的に提示していく。特に、懸案の介護福祉士（資格）国家試験化に備え、学習内容等を見直し、必要な改善をしていく。

自己点検・評価についても、その報告書が次への課題解決・改善に寄与するよう、さらに努力する。

## 基準 I -A 建学の精神

### (a) テーマ全体の要約

建学の精神・教育理念は、学園建学の精神「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」に基づき、学則に「植草学園短期大学（以下「本学」という。）は、我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、人格を陶冶し、深く専門の学芸を教授研究し、もって乳幼児期から高齢期までの障害や生活上・学習上に困難性のある人もない人も共に豊かに生きる共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に示し、履修要項・大学案内等様々な媒体で、広く学内外等に表明している。また、「教職員の集い」や「オリエンテーション」等々で、建学の精神・教育理念を定期的に確認し合い、教職員・学生ともに共有化され、日常の行動指針となっている。

### (b) 改善計画

長年培ってきた建学の精神を変更する必要はないが、その解釈については、社会のニーズ、近隣地域社会のニーズ、人材養成に関わる規程・規則の改編状況、学生の様子等々に合わせ、自己点検評価委員会を中心に組織的に見直し、検討・改善していく。

## 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。

### (a) 現状

植草学園短期大学の建学の精神は、学則第 1 条に示されている。毎年刊行し、学生に配布する「履修要項」の冒頭に学則第 1 条を含め「建学の精神と理念」として、次のように説明し、明確に示している。

#### 植草学園建学の精神と大学の目標

110 余年の歴史の比較的早い時期に、学園建学の精神を、次のとおり、規定しています。

「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

植草学園の建学の精神に基づき、植草学園短期大学はその目的を、次の通り規定しています。

「植草学園短期大学は、我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、人格を陶冶し、深く専門の学芸を教授研究し、もって乳幼児期から高齢期までの障害や生活上・学習上に困難性のある人もない人も共に豊かに生きる共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。」（学則第 1 条）

#### 理念 1 徳育を教育の根幹とする

植草学園は、110余年の歴史の過程で、徳育を教育の根幹としてきました。

教育は、知育、体育、技育、徳育から成るとされていますが、徳育を教育の根幹に位置づけています。

このことを教育課程で具体化するために、授業科目「道德と福祉の心」を必修とし、加えて、大学生活全般を通して、徳育を基盤とする心の教育を大切にしています。

知育を **Head** の教育、体育を **Health** の教育、技育を **Hand** の教育とすれば、徳育は **Heart** の教育ということになります。品性を高め、感性を磨く心の教育です。

心の教育は品性の教育であり、感性の教育でもあります。知育、体育、技育のいずれも重要には違いありませんが、それにもまして、心の教育は大切に、**Heart** の教育こそ、「4つのHの教育」の根幹と言えます。

豊かな心を培う心の教育は、人を思う心を何よりも大切にします。人を思う心は、豊かな人間性に基づく思いやりの心です。感じ合い、わかり合い、支え合う心です。人の心の痛みにも、喜びにも共感し、共に生きる共存の心です。

心の通う質の高い大学生活を通して、共に生きる心を培い、磨き、高めることで、豊かな人間性に基づく道德心も、高い倫理観もはぐくまれ、身につくものと考えます。加えて、自らの良心に従い、善を行い悪を排する確かな道徳的実践力—確かな道德心に裏打ちされた実践力を修めたいものです。

## 理念2 共に生きる社会の実現をめざす

共に生きる社会—それは、思いやりに満ち満ちた共生社会を意味します。幼い子どもも高齢な人も、学習上の障害や生活上の困難性のある人も、ない人も、共に豊かに生きる社会の実現を願い、めざします。

福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害や困難性のある人をも、ない人をも包み込む社会を追究する気運が高まっています。障害などのある人も、ない人も、幼い子どもも、高齢な人も、地域で共に生きることを当たり前のこととする社会思潮が高まっています。

障害や困難性のある人が、現実の社会で、主体的・自立的に生きることは、義務であるよりは権利であります。この権利の実現には、教育、福祉、保健医療の各分野からのきめ細かな、行き届いた支援が必要不可欠であります。

本学は、教育、福祉の各分野において、社会の発展に寄与する有為な人材の養成をめざしています。その目標達成のために、学習上・生活上の障害や困難性と関わる授業科目を、教育課程上に多く配置しています。さらに、植草学園大学や、植草学園大学附属高等学校などと協力して、幼い子どもや高齢な人、学習上・生活上に障害や困難性のある人などを包み込む地域社会との交流、連携・協同の推進に努めます。

以上の理念を大切にし、教育研究と人材養成に地道に取り組みたいものです。その取り組みは、必ずや、理念の具体化と実現に確実に通じるはずであります。

この建学の精神やその主旨は、「履修要項」はもとより、毎年刊行の「大学案内」及び広報誌「U-heart」、就職支援のための案内冊子、学園ホームページ等に掲載され、広く学外に発信している。

本学の学生は、高齢者や乳幼児、障害や生活上・学習上の困難性のある人に適切にかつ専門的に対応できる介護福祉士又は保育士・幼稚園教諭となることを志している。いずれも特別な支援・配慮を必要とする人たちと関わることのできる資格・免許取得であり、仕事である。「徳育」（心の教育）を根幹とする本学の理念は、人との関わりの基本ベースとなるものであり、どの学生も自然体で体現できるように、全学を挙げて心掛けている。単なるお題目としての理念ではなく、日常の生活上の規範となるようにしている。

学生への理念の周知方法は様々である。入学式・卒業式における学長式辞・理事長祝辞で触れたり、入学直後の新入生オリエンテーション等で説明したりして、理念の理解を深めるようにしている。また、学園祭や実習の事前指導等折々の機会に、「徳育」（心の教育）に関連づけて指導を展開している。

授業科目でも、全学生必修の「道徳と福祉の心」では、建学の精神に関する内容を組み入れ、講義を実施している他、建学の精神・教育理念を踏まえた授業科目や実習科目を多く設定している。

本学の創設者・故植草まう（こう）が、心の教育の一環として大切にされた「日常五心」－素直な心・反省の心・奉仕の心・謙虚な心・感謝の心－を、講義室や学生ホール等に掲示し、単なる目標にとどめることなく、学生自身が進んで実践し、日常化するよう指導している。

教職員に対しては、毎年4月1日に学園の全教職員の集まり「教職員の集い」を実施し、理事長より「建学の精神」の解釈や学園の教育理念について説明が行われ、その共有化を図っている。心のこもったよりよい学生支援や保護者支援、来校者対応、教職員関係等においても、教職員の理念の共有が欠かせないからである。

障害に関する専門性を身につけることを大切にしている本学の実績が認められ、以下のような取組が平成19年度から平成27年度まで連続して、文部科学省からGPとして選定された。特に、平成24年度～27年度産業界のニーズに対応した教育改善・教育体制整備事業における最終評価は、【テーマA】は「S」評価を、【テーマB】「は「S」：当初の計画を超えた取組」と評価された。建学の精神・教育理念の徹底を力強く進めることにつながった。

年度	事業名	テーマ等
H19～21	特色ある大学教育支援プログラム	「障害に関する専門性を身につけた人材の養成」
H21～22	学生支援推進プログラム	「よりよい職業選択を支え正規職員就職率を高める体験学習の組織化」
H22～23	大学生の就業力育成支援事業	「専門性をコアとした就業継続力の育成－キャリアの視点から人間関係力を培う」
H24～26	産業界のニーズに対応した教育改善・教育体制整備事業	「産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発」を共通テーマに掲げる関越地域大学グループ(17大学)に加わり、「学生のキャリアパス・キャリ

		ア準備性の確立を目的とした教育実践の質向上」
H26～27	<p>【テーマA】 産業界のニーズに対応した教育改善 ・充実体制整備事業</p> <p>【テーマB】 インターンシップ等の取組拡大 (大学教育再生加速プログラム (インターンシップ等を通じた教育強化))</p>	「インターンシップ等の取組拡大」

こうした取組の結果、学園祭における幼児・障害児（者）・高齢者等との交流活動が年々活発となり、その計画と実行に学生がより主体的に取り組めるようになった。また、障害について学ぶことで、子どもや高齢者を肯定的に理解できるようになり、やさしく対応できる支援者になれることを日々の教育実践で実感している。

やさしさが、やさしさを呼び、やさしさがキャンパス中に広がってきている。笑顔の挨拶が飛び交い、心の通うキャンパスになってきている。実習先でも、就職先でも、「植草の学生さんは、幼児・高齢者・障害者にやさしい」という評判が高まり、広がってきている。

建学の精神の見直し、確かめ合いは、前述した「教職員の集い」で定期的に確認し、共有化を図っている。学園としての建学の精神・教育理念の見直しは、新たな学校の設置（大学や短期大学設置）の際に、その設立準備委員会で行った。また、その解釈に関する見直しは、教育活動の核心部分であり、その周知の施策を含め、必要に応じ自己点検評価委員会、専攻会議、教授会、理事会で検討・審議することとしている。

#### (b) 課題

長年培ってきた建学の精神を変更する必要はない。現行の努力を地道に積み重ね、共通理解をさらに深めていく。しかし、その解釈については、社会のニーズ、近隣地域社会のニーズ、介護福祉士・保育士・幼稚園教諭・特別支援学校教諭養成に関する規程・規則の改変状況、学生の様子等々に応じ、自己点検評価委員会を中心に組織的に見直し、検討・改善していく。

### 基準 I -B 教育の効果

#### (a) テーマ全体の要約

建学の精神に基づき、「地域社会及び我が国の進展に貢献し得る有為な人材を育成すること」（学則第1条）を、教育の目的として示している。

この目的に沿って、福祉学科「地域介護福祉専攻」と「児童障害福祉専攻」及び専攻科「特別支援教育専攻」と「介護福祉専攻」を設け、それぞれ教育目的・目標を学則上に規定し、明確に示している。

教育目的・目標の学内外への表明は、その趣旨も含め、学生には、入学時のオリエンテーションでの説明や履修要項等への掲載で行っている。学外へは、大学案内、ホームページ、学園広報誌等で公表するとともに、オープンキャンパス等の機会にも行っている。

学習成果は、両専攻とも、介護福祉士資格あるいは保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得を卒業要件にしているため明確である。また、その周知も同様に行っている。学習成果の査定は、GPA も活用し、各科目担当者の責任の下、適切に実施している。その量的・質的データは担当事務局教務課で管理し、専攻会議等とも連携し定期的に点検を行っている。

教育の質の向上・充実のためのPDCA サイクルも、卒業後の就業調査も含めた大きなサイクルで行っており、教育実践の見直し・点検に活用している。

学校教育法、短期大学設置基準等については、その変更等の確認も含め法令遵守に努めていることはもとより、東日本大震災での被災学生支援等についても、文部科学省の通達等を参考に必要な対応を行っている。

(b) 改善計画

現在、文部科学省による“発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業(平成26～28年度)”の委託を受けている。昨年度までの“産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業(平成24～26年度)”の取組の成果を踏まえ、これらの事業推進の過程で、産業界と卒業生に対する調査を行い、その実態を把握し、時代に合った教育を展開しているか否かの検討が必要である。

学習成果に関しては、学生の声や様子を受け止めることに努めるとともに、科目ごとの内容も精査し、引き続きより具体的・実的に明示していくようにする。

懸案事項の介護福祉士国家試験化を意識し、学習成果データを基に今から必要な対応方法を検討していく必要がある。平成27年度から開始した履修証明プログラムの成果を基に教育内容の検討を考えている。

**基準 I -B-1 教育目的・目標が確立している。**

(a) 現状

本学福祉学科2専攻（地域介護福祉専攻，児童障害福祉専攻），専攻科2専攻（特別支援教育専攻，介護福祉専攻）では、建学の精神に基づき、それぞれの教育目的及び学習成果を以下のとおり学則に規定し、明確に示している。

**福祉学科2専攻（学則第3条の2）**

学科・専攻	教育研究上の目的
地域介護福祉専攻	地域介護福祉に根ざした介護福祉を学び、介護福祉士の資格などを取得し、高齢者・障害者の施設等で介護・支援に当たる人材をはじめ、地域・家庭における高齢者・障害者の生活を支える専門家など、広く高齢者・障害者の地域福祉に従事する人材を養成する。

児童障害福祉専攻	児童福祉を基礎とした障害福祉を学び、保育士の資格や幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状などを取得し、障害等のために特別なニーズのある幼児・児童の保育・教育の専門性を備えた保育士・幼稚園教諭をはじめ、障害児福祉施設等の指導員など、広く、幼児・児童等の福祉・教育に従事する人材を養成する。
----------	--

### 専攻科2専攻（学則第48条第2項・第3項）

- 2 特別支援教育専攻においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の免許状を有する者に、児童福祉・幼児教育を基礎とする障害教育に関する精深な専門教育を行い、より高度な専門性を備えた人材を養成することを目的とする。
- 3 介護福祉専攻においては、高齢化社会の介護ニーズに応えるため、保育士の資格を有する者に、さらに介護の専門知識、技術、倫理等の理解と実践力を身につけた介護福祉士を養成することを目的とする。

教育目的及び学習成果については、その趣旨をかみ砕いて、以下のような内容で発信している。

学生に対して・・・ガイダンスでの説明や履修要項への記載等々で、周知を図っている。  
学外に対して・・・大学案内・ホームページ・広報誌等々で、公表・発信している。

#### 教育の目的・教育目標

- ① 福祉学科（Welfare Department）では、福祉の心と実践力を養い、高め合う。  
豊かな人間性に基づく思いやりの心。感じ合い、わかり合い、支え合う心。人の心の痛みにも、喜びにも共感し、共に生きる愛と連帯の心。それが福祉の心。  
福祉の心と実践力を高め合う。
- ② 地域介護福祉専攻（Study of Community Care Service）では、地域福祉に根ざした介護福祉を学び、介護福祉士の資格取得をめざす。  
本専攻では、高齢者・障害者の施設等で介護・支援にあたる人材をはじめ、地域・家庭における高齢者・障害者の生活を支える専門家など、広く、高齢者・障害者の地域福祉に従事する人材の養成をめざす。
- ③ 児童障害福祉専攻（Study of Special Needs Child Care）では、児童福祉を基礎とした障害福祉を学び、保育士、幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状（選択）などの資格・免許取得をめざす。  
本専攻では、障害等のために特別なニーズのある幼児・児童の保育・教育の専門性を備えた保育士・幼稚園教諭をはじめ、障害児福祉施設等の指導員など、広く、特別なニーズのある幼児・児童等の福祉・教育に従事する人材の養成をめざす。
- ③ 専攻科特別支援教育専攻（Advanced Course on Study of Special Supported Education）では、幼稚園教諭等教員免許状を有する者が入学し、障害等のために特別なニーズのある児童等の教育について学び、特別支援学校教諭二種免許状の取得をめざす。修業年限は1年。  
本専攻では、学生が少人数であることを生かし、自ら選んだ指導教員の下で、

特別支援教育の現場と関わって、実践的な研究を進め、確かな実践力を身につける。

- ⑤ 専攻科介護福祉専攻（Advanced Course on Study of Care Service）では、保育士資格を有する者（保育士養成校で取得）が入学し、介護福祉の専門的知識・技術・倫理等について学び、介護福祉士資格の取得をめざす。修業年限は1年。

本専攻では、介護福祉の専門科目を学ぶとともに、実技演習や実習等の実践的学習を積み重ね、その専門性を高め、確かな実践力を身につける。

本学の各専攻の独自性をさらに明確化するために、独自色強化の方向を「平成23年度植草学園短期大学の基本方針及び目標」の「中期計画(平成21～25年度)」において定めており、現在に至るまで大切にしている。

### 目的上の独自色強化

地域介護福祉専攻 — 地域福祉に重きを置く介護福祉士の養成

児童障害福祉専攻 — 特別なニーズのある幼児・児童等を支援する専門性をもった保育士・幼稚園教諭の養成

### カリキュラム上の独自色強化

地域介護福祉専攻 — 地域福祉に根ざした介護福祉を学ぶカリキュラムの充実

児童障害福祉専攻 — 児童福祉・保育を基礎とした障害福祉・教育を学ぶカリキュラムの充実

### 指導・支援上の独自色の強化（両専攻共通）

福祉の心を育む指導・支援の充実

実践力を高める指導・支援の充実

学生一人ひとりへの個別支援の徹底

既に触れたように、本学は心の教育を大切にしている。豊かな心を培い、感性を磨き、品性を高めることを何よりも大切にしている。

地域介護福祉専攻では、急激な高齢化社会を迎えている中で、地域福祉に根ざした介護福祉を学び、高齢者・障害者の施設等で介護にあたる介護福祉士、地域・家庭における高齢者・障害者を支える介護福祉士など、広く、高齢者・障害者の地域福祉に従事する確かな専門性を備えた人材の養成を目指すことを目的としている。

専攻科介護福祉専攻では、保育士資格を有する者（保育士養成校で取得）が入学する。既に取得済みの保育士資格取得で学んだことに加え、介護福祉の専門的知識・技術・倫理等について学び、介護福祉士としての専門性を高め、確かな実践力を身につけることを目的としている。

児童障害福祉専攻では、障害等のために特別なニーズのある幼児・児童の保育・教育の専門性を備えた保育士・幼稚園教諭をはじめ、障害児福祉施設等の指導員など、広く特別なニーズのある幼児・児童等の福祉・教育に従事する人材の養成を目指すことを目的としている。

専攻科特別支援教育専攻では、幼稚園教諭等教員免許状を有する者が入学する。障

害等のために特別なニーズのある児童・生徒の教育等について学ぶために、特別支援教育の現場と関わる実践的な研究を進め、確かな実践力を身につけることを目的としている。

このように、両専攻の学習成果は明確である。地域介護福祉専攻では、地域福祉に根ざした介護福祉を学び、介護福祉士資格の取得を卒業要件としている。児童障害福祉専攻では、児童福祉を基礎とした障害福祉を学び、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得が卒業要件となっている。また、特別支援学校教諭二種免許状（選択）などの資格・免許取得を目指す。

教育目的については、年2回発行の学園広報誌「U-heart」で、学園内外に発信する他、大学案内やホームページにおいても表明している。オープンキャンパス等でも、参加者に丁寧に説明している。学生への周知は、建学の精神、教育目的等を履修要項に示すとともに、年度当初のオリエンテーション等で説明を行っている。

教育目的及び学習成果についての点検については、年度末に実施する学生の満足度アンケートを基に、必要な点検・確認を実施している。

また、前述した文部科学省の5回に及ぶGP等認定の際に、継続的・定期的な教育目的・目標の見直しを求められており、入学志願者の募集状況、学生の満足度アンケート、就職状況等も踏まえて、教授会・教務委員会・専攻会議等において点検を行っている。

#### (b) 課題

「建学の精神に基づく、本学の教育目的・目標」の学生への周知については、年度当初のオリエンテーション等で確認してはいるが、引き続き、日常の教育活動との関連の中で、折に触れ取上げ、浸透・定着を図り周知を徹底していく必要がある。

教育目的・目標の点検については、介護福祉士・保育士・幼稚園教諭等養成カリキュラムの改訂時や、学生の学びの様子・学生の満足度アンケート・就職状況等とも関連づけ、必要に応じて、行っていく。

地域介護福祉専攻では、その目的を「地域福祉に根ざした介護福祉を学び、高齢者・障害者の地域福祉に従事する人材の養成」として、就職先は施設に限らず在宅・地域に広がってきている。そうした状況も踏まえ、「地域福祉」を意識した実践家として育っているか、教育課程は適切かなどを検討する課題も出てきている。

### 基準 I-B-2 学習成果を定めている。

#### (a) 現状

学習成果に関しては、既に述べたように建学の精神及び教育の目的に即して、地域介護福祉専攻では介護福祉士資格を、児童障害福祉専攻では保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得を卒業要件として学則で規定し、明確に示している。したがって全学生が、学習成果として、それぞれの資格・免許を取得するようになっている。加えて、児童障害福祉専攻では、選択で特別支援学校教諭二種免許状の取得ができるようになっている。こうした学習成果を得て卒業すると、学則で「短期大学士」の学位を授与

することとしている。

専攻科特別支援教育専攻では、選択で特別支援学校教諭二種免許状の取得が、専攻科介護福祉専攻では、介護福祉士資格の取得ができるようにしている。

学習成果の確認や量的測定に関しても、資格・免許の取得が卒業必須条件であるため非常に明確である。この学習成果が得られるよう、必要な科目を設定しており、事務局教務課、キャリア支援課等で分担して、学生個々の単位取得状況や就職状況等を量的・質的データとして測定・管理している。

各授業の単位認定方法（試験，レポートや制作物の提出等）及び単位の取得状況，担当教員による学習評価については，授業科目担当教員の責任の下に，適切に行っている。さらに，組織的には，各科目担当者からの単位認定結果を集約し，専攻会議等を通して，各教科目の単位取得状況などの学習成果に関する状況を適宜把握・検証し，適切に行っている。

単位の認定方法は，シラバスに記されている各科目の「成績評価の方法・基準」に基づいて行われている。基本的には期末試験（レポート等を含む）結果・授業参加状況等から総合的に評価している。各授業科目の成績評定を基に，成績評価と GPA 制度を用いた成績評価を行っている。再試験が必要となった学生には，補講等を行い，再試験の結果で評価している。その結果，単位取得状況もほぼ 90～100%と概ね良好である。

地域介護福祉専攻においては，全国の介護福祉士養成校生が一斉に受験する共通試験に参加し，その結果を日本介護福祉士養成施設協会に報告している。また，全国集計により得られた分析結果を教育改善に活かしている。27 年度の共通試験は，全員 1 回で合格となっている。

学習成果の測定に関しては，各科目の成績評価とは別に，FD 活動の一環として，学生による授業評価も実施している。

学習成果の最も大きな指標は，資格・免許の取得率とその資格・免許を活かした就職率(専門職決定率)である。その結果は，毎年，大学案内をはじめとする様々な媒体を通して，学内外に表明している。既に触れたように，本学の就職支援に関しては，文部科学省より GP に選定されており，就職率・専門職決定率という観点も踏まえて，常に学習成果の点検を行っている。

#### (b) 課題

今後，学習成果に関しては，さらに科目ごとに精査し，より具体的・实际的に学生に明示し，学生支援に活用していく。

また，懸案事項の介護福祉士（資格の）国家試験実施化に向け，学習成果のデータを基に科目の理解度等を検討し，授業改善に資するようしていく。

学習成果の測定にあたって，GPA 制度の一部導入を行っているが，全面実施について検討する。

### 基準 I -B-3 教育の質を保証している。

#### (a) 現状

学校教育法，短期大学設置基準をはじめ関係法令の変更等については，常に確認して法令遵守に努めている。東日本大震災での罹災学生支援等についても，文部科学省の通達等を参考に必要な対応を行っている。

両専攻の最終的な学習成果の査定は，資格・免許の取得率及び就職率である。それに至る過程で，毎月開催するそれぞれの専攻会議において，学生の授業出席状況の確認を行うとともに，各学年の前期・後期の成績評価時点では必修科目の単位取得状況の確認をしている。併せて，単位取得状況の思わしくない学生がいる場合には，担任を中心に教員相互の共通理解を図った上で，相談支援活動を実施している。

教育の向上・充実に向け，PDCA サイクルで常に見直し・改善に努めている。年度当初に「事業計画」が理事会から示される。それに基づき，両専攻，各種委員会，担当事務局等が連携し，それぞれの計画を立案する。それが専攻会議や教授会に報告され，検討される。取組の過程で，見直し・必要な改善も行う。取組終了後あるいは年度末にその結果が報告される。それを次年度に引き継ぐようにしている。

加えて，平成 19 年度から連続している文部科学省の GP そのものが PDCA サイクルを求めているため，その実施に際しても，卒業後の就業状況調査も含めた大きなサイクルが機能している。併せて，専攻会議を中心に，各月・各学期・年度ごとの教育活動の見直しを定期的に行っている。

#### (b) 課題

教育の質を保証し，さらに向上・充実するための今後の課題は，学期の途中の段階で，これまで以上に学生の声や様子を受け止めることに努め，すぐに改善できる事柄を把握し対応することである。

### 基準 I -C 自己点検・評価

#### (a) テーマ全体の要約

本学では，平成 11 年 4 月の開学時から「自己点検評価委員会」を設け，毎年自己点検・評価報告書を発行している。平成 26 年度より，その結果を教員全員に回覧し，また本学図書館において一般公開している。

自己点検・評価の実施では，常に教職員の意見や学生のアンケート結果を反映するとともに，今後のあり方を考える機会の一つとしている。教職員からの意見・提案については，報告書の項目ごとに聞き取りを行い，必要事項は検討の上取り入れるようにしている。学生対象の授業評価アンケートを科目ごとに実施し，その結果を参考に自己点検・評価をしている。アンケートは無記名とし，記入後，教員の手を通さず提出できるシステムになっていることから，学生の率直な考えを知ることができる。平成 21 年度からはアンケート実施時期を授業最終時間ではなく授業期間の中間に行い必要に応じて見直し，その後の授業に活かすことができるようにしている。

また、学生の満足度アンケートを年度末に実施し、その結果を自己点検・評価で活用している。

(b) 改善計画

これまで全教職員による財団法人短期大学基準協会の「短期大学評価基準」を基に、報告書の項目ごとに教職員相互に意見・提案事項等やりとりするなど、全教職員が協力し合って評価を実施し、今後のあり方を含め報告書として毎年まとめている。特に改善が望まれる項目や意見については、教授会や各専攻会議で改善策を検討し、より良い状況の推進に向けて努めている。今後も引き続き実施しながら、自己点検実施上生じる課題等に対応していく。

学生の満足度アンケートを年度末に実施してきたが、当該学生の意見・要望を次年度当初から活かすためには、アンケートの実施時期を授業評価アンケートのように、年度の途中に実施することも検討する必要がある。

**基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。**

(a) 現状

本学では、平成 11 年 4 月の開学時から「自己点検評価委員会」を設け、毎年自己点検・評価報告書を発行している。自己点検評価の目的は、学則第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されており、その取組を大きく位置づけている。

委員会は、植草学園短期大学自己点検評価委員会規程(平成 13 年 4 月制定)に則り、その構成は学長(委員長)、学科長、両専攻主任、図書館長、ALO、教授 2 名、学園長、学園事務局長、大学事務局長、企画・情報管理室長で、必要に応じて適宜、会合を開催している(自己点検・評価の流れは p.20 図参照)。

報告書の項目ごとに全教職員から意見・提案アンケートなどを聴取し、成果や改善点を教授会や各専攻会議で確認するとともに、今後のあり方を考える報告書となるようにまとめている。平成 20 年度から報告書はホームページ上でも公開している。

平成 22 年度に第三者評価を受け、平成 23 年 3 月 24 日付けで短期大学基準協会より適格の評価結果を得た。

(b) 課題

本学の組織・規程に自己点検評価委員会が位置づけられており、毎年自己点検・評価報告書を発行し、本学の特徴・成果、課題点をわかりやすく提示している。今後も報告書が課題改善に寄与するものとなるよう、さらに努力する。

◇ 基準 I についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

1 年生前期必修科目の「道徳と福祉の心」の中で、「学園の歴史及び学園建学の精

神について」の講義を実施し、建学の精神について学生への周知をしている。

授業評価アンケートの結果からも、建学の精神の理解及び学園での学びについて理解を深めることができたという高い評価を得ている。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### (a) 基準Ⅱの要約

#### (1) 教育課程

学位授与方針（ディプロマポリシー）は、学則及び学位規程に則り、学習成果に対応させ、卒業を迎えた地域介護福祉専攻学生に短期大学士（介護福祉学）、児童障害福祉専攻学生に短期大学士（幼児福祉学）の学位を授与することを明確に定めている。

教育課程編成・実施にあたっては、学則の目的・学位の授与方針に基づき、教育課程編成の方針（カリキュラムポリシー）を定め、学習成果に対応させ、内容相互の関連性・連続性に実習等との関連なども考慮して、カリキュラムツリーを作成するなどし、体系的な学びができるようにしている。学習の査定も明確である。

入学者受入方針（アドミッションポリシー）は、明確に定めて、広く学外に発信し周知をしている。

学習の成果は達成可能であり、地域介護福祉専攻・児童障害福祉専攻での学習成果は、現代社会のニーズに応じており、実際的で高い価値を有している。

学生の卒業後評価への取組を行っており、その結果を学習成果の点検・改善に活用している。

#### (2) 学生支援

「図書館」「PC室」「ピアノ練習室」をはじめ、実習・実技関係の施設・設備も整え、また、ボランティア情報や就職活動情報等は情報機器の整備で自宅でもアクセスできるようにするなど、教職員は、学生の学習成果の獲得に向け、教育資源を有効に活用している。

FD活動では、FD委員会の方針に基づいて、「学生による授業評価アンケート」の実施や教員による「授業の自己点検票」の作成により、授業改善に努めている。

事務職員は、教員と密接な連携を図り、所属部署の担当職務を通じて、学生の状態を把握し、学习上・生活上の必要な支援を丁寧に行っている。SD活動については、研修会の開催などを通し積極的に実施している。

学習成果の獲得に向けて、毎年度当初にオリエンテーション等を実施し、全学挙げて、説明・相談を丁寧に行っている。

悩み等を抱える学生には、「オフィスアワー」やカウンセラーを配置している学生相談室などを活用し、教職員が連携を取りながら支援している。基礎学力が不足していると思われる学生、進度の遅い学生等に対しては、専攻会議等で課題を共有し、必要な支援的対応をクラス担任・ゼミ担任を中心に、きめ細やかに行っている。児童障害福祉専攻では、特に、実習の記録簿・指導案の記載に苦手意識をもつ学生に対して、担当職員を配置し、個別的な支援も展開している。

学生への生活支援に関しては、学生委員会及び学生課を中心に連携を図り、全教職員が行っている。学友会活動・サークル活動は、植草学園大学と一体化し、学生の主体的取組として展開している。また、学生の健康管理等に関しては、健康管理

室を中心に必要な対応をしている。

キャンパスアメニティも、学生数に十分対応できるよう、学生食堂、学生ホールやコンビニ風の売店などを設け対応している。

通学の便は、最寄りの JR 駅から民間バス会社に委託して、授業時間に合わせバスの運行をしていたが、平成 26 年 6 月から、民間の公共交通機関として路線化された。それに伴い、JR 千葉駅・モノレール千城台駅まで延伸され、交通の便が拡充された。引き続き、定期券代に学園から補助を行い、学生の負担軽減を図っている。

ボランティア活動は、キャリア支援課が窓口となり、全教員が連携し、東日本大震災被災地支援や保育所・特別支援学校・高齢者施設等で積極的に展開している。児童障害福祉専攻では、「ボランティア体験実習」として科目を設定し、単位認定も行い活発化を図っている。

進路支援については、キャリア支援委員会・キャリア支援課を中心に、常時、教員と連携し、必要な様々な支援的対応を展開し、就職率 100%の実績を上げている。

入学者受入方針（アドミッションポリシー）は、入学試験要項に掲載するとともに、「オープンキャンパス」等の機会に周知を図っている。また、AO 入学試験では、受験生全員に「AO 入試事前説明会」への参加を義務づけ、その説明を行っている。

大学・短大合同の「入試広報戦略委員会」を設け、その方針を受け、「入試・広報課」が中心となって入学試験や広報活動を具体化し進めている。

入学手続者には、事前学習課題を示し、それぞれ入学までに学習するよう指示している。入学後に行う入学者オリエンテーションで、その実施状況を把握している。

## (b) 行動計画

### (1) 教育課程

学位授与自体を知らない学生もいるので、学位の意義や授与方針を周知する必要がある。

教育課程の編成や実施に関しては、引き続き、シラバスへの記載事項、科目の改編、学生の負担減などの検討を進める。

入学者受入方針について、引き続き外部への周知方法を徹底する。

学習成果の示し方に関して、学生の声や様子を把握し、学生目線でよりわかりやすい示し方の検討を行う。

学生の卒業後評価への取組に関しては、進路先が求める人材像を鮮明にし、教育課程に反映できるよう、調査・聴取内容を検討して実施する。

### (2) 学生支援

教育資源の活用等に関しては、開学 17 年になるため、施設・設備の老朽化・新しい機材への更新・図書館の蔵書等の補充など、学生の意向も把握して検討し、必要な対応を取るようにする。

悩み等を抱える学生への支援に関して、専攻会議等で課題を共有するとともに、早い段階で学生の困り感等を把握し、適切な支援的対応ができるようにしていく。

学習成果の獲得に向けての学生への生活支援については、学生の声・様子を受け止め、さらにきめ細やかな改善を適宜行っていく。

## 基準Ⅱ-A 教育課程

### (a) テーマ全体の要約

学位授与方針（ディプロマポリシー）は、学則及び学位規程に則り、卒業を迎えた地域介護福祉専攻学生に短期大学士（介護福祉学）、児童障害福祉専攻学生に短期大学士（幼児福祉学）の学位を授与することを明確に定めている。それぞれの専攻で、介護福祉士資格、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得が卒業要件になっており、そのための成績評価の基準、資格・免許取得の要件等も明確に示しており、学習成果に対応している。

教育課程編成・実施にあたっては、学則の目的や学位の授与方針に基づいた教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）で具体化している。授業科目は体系的に編成し、担当科目に関する研究業績・資格を有する教員配置を行い、シラバスで必要な内容（目標や内容、成績評価の方法・基準等）を明示し、教育課程を実施している。教育課程の構造をよりわかりやすく示すためにカリキュラムツリーを作成し、学習の段階や順序性を示す授業科目のナンバリングを行った。その成績評価は、各授業科目の成績評価の方法・基準に則して厳格に行っている。

入学者受入方針（アドミッションポリシー）は、明確に定まっており、「入学試験要項」等を通して発信・周知している。入学前の学習成果の把握は、高等学校からの調査書提出を必須とし、それを参考に行っている。

学習成果の査定は、両専攻とも資格・免許取得が卒業要件であり、その意味で極めて具体的であり、明確で、達成可能である。また、「介護」「保育」「特別支援」に関する学習成果は、現代社会のニーズに応じており、实际的で高い価値を有している。

学生の卒業後評価への取組については、文部科学省採択 GP 事業の一環で、進路先訪問担当のコーディネーターを配置し、毎年 20 カ所ほどの進路先から評価を聴取している。

### (b) 改善計画

教育課程編成や実施に関しては、引き続き、シラバスへの記載事項、科目の改編、学生の負担減などの検討を進める。作成したカリキュラムツリーや授業科目のナンバリングの周知や示し方について具体化する。

入学者受け入れ方針に関しては、引き続き周知の徹底を図る。特に県外の高等学校等への周知に努力する。

学習成果に関して、学生の声や様子を把握して、学生目線で、よりわかりやすい学習成果の示し方を検討する。

学生の卒業後評価への取組に関しては、進路先が求める人材像を鮮明にし、教育課程に反映できるよう、調査・聴取内容を検討して実施する。

## 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

### (a) 現状

学位授与は、学則第 37 条で、「本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする」と規定されている。それを受けて「植草学園短期大学学位規程」で、地域介護福祉専攻は「介護福祉学」、児童障害福祉専攻は「幼児福祉学」を学位としている。

学位授与方針（ディプロマポリシー）は、「少子高齢化が進む時代状況の中で、地域介護福祉専攻では、高齢者・障害者支援に関わる地域福祉のあり方、児童障害福祉専攻では、乳幼児等の保育・教育、中でも、特別な支援を必要とする乳幼児の支援の在り方に着目して、それぞれの充実を図る上での課題を発見し、それを考察します。研究と勉学を積み重ね、確かな成果を得て卒業を迎えた地域介護福祉専攻の学生には短期大学士（介護福祉学）、児童障害福祉専攻の学生には短期大学士（幼児福祉学）の学位を授与します。」としている。

その卒業要件を満たす単位数は、地域介護福祉専攻では、厚生労働省による社会福祉士介護福祉士学校指定規則、児童障害福祉専攻では、厚生労働省による児童福祉法施行規則及び文部科学省による教育職員免許法及び同施行規則に準じており、社会的通用性は充分担保されている。加えて、高齢化社会を迎える中での地域福祉や、発達障害・特別支援教育への対応が強く求められる現在、それら为先取りする取組を展開している本学の学位のもつ意義は大きいと自負している。

学則上に定めた教育課程で、卒業要件、授業科目・単位数等を明確に示している。また、履修要項・シラバス等で、単位認定・成績評価の基準及び資格・免許の取得要件等に関する条件等も示し、学習成果に対応できるようにしている。

### (b) 課題

地域介護福祉専攻の短期大学士（介護福祉学）、児童障害福祉専攻の短期大学士（幼児福祉学）の名称が、適切かつ妥当性があるか、両専攻の特色や時代状況等に照らして検討する。

学習成果である学位授与の方針や意義等について、履修要項掲載や年度当初のオリエンテーションでの説明などで、学生への周知を図る。

学位授与方針に関する定期的な見直しについては、上記のことも含め、教育課程の編成や実施と関連づけて、必要に応じ再確認・点検を行う。

## 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

### (a) 現状

教育課程編成・実施にあたっては、学則の目的・学位の授与方針に基づき、下記のような教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）で具体化している。

- |  |
|--|
| ① 両専攻とも、1 年次より専門科目を導入し、介護福祉、乳幼児福祉の基礎から |
|--|

学べるようにします。

- ② 資格取得については、地域介護福祉専攻では介護福祉士資格取得、児童障害福祉専攻では保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得を必修とする他、地域介護福祉専攻では、介護保険事務士資格、健康管理士一般指導員資格、児童障害福祉専攻では特別支援学校教諭二種免許状、両専攻共通では社会福祉主事任用資格、レクリエーション・インストラクター資格、ピアヘルパー資格など関連する資格・免許も取得できるように教育課程を編成します。
- ③ 専門科目に、本学を特色づける高齢者や障害児者と触れ合いのできる体験や実習を取り入れた科目を設定します。他の専門科目についても、より専門性を高められるよう科目設定・科目内容の充実を図る。
- ④ 2年次には、「卒業研究」を必修とし、学生各自が課題を設定し、研究・調査等を行い、論文等にまとめることにより2年間の学習の成果を確認します。

#### 〈地域介護福祉専攻〉

地域福祉の向上・発展に貢献できる人材を育成することを目指し、規程に基づく養成科目の他に、独自の授業科目を必修として「地域共生論」「災害・緊急時の介護」、選択科目として「人間関係論」「施設経営」「障害教育」「カウンセリング」などを開講し、地域福祉を多面的に幅広く考えられるようしている。

平成23年には、共通基礎科目に「キャリアガイダンスⅠ・Ⅱ」を設け、これまで単発的に行っていたキャリア形成支援を体系的に整えた。

平成24年4月から新たに科目「災害・緊急時の介護」を立ち上げた。これは、災害などの緊急時には地域社会、施設が協力して対応することが必要であり、それに応じられる人材が求められているからである。平成27年度には、千葉市の「千葉市・大学等共同研究事業」で「災害時の障害者等への支援に向けた人材の育成ー千葉市における福祉避難所の運営に関する実践的な検証を経た、大学・行政の双方における、持続可能な人材育成に関する研究ー」というテーマで千葉市と共同研究に取り組み、拠点福祉避難所運営訓練を実施した。当日の様子がNHKの首都圏ニュースで放映された。

介護福祉士としてのキャリア形成の基本となる知識・技術・態度を養うとともに、高齢者・障害者の介護や自立支援にあたる介護福祉士のリーダーとなる知識をも学べるカリキュラム構成となっている。

#### 〈児童障害福祉専攻〉

教育課程の実施に関して、本専攻の特色である「障害」に関する科目を例にすると、1年次に障害に関する基本的な知識を身につけ、1年次のまとめとして教育実習Ⅲ(必修)で「特別支援学校」で実習を行う。それらの知識・体験に基づき、2年次ではより専門的・実践的な「障害」に関する必修科目を用意している。併せて、各障害により特化した学びが可能なように「障害」に関する選択科目を用意し、学生のニーズに応じた履修を可能にしている。選択で、特別支援学校二種免許状が取得できるのは、短期大学では、我が国で本学を含む2大学だけ(平成21年度までは本学のみ)という大きな特色を有している。

平成 27 年度には、それまで小倉キャンパスで子育て支援事業を展開していた「相談支援センター」を「子育て支援・教育実践センター」と改組し、小倉・弁天両キャンパスで展開できるようにし、「教職実践演習」を中心に、学生が日常的に幼児とその保護者と自然に触れあう機会を多く設けた。それにより、より実践的・実地的な力が育まれることを期待している。

教育課程は、上記のように、学習成果に対応させ、内容相互の関連性、概論から専門内容の深化、実習等との関連なども考慮して、体系的な学びができるようにしている。また、指定規則の科目の領域（介護福祉士養成）・系列（保育士養成）、科目区分（幼稚園教諭等教員免許）等に分けて、履修要項に明示し、養成カリキュラムとの関連をわかりやすくしている。また、可能な限り、学生等にもわかりやすい科目名としている。平成 27 年度には、教育課程の構造をよりわかりやすく示すよう、カリキュラムツリーを作成し、学習の段階から順序性を示す授業科目のナンバリングを行った。平成 28 年度の履修要項等から示すようにする。

シラバスには、授業科目名、授業形態、対象専攻・年次、期別、単位数、必修・選択の別、授業目標、授業内容、予習・復習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示している。

成績評価にあたっては、担当教員により、評価の基準や方法に多少の差はあるが、評価は、担当教員の良識と責任において行う原則を大切にしている。

評価方法は、シラバスに記されている各科目の「成績評価の方法・基準」に基づいて行われている。具体的な方法は、講義・演習・実習等の科目の特性に応じて、筆記試験やレポート、実技試験に加えて、受講態度等を加味して評価し、教育の質保証に向けて努力している。

実習や実技系も含め、再試験・再々試験、再実習なども実施され、安易な単位認定に陥らないようにしている。また、学生による成績評価についての疑義申し立て期間を各学期末に設定しているが、申し出る学生はほとんどいない状況もあり、概ね妥当であると受け止めている。

当然のことであるが、各科目を担当する教員は関連の資格を有し、その分野での業績を残している。その意味で、適切な教員配置を行っている。

教育課程の見直しは、定期的開催される専攻会議や教務委員会で行い、必要な事項は教授会で審議し、学長が決定することとしている。

文部科学省認定・委託による GP での教育課程の点検・見直しの成果を踏まえ、平成 21 年度には「ボランティア体験実習」（選択）、平成 23 年度には「キャリアガイダンス」（必修）の科目を新設した。さらに、平成 28 年度には「早期相談・連携支援」（選択）の新設を予定している。

児童障害福祉専攻では、平成 22 年度には、平成 23 年度より実施の保育士養成カリキュラムの変更に伴い、本学の特色を踏まえ、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目とも整合性を図りながら、授業科目の単位数も含めた見直しを進め、大幅な変更を行った。その結果、卒業要件単位数が 92 単位から 86 単位に変わり、学生の学びや学園生活に余裕も生まれた。

教育課程実施上の細かなことについては、各授業科目の内容も含めて、教務委員会をはじめ関係委員会や専攻会議を中心に、定期的に見直し、改善を図っている。

(b) 課題

シラバスの記載事項について、準備学習や復習等の記載、到達目標・達成目標の書き分け、成績評価の方法等の見直しを行い、よりよいシラバスにしていく必要がある。

地域介護福祉専攻では、懸案の国家試験化に向けての対応、新たに加わった必須科目「医療的ケア」等の実践上の検討を行う。

児童障害福祉専攻では、“障害”分野の科目が他の養成校よりも多くなっているため、学生の多忙感への対応に課題がある。認定子ども園構想の実現に向けて、資格・免許制度の検討も行われるため、それらの動きも踏まえて、授業科目を見直していきたい。

授業科目のナンバリング等に関して、その周知方法や履修要項等への記載方法について、さらに具体的に検討を進める。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 現状

毎年刊行される「入学試験要項」に、入学者受入方針（アドミッションポリシー）について、教育理念とともに求める人物像等を、地域介護福祉専攻及び児童障害福祉専攻は、以下のようにそれぞれ7項目明記している。さらに、同様趣旨のことを、「大学案内」や「ホームページ」「大学ポートレート」「オープンキャンパス」等で周知している。

入学者受入方針（アドミッションポリシー）

21世紀は、「心の時代」とも言われます。豊かな人間性にもとづく思いやりの心。感じ合い、わかり合い、支え合う心。人の心の痛みにも、喜びにも共感し、共に生きる愛と連帯の心。それが福祉の心です。このことは、徳育を根幹とする本学建学の精神に通じます。「心の時代」の担い手には熱い情熱、強い意志、優しい感性が求められます。従って入学試験にあたっては、現在の学力のみならず、それに加え「心の時代」の担い手として、自らを育てあげる精神力・意欲・優しい感性を併せもつ者、あるいは今後それが期待できる者を選抜します。

福祉学科 地域介護福祉専攻

1. 高齢者や障害のある人の地域福祉に関心があり、その充実・発展に貢献する意思のある人
2. 高齢者や障害のある人に関わる諸問題や生活上の困難性への支援に関心のある人
3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えた人

4. 高齢者や障害のある人とその福祉の学びに、主体的に取り組む意欲と情熱のある人
5. 介護福祉に関する学びと実習に積極的に取り組み、努力を惜しまない人
6. 介護福祉従事者にふさわしい人柄ー感性・知性、優しさ、思いやり、誠実さなどを備えている人、あるいはそれが期待できる人
7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身共に健やかに学生生活を送ることができる人

#### 福祉学科 児童障害福祉専攻

1. 乳幼児や障害児・者の保育・教育・福祉に関心があり、その充実・発展に貢献する意思のある人
2. 乳幼児や障害児・者に関わる諸問題や生活上の困難性への支援に関心のある人
3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えた人
4. 乳幼児や障害児・者の保育・教育・福祉の学びに、主体的に取り組む意欲と情熱のある人
5. 保育・教育・福祉に関する学びと実習に積極的に取り組み、努力を惜しまない人
6. 保育・教育・福祉従事者にふさわしい人柄ー感性・知性、優しさ、思いやり、誠実さなどを備えている人、あるいはそれが期待できる人
7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身共に健やかに学生生活を送ることができる人

入学前の学習成果の把握・評価については、「受入方針」の項目の一つとして、両専攻に共通して「専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えた人」と明記している。これを担保するために、すべての入学試験区分において、出願に必要な資料の一つとして、高等学校等からの調査書を必須とし、入学前の学習成果の把握・評価を行っている。また、AO入学試験応募者には、あらかじめ示されたテーマに沿った「課題小論文」の提出を求めている。

さらに、入試・広報担当部署「入試・広報課」を中心に、高等学校等との密な信頼関係を築く努力を行っている。「入試・広報課」の職員が高等学校等に出向いての説明会の実施や、先方の進路指導担当者との密な連絡等を通して「顔の見える関係づくり」を目指している。このような関係づくりの中で、求められる学力等も含め、本学の受入方針を伝えている。

推薦入学試験、一般入学試験、AO入学試験等の試験区分によらず、共通して本学の「受入方針」と求める人物像等の根幹を示し、その上でそれぞれの試験区分ごとに選抜方法を定め、示している。

「受入方針」を徹底するため、どの入学試験区分においても「面接」を必須としている。面接では、「受入方針」に基づき、質問事項を設定し、方針に沿った入学者の受け入れを行っている。

#### (b) 課題

開学から17年が経過し、県内の高等学校においては、本学の特色や「受入方針」への理解が浸透してきた。しかし、県外においては、必ずしも十分とは言えないことから、上記取組を継続することで、本学の特色及び「受入方針」を周知していきたい。

#### 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定(アセスメント)は明確である。

##### (a) 現状

既に触れてきたように、地域介護福祉専攻及び専攻科介護福祉専攻では介護福祉士資格取得、児童障害福祉専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得を卒業・修了要件としている。専攻科特別支援教育専攻でも、選択ではあるが、全員が特別支援学校教諭二種免許状の取得を目指している。したがって、それらに求められる必修科目の履修及びその単位取得が必須の要件となる。その意味で、学習成果は極めて具体的である。

専攻科も含め両専攻とも、就職率 100%を誇っている。そのうち、取得資格を活かした専門職就職率は、地域介護福祉専攻 95%、児童障害福祉専攻 98%、専攻科両専攻 100%である。このように学習成果は、測定可能でしかも極めて大きな成果を挙げていると考える。また、両専攻とも、1年次の学習量が多いが、ほぼ全員が必要単位を取得していること、各学年の前期・後期という一定期間の中での学習成果の獲得がなされていること、毎年度、学習の遅れを理由とする退学・休学・留年は1名いるかいないかということなどが示すように、学習成果は達成可能な状況にあると受け止めている。

地域介護福祉専攻では、地域福祉に根ざした介護福祉を学び、質の高い介護福祉士を世に送り出している。高齢化社会の中で、求められるニーズに応える学習成果は実際的で高い価値を有していると考えられる。

児童障害福祉専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得を卒業要件としていることもあり、保育・教育を幅広い視野から受け止め、実践していく素地ができていく。また、発達障害等を疑われる幼児を含めれば、特別な支援を必要とする幼児はどの保育所・幼稚園にも在籍している時代である。本専攻の特色である「障害」に関する学びは、正に保育・教育現場のニーズに応じた実際的で高い価値を有していると考えられる。

##### (b) 課題

今後の課題としては、授業評価や満足度アンケート等による学生の声に耳を傾けながら、学生目線で明確な指針となるような学習成果の示し方を検討していきたい。

また、学生の学習成果の獲得状況を常に把握し、各科目や教育課程全体と関連づけて学習成果の査定方法等についても検討していく。

#### 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取組を行っている。

##### (a) 現状

児童障害福祉専攻においては、文部科学省採択 GP 事業の一環で、卒業生のフォロー調査を行い、20名程度の進路先幼稚園・保育園等から、評価を聴取している。地域介護福祉専攻においては、「職場を語る会」や同窓会、実習巡回指導時に卒業生本人

からの聞き取り及び管理者からの評価も得ている。

その結果をキャリア支援委員会で常に検討し、学習成果の点検・改善に活用している。具体的には、「ボランティア体験実習」「キャリアガイダンス」に加え、地域介護福祉専攻では「介護総合演習」、児童障害福祉専攻では「各実習事前指導」などの各科目を中心に、現場からの求めを紹介し、学生の意識の高揚を図っている。

#### (b) 課題

学生の就職先からの意向聞き取りに関して、さらに明確で詳細な設問項目を作成して、特に、現場の管理者が求める介護者像・保育者像等を鮮明にし、教育課程に反映させていく必要がある。

### 基準Ⅱ-B 学生支援

#### (a) テーマ全体の要約

「図書館」「PC室」「ピアノ練習室」をはじめ、実習・実技関係の施設・設備も整えており、教職員は、学生の学習成果の獲得に向け有効に活用している。また、ボランティア情報や就職活動における求人票等はすべてシステム管理で、学生が自宅でもアクセスできるようにしている。

FD活動では、FD委員会の方針に基づいて、授業回数中間時点で「学生による授業評価アンケート」を実施するとともに、授業終了後「授業の自己点検評価票」を作成し、授業改善に努めている。

事務職員は、教員と密接に連携を図り、所属部署の担当職務を通じて学生の状態を把握し、学習上・生活上の必要な支援を丁寧に行っている。SD活動も、事務職員研修会を学生の長期休業中に時間を割いて積極的に実施している。

学習成果の獲得に向けて、入学直後に新入生へのオリエンテーション、新年度直前に2年次生へのガイダンスを行い、選択科目や資格取得のための科目、自分の時間割作成、クラス担任・ゼミ担任の紹介を兼ねたクラスやゼミ所属等の説明・相談を、全学挙げて丁寧に行っている。

悩み等を抱える学生には、クラス担任・ゼミ担任が支援的対応をする他、非常勤講師を含む全教員が設定している「オフィスアワー」や学内外のカウンセラーを4人配置している学生相談室などでも、教職員が必要な連携を取りながら適切な支援を行っている。基礎学力不足と思われる学生、進度の遅い学生等に対しては、専攻会議等で課題を共有し、必要な支援的対応をクラス担任・ゼミ担任がきめ細やかに行っている。また、先にも触れたように、特に実習に関しては丁寧な個別的な支援を展開している。

学生への生活支援に関しては、学生委員会及び学生課を中心に、全教職員が連携を図り行っている。学生の健康管理等に関しては、健康管理室を中心に対応している。学友会活動・サークル活動は、植草学園大学と一体化し、学生の主体的取組として展開している。

自然に恵まれた環境の中で、キャンパスアメニティも、植草学園大学の学生も含め、学生数にも十分対応できるよう学生食堂等2カ所の他、学生ホールやコンビニ風の売

店を設けている。通学不可能な学生に対しては、女子寮を設けるとともに、不動産業者の紹介など便宜を図っている。通学バスに関しては、平成26年6月から、民間の公共交通機関として路線化されたため、JR 千葉駅・モノレール千城台駅まで延伸され、交通の便が拡充された。引き続き、定期券代に学園から補助を出し、学生の負担軽減を図っている。

ボランティア活動は、キャリア支援課を中心に、教員と連携し、東日本大震災被災地支援や保育所・特別支援学校・高齢者施設等で積極的に展開している。「地域共生論」「ボランティア体験実習」として科目を設定し、単位認定も行い活発化を図っている。

進路支援については、キャリア支援委員会・キャリア支援課を中心に、常時、教員と連携し、必要な様々な支援的対応を展開し、就職率100%の実績を上げている。

入学者受入方針（アドミッションポリシー）を入学試験要項の冒頭ページに掲載するとともに、「オープンキャンパス」等の機会に周知を図っている。また、AO 入学試験では、その理解徹底を図るため、受験生全員に「AO 入試事前説明会」への参加を義務づけ、説明を行っている。

入学試験や広報活動の基本的な事柄は、大学・短大合同の「入試広報戦略委員会」で調整し方針を立てる。その方針の下に、「入試広報委員会」及び「入試・広報課」が中心となって必要な活動を具体化し進めている。「オープンキャンパス」等や入学試験当日は、全教職員が組織的に対応している。

入学手続者には、事前学習課題ー地域介護福祉専攻では、国語力を高めるための漢字練習と、地域の社会資源を知るというテーマで学生が住む地域の公民館サービス等についてのレポート提出、児童障害福祉専攻では、幼児向けの曲のピアノ練習、絵本の読み聞かせ練習、「大学生活に期待すること・学びたいこと」をテーマにしたレポート提出を示し、それぞれ入学までに学習するよう指示している。入学直後に行う新入生オリエンテーションで、その実施状況を把握している。

## (b) 改善計画

教育資源の活用等に関しては、開学17年目になるため、施設・設備の老朽化への対応、新しい機材等への更新化、図書館の蔵書等の補充など、常に目を配り、必要な対応を取るようにする。また、学生の満足度アンケートをより丁寧に行い、学生の意向も十分把握して、改善に資するようにする。

悩み等を抱える学生への支援に関して、専攻会議等で課題を共有するとともに、問題が大きくなる前の早い段階で学生の困り感等を把握し、適切な支援的対応ができるようにしていく。また、一層きめ細やかな支援的対応ができるよう、クラス編成をさらに少人数化することも検討する。学力や精神面に不安を抱える学生に対する事務職員の支援的対応についても、事務職員研修会等の機会にさらに高めるようにしていく。

学習成果の獲得に向けての学生への生活支援については、学生の満足度アンケートの結果や学生の声・様子の受け止め、さらにきめ細やかな改善を適宜行っていく。

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 現状

教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

〈大学図書館〉

図書館運営委員会委員（図書館長・教員・図書館職員）が中心となり、学生の学習向上のために蔵書の充実や利用ガイダンスの実施などの計画を立て、職員が支援サービスの実施にあたっている。

また、図書館におけるラーニング commons の施設・設備の拡充を行い、多数の学習用パソコンを設置し、学生が授業課題や卒業研究論文の作成を行うための利用環境を整備している。本学の図書館は、放課後を中心に学生をアルバイトとして雇用しており、学生から意見や感想を聞きやすい状況にある。そのため、常に学生目線に立ったガイダンスや新着図書や館内のレイアウトを含め、大変わかりやすいセッティングがなされている。

ゼミや授業で図書館施設を使用することも多く、教職員も学生から意見を聞き取りやすい立場にいる。また、常時、学生からの希望図書の受付を行っている。

〈PC 室〉

パソコン 80 台を備え付けており、「コンピュータ概論」等の授業の他、学生は卒業研究の執筆に向けて、各教員は担当授業科目において PC 室を活用している。また、学習成果の獲得に向け、授業内容のプレゼンテーションをしたり、ビデオを活用したり、インターネット環境に接続してリアルタイムな情報を活用したりしている。

〈ピアノ練習室〉

学内に個室の「ピアノ練習室」22 室を用意し、学生が授業の空き時間に自由に練習できるようにしている。

〈その他〉

音楽やダンス等の指導のための「M スタジオ」「E スタジオ」「音楽室」をはじめ、実習・実技関係の施設設備も整っており、必要とする科目担当教員が学習成果の獲得に向けて有効に活用している。

〈情報機器の活用〉

本学では、ボランティア情報や就職活動における求人票はすべてシステムで管理しており、それらの情報に学生は自宅を含む学内すべてのパソコンからアクセスが可能になっている。そのため、積極的な活用を促している。また、情報委員会を中心に、学生のレポート提出・管理等もパソコンを活用できるシステムを整えつつある。

前述したように、両専攻とも、学位授与方針に対応した教育課程の編成及び実施を行い、各授業科目担当教員は、その成績評価基準により適切に評価している。また、月1回開催される各専攻会議や教務委員会等で学習成果の状況が報告され、共有化を図って学生支援にあたっている。

学生による授業評価については、FD委員会の方針に従って、「学生による授業評価アンケート」を実施し、受講学生5名以下の科目を除き、全授業科目が評価を受けるようにしている。学生による授業評価の時期は、授業回数の中間時点にしており、その結果を踏まえて後半の授業を改善して展開する。アンケート実施後結果をすぐにまとめ、次の授業で学生に公表するようにしている。

すべての授業終了後、各教員はアンケート結果も参考にして授業評価を行い、「担当授業の自己点検評価票」を作成し、FD委員会に提出する。FD委員会は、各教員の「担当授業の自己点検評価票」に基づき、授業改善に向けた具体的な取組等について検討し、教授会等で報告を行っている。また、非常勤講師に対しては、3月に行われる「非常勤講師との教育懇談会」でその結果のまとめを報告し、授業改善に向けた協議の参考にしている。平成27年度は、提出された「担当授業の自己点検評価票」の改善要望等に応えられるよう、その一覧表を作成し、関係部署に伝え、改善を図るようにした。

事務職員は、教員と密接に連携を取りながら、教務課、学生課、キャリア支援課、学術情報室をはじめ、それぞれの所属部署の職務を通じて学生の状態を把握し、必要な学習上・生活上の支援を行っている。学習支援や就職支援においては、入学の動機や目的を再確認したり、学習意欲や資格・免許取得に向けて意欲を喚起したりしている。また、卒業要件となる最低修得単位や資格・免許取得に必要な授業科目の提示など、学生に対して入学から卒業に至るまで丁寧な支援を心掛け、学習成果の獲得に向け大きな役割を果たしている。

事務職員のSD活動については、法人本部課が主催する事務職員研修会を、学生の長期休業中に時間を割いて定期的に行っている。その他、担当業務のマニュアルの見直し・改善に努めるとともに、毎月2回の課長会議及び各部署における事務連絡会を毎週金曜日に開催し、常務会・理事会・教授会・各種委員会等の決定事項の確認や情報交換を行い、意思疎通を図っている。また、外部で行われる各種研修会・講習会等へは、関係職員の参加を積極的に進め、その報告を事務職員研修会で発表し合い、共有化を図っている。

#### (b) 課題

非常勤講師からは、「学生評価が本当に授業評価になるか」という意見も聞かれ、引き続き、学生アンケートのもつ意味を含め、授業評価の基本に戻っての検討・共通理解が必要である。

大学図書館では引き続き蔵書の充実を図るとともに、PC室等のIT技術向上のための支援を行い、学生の学習成果の向上に資するように努める。

教育資源の有効な活用には、学生の立場での評価が欠かせない。学生の満足度アンケート等をさらに丁寧に行うことにより、施設設備の改善を含めよりきめ細かな支援

ができるように心掛ける。

学力や精神面に不安を抱える学生に対して、事務職員にも一層の対応能力が求められる。あらゆる機会を通じて、職員自らがスキルアップに努める。

**基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。**

(a) 現状

「履修要項」「時間割」を全学生に配布している。1年次生には、それらを活用するとともに、担任制を導入しており、各担任が学習成果の獲得に向け学生への支援を行っている。2年次生になると、少人数のゼミ担当が、学習上の問題、悩み等に応じている。後述のように全専任教員及び非常勤講師が「オフィスアワー」を設け、学生が随時相談等に訪れることができるようにしている。別途学生相談室を設け、担任以外の者（臨床心理士）による相談窓口も準備している。

毎年年度当初に、説明会（新生には「オリエンテーション」、2年次生には「ガイダンス」）を実施している。両専攻とも、特色やカリキュラムの説明後、学生は自分の週時間割を作成するようにしている。その際、各種資格取得のための関連科目についての説明も同時に行うとともに、相談にも応じ、それぞれの選択科目の確認もする。選択科目の意義や大切さについて、また、特別支援学校教諭二種免許状取得のように、資格・免許取得自体が選択の科目について、その取得に関しては丁寧な指導を心掛けている。また、学習の動機づけを図るために、実習を中心とした年間計画を確認し、すべての授業科目が関連し合っ資格・免許状の取得が可能になることを説明している。

基礎学力が不足していると思われる学生には、クラス担任やゼミ担任を中心に、学生の困り感を踏まえて、学生のニーズに応じた個別的な支援を実施している。26年度は、学習塾事業所と連携して、希望制・有料で「国語力向上講座」を実施した。両専攻合わせて28名が参加し、どの学生も課題に一生懸命取り組んでいた。平成27年度はその取組を発展させ、児童障害福祉専攻では実習の記録簿・指導案の記載という内容に焦点化し、担当職員（非常勤・キャリア支援課所属）を配置するなど、より具体的・実地的で個別的な支援体制を整えた。

学生の学習上の悩み等への対応についても、クラス担任、ゼミ担任を中心として支援を行っている他、各専任教員が曜日・時間を決めた「オフィスアワー」を設け、学生が随時相談等に訪れることができるようにしている。懸案であった非常勤講師の「オフィスアワー」も、後期より担当授業日に設定できるようになり、すべての教員が学生の相談等に応じられるようになった。また、年度当初には、新生にアンケートを実施し、学習上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を行っている。

進度の速い学生や優秀な学生に対しては、組織的な対応は行っていない。しかし、1年次から各種資格の取得等を奨励したり、公開講座や学会等への参加を案内したりする支援を講じている。また、2年次では、土曜日を開講している特別支援教育関連科目の履修を促したり、ゼミに所属してからは、学生に応じて大学編入等を奨励し、そ

の準備を支援したり、卒業研究の質を高める支援を行ったりしている。

留学生の受け入れについては、過去に「社会人特別選抜試験」の枠で1名受け入れたことがあったが、現在は在籍していない。留学生の派遣もない。求めがあれば、「外国人留学生特別選抜試験」制度で応募資格を設け、対応できるようにしている。

(b) 課題

学生の学習上の悩み等に対する対応では、できるだけ早期から、できれば、学生自身の困り感が大きくなりすぎる前に支援ができるようにしたい。そのためには、入学後の新入生アンケートの様式を見直し、学生の小さなつぶやきをも拾えるような体制を整えたい。

**基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。**

(a) 現状

学生の生活支援に関しては、学生委員会及び学生課を中心に全教職員が連携して、学生生活全般にわたって支援を行っている。同敷地内にある植草学園大学とも共通することから、歩調を合わせて対応している。

〈学生生活全般にわたる支援〉

大学のキャンパスアメニティは、四季折々の花が楽しめる自然に恵まれた環境にある。学生の休息のための施設は、学生ホール・屋外ベンチと芝生、レストラン（Ku-Su・Ku-Su：L棟、学生Bar：A棟学生ホール内）、コーヒーラウンジ（カフェ・ロッサ：L棟）等を設けている。また、売店（購買）はL棟1階に設けたコンビニエンスストア風の店で、「U-ショップ」と名付けている。学用品をはじめ、茶菓・コピーカードなど多品種にわたる物品を取り揃えて便宜を図っている。

他県の学生又は県内であっても通学が不可能な学生に対しては、アパート等を直接斡旋することはしないが、学生や保護者から斡旋希望が寄せられた場合のみ、不動産業者の紹介を、学生課が窓口となって行っている。「学生寮」については、弁天キャンパス周辺に大学・短大の「女子学生」を対象に設置（14部屋）している。

公共交通機関を利用する通学生に対しては、平成26年6月から、バスが民間の公共交通機関として路線化された。それに伴い、JR千葉駅・モノレール千城台駅まで延伸され、途中停留所も設置され、交通の便が拡充された。引き続き、定期券代に学園から補助を行い、学生の負担軽減を図っている。また、希望があれば自家用車・オートバイ等による通学を認めている。ただし、駐車場や駐輪場は完備しているが、収容台数に限度があるので、届出による許可制としている。近年、自転車通学が増えたこともあり、駐輪場の整備を進めた他、交通ルールや交通マナー、事故防止については、特段の注意を喚起している。

奨学金は、外部奨学金（日本学生支援機構、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金等）の他、本学独自の奨学金制度として、学校法人植草学園植草こう特別教育資

金及び学校法人植草学園奨学金がある。

平成 27 年度奨学金 取得状況

項目	名 称	1 年生	2 年生	専攻科	計
外 部 奨学金	日本学生支援機構	47 名	67 名	2 名	116 名
	千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金	7 名	2 名	0 名	9 名
独 自 奨学金	学校法人植草学園 植草こう特別教育資金		2 名	0 名	2 名
	学校法人植草学園奨学金	0 名	0 名	0 名	0 名

東日本大震災後「植草学園大学・植草学園短期大学授業料等減免特例規程」を定め、被災学生に対して、罹災状況により、授業料の免除・半額免除を行うようにした。平成 27 年度は対象学生はいなかった。

学生生活に関する学生の意見・要望等はクラス担任やゼミ担任等による聴取はもとより、投書箱への投書や年度末に実施される学生の満足度アンケート等により、常に受け止め反映できる体制を整えている。1 年生には入学直後にアンケートを実施し、生活上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を丁寧に行っている。

学生の受け入れでは、社会人学生の受け入れは積極的に進めており、入学試験でもその特別枠を用意している。入学後は、「社会人学生」ということでの特段の分け隔ては行っていない。若い学生の仲間として自然に溶け込み、その学習態度は若い学生たちの模範となるなど、よい影響を与えている。

障害のある学生の受け入れに関しては、介護福祉士資格、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得が卒業要件となっているため、身体に重い障害のある入学者はいない。一方、いわゆる発達障害及びそれを疑われる学生支援については、担任やゼミ担当が個別的な支援を行いつつ、保護者とも連携しながら、より適切な支援的対応となるようにしている。学生については、健康管理委員会及び特別支援教育研究センターを中心に、これらの学生の状況を把握し、相談に応じるとともに、本人の了解を得ながら関係教員と密な連絡を取り、必要な支援を行っている。なお、スロープ、点字表示や点字ブロック、エレベーター、障害者用トイレ等は完備しており、障害のある学生はもとより、障害のある訪問者にもバリアフリーとなっている。

長期履修生については、受け入れる体制は整っているが、現在まで履修者はいない。

ボランティア等に関しては、平成 21 年度からキャリア支援課をボランティア活動の窓口とし、ボランティア担当係やボランティアコーディネーターを配置するなどして、キャリア支援室はもとより、学内掲示版等に地域の福祉関連団体、福祉・教育現場等からの案内を掲示し、併せて授業等においてもアナウンスを行い、積極的な参加を促している。これまで、東日本大震災被災地支援をはじめとして、学校・施設・保育現場で積極的に展開されている。また、これらボランティア活動は、「地域共生論」「ボランティア体験実習」という科目の中で単位化し、その活動を正當に評価するとともにさらなる活発化を期待している。

〈健康管理、相談支援等〉

健康管理室は、学生・教職員の健康管理の一翼を担う施設として気軽に利用されており、心のよりどころ・休憩室としても活用されている。養護教諭、保健師が各1名常駐している。学内カウンセラー2名に加え、週1回であるが、外部からのカウンセラー1名も配置し相談に応じている。

また、学内で体調が悪くなった場合や負傷したときの応急看護、健康診断や検査、健康相談など、学生が学園生活を安心して過ごせるよう健康管理面から支援している。

ケガや体調管理に関しては、以下のように支援等を行っている。

- ・通常業務 — 軽度のけがや腹痛・頭痛などの場合には応急処置をしている。
- また、大きな事故や救急患者発生の場合には、学生課と連携し、救急車や近隣病院への手配等を行っている。
- ・定期健康診断 — 学生の健康管理のために、学校保健安全法に基づいて、4月に実施している。
- ・各種検査 — 実習を行う場合に必要となる、腸内細菌検査（検便）やその他の検査を、健康管理室を通して検査機関に依頼し実施している。
- ・感染症対策 — 平素から感染症予防のために、掲示物を通して啓発活動に積極的に努めている。特に麻疹及びインフルエンザ対応については、実習先への対応も含め、きめ細かに実施している。
- ・健康相談 — 心身の健康に関する相談を随時行っている。健康管理室が窓口となり、学内外のカウンセラーともタイアップして、学生のニーズに応じて対応している。

メンタルヘルスケア・カウンセリングに関しては、学生の抱える問題や悩みは様々であり、その内容等により、クラス担任やゼミ担当教員、キャリア支援課・カウンセラー・健康管理室の職員が主となり対応している。学生は、クラス担任やゼミ担当教員に相談することが多いが、内容によっては、クラス担任等でない教職員に相談を希望する学生もいる。「話しやすい先生を選んで相談を」という姿勢で、全教職員が対応している。その結果、必要があれば専攻会議等で報告し、対応方法の共通理解を図る。「アットホーム」な短大であり、日常的に教職員同士の連携もとれる。

また、相談内容に応じて、専門機関・病院等の紹介なども行っている。なお、健康管理室職員（養護教諭、保健師）から、クラス担任や各専攻関係者に適宜連絡を取り、連携・協力し合い、学生が快適な学園生活を送れるように支援している。学生個々の個人情報については、慎重な取り扱いをするよう配慮している。

〈学友会活動・サークル活動等への支援〉

学友会は、平成22年度に、植草学園大学・植草学園短期大学の学友会が合体して、一つの組織になった。共通する学園行事や活動(学園祭「緑栄祭」、学友会総会など)、別々に実施される行事や活動(新入生歓迎行事、卒業関連活動、予餞会など)には、大学・短大がそれぞれ役割を分担して取り組んでいる。首尾良く遂行できるよう、各担当教員を中心に、支援体制を講じている。学友会活動は学生の主体的な取組で、活発な企画運営が行われるようになってきている。

サークル活動も、大学・短大の垣根を越えて組織できるようになっており、5名以

上の同好者と顧問教員がいれば設立できるようになっている。ボランティアサークル、ダンスサークル等が設立され、短大生も限られた活動時間の中、活発に取り組んでいる。サークル会館を2棟（2階建・各棟10室・エアコン設置）設置しており、各サークルの活動拠点として機能している。

(b) 課題

バスが路線化され、運行ダイヤは本学の授業時刻に合わせて設定されているが、新入生が入った時期など、乗り切れないこともあるので、バス会社との調整等を図っていく必要がある。

障害等で困難性を抱える学生への支援的対応について、「植草学園大学・植草学園短期大学障害等のある学生支援会議規程」に基づき、当該学生支援を具体化している。

また、学生の満足度アンケート等に基づき、学習支援及び生活支援について、さらにきめ細かな改善を適宜行う努力を続けたい。

**基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。**

(a) 現状

進路支援のためにキャリア支援委員会及びキャリア支援課を組織し、積極的に対応している。

委員会で年間計画や折々の取組の方針等々を検討し、その方針のもとで、キャリア支援課と連携し全教職員が一丸となって、支援の具体化を図っている。

キャリア支援課は学生の直接的な相談及び模擬面接・履歴書指導等を展開している。合わせて、次の業務を行っている。

〈求人票の発送・受付・掲示・管理〉

求人情報のシステム上の管理及びWeb上の配信。ゼミ担当教員に求人情報配布。平成19年度からは、本学の就職支援を紹介する目的で「キャリア支援リーフレット」を作成し、平成23年度からは「求人のご案内」を作成し、求人票と一緒に送付している。リーフレットは学校説明会でも配布している。

〈求人先訪問〉

採用実績施設の訪問、求人先の開拓・維持活動の実施。

〈就職関係書類の交付手続・配布・保管〉

「進路登録カード（兼求職票）」の配布・保管、推薦書の発行手続等の実施。

〈調査・統計〉

求人動向・就職内定状況等の各種調査。文部科学省、公共職業安定所他学外機関への回答等。

キャリア支援課の就職情報提供機器は、パソコン14台がある。資料は、①書籍・参考書、就職関係書籍、問題集、地図等、②年度別求人票一括ファイル、施設種類別求人票ファイル、求人先別個別ファイル、個別求人票（室内の掲示板）、③その他として、大学編入案内、専門学校案内、施設パンフレット・募集案内等がある。

求人資料の設置スペースを増設し、求人資料を施設種類別、五十音順に配置したこ

とで、資料を探しやすいように改善した。また、パソコン設置数を増やし、情報収集をしやすくした。閲覧テーブル・椅子も増設したことにより、閲覧時の混乱も解消された。多くの学生が個別の相談と資料の閲覧にキャリア支援課を利用している。職員の相談・支援には学生の信頼がある（学生の満足度アンケート集計結果から）。また、自宅のパソコンからも求人情報を検索できるようになり、学生の就職情報へのアクセスは格段に容易になった。

年度末には、卒業生の進路先動向を分析した結果を踏まえて、キャリア・就職活動支援として、専攻ごとに展開される「キャリアガイダンス」（必修）の中で取り上げている。各学年段階に応じて、必要なことを学べるように、1年生ではU.navi（学内情報システム）上の「キャリアデザイン・ポートフォリオ」を活用し、幅広くキャリアについて学びつつ、2年生には「進路ガイドブック」を配布し、より実践的な就職支援を展開している。教職員による就職ガイダンスの他に、「卒業生の話を聞く会」「現場の先生の話をする会」「作文添削」「公務員試験対策講座」「保育士採用模擬試験」「マナー講座」及び「内定者報告会（1年生対象）」「ストレスマネジメント講座」「アサーティブ講座」を専攻別に実施している。なお、平成19年度から「ジョブカフェ千葉（ちば若者キャリアセンター）及びハローワークと連携して「模擬面接講座」を実施している。

キャリア支援課とゼミ担当教員は、常時、就職相談と求人情報の提供紹介と個別相談、履歴書・作文等の添削、模擬面接等を連携して行っている。

進学者に対しても、ゼミ担当教員と入試・広報課が連携し、希望にそうよう丁寧に支援している。

平成27年度は、就職率100%、専門就職率は地域介護福祉専攻95%、児童障害福祉専攻98%、正規職員は地域介護福祉専攻100%、児童障害福祉専攻92%と、高い実績を上げた。なお、進学者は地域介護福祉専攻0人、児童障害福祉専攻18人であった。

#### (b) 課題

本学の進路支援は、文部科学省のGP等に4回続けて選定される質を誇っている。それをさらに高めるため、1年次段階の学生のニーズの把握と意識を高めるための方策を検討していく必要がある。

### 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

#### (a) 現状

基準Ⅱ-A-2でも述べた入学者の受入方針（アドミッションポリシー）を、「入学試験要項」で冊子の先頭に「受入方針」の説明ページを設け、求める学生像等を明確に示している。さらに、AO入学試験では、「受入方針」の理解徹底を図るため、受験生全員に「AO入試事前説明会」への参加を義務づけ、説明を行っている。

受験生及び保護者に具体的・直接的に伝える手立てとして、「オープンキャンパス」「入試説明会」「学校説明会」「個別相談会」の機会を年間に多数設け、周知徹底に努めている。さらに、どの機会でも受験生及び保護者が個別に相談できる体制を整え、

丁寧に対応している。

受験生の問い合わせに丁寧に対応するため、問い合わせ窓口を「入試・広報課」として一元化し、受験生が目にする学校案内、ホームページ、入学試験要項等に連絡先とともに記載している。入試・広報課は複数の専任職員を配置し、平日は9時から17時まで、土曜日は9時から12時まで相談を受け付ける体制を整えている。また、教育内容等に関する専門的な問い合わせについては、必要に応じて教員が連携して対応している。

広報及び入試事務の中核は入試・広報課が担うが、入学試験当日の運営、事前事後の準備等については、教務課や総務課と連携・役割分担をし、事務局全体で組織的に対応している。

入学試験については、本学では次の多様な選抜方法を用意している。①AO 入学試験、②推薦入学試験（指定校制・公募制）、③植草学園大学附属高等学校特別選抜試験、④一般入学試験、⑤社会人特別選抜試験、⑥帰国生徒特別選抜試験・外国人留学生特別選抜試験、⑦短期大学専攻科入学試験。

すべての入試区分において募集人員を明示し、選抜にあたっては、あらかじめ設定された基準等に沿って判定が行われている。可否の判定は、原則全員参加の教授会で行われる。判定の基準となる試験結果は、全教員に示されるため、判定にあたって何らかの恣意的な操作が入ることはない。

入学手続者に対しての情報提供については、合格者を対象とした「事前学習課題」を用意している。「事前学習課題」は合格発表後の12月に、入学までの事前学習を課し、課題を文書で伝えている。

地域介護福祉専攻では、主として国語の力を高める意図で市販の漢字練習帳を使用した漢字練習と、地域の社会資源を知るということをテーマに、学生が住む地域の公民館のサービス等について調べるという課題を課している。一方の児童障害福祉専攻では、幼児向けの曲を何曲か弾けるようにピアノ練習の課題と、絵本の読み聞かせの練習、また、「植草学園短期大学での大学生活に期待すること・学びたいこと」をテーマにレポートを書く課題を課し、それぞれ入学までに学習するよう指示している。

入学後については、入学式直後に「新入生・保護者説明会」を実施し、入学後の新入生の当面のスケジュールを伝えるとともに、保護者に対しては担任紹介等を行う。また、夏期休業期間に、希望する保護者を対象に教員との個別面談の機会を用意している。

入学後に行われる入学者全員を対象とする「新入生オリエンテーション」では、午前中に「本学の概要と学習生活」「学生生活」「事務室の利用」「担任紹介」を行う。さらに、午後からは「クラス別ガイダンス」を実施。「履修計画」「実習計画」「各自の週日課の作成」「履修登録の方法」等の内容をより丁寧に説明し、相談にも応じている。「事前学習の課題実施状況」の把握も行う。

このように丁寧に情報提供を行っているが、新たな大学生活を始める入学生にとっては、細部にわたる理解が及ぶことは難しい。そこで、本学ではクラス別による担任制を取り、担任による個別相談等のフォローを行っている。学生とクラス担任の距離が縮まるよう、クラスはできる限り少人数になるように編成している。地域介護福祉

専攻は、1 学年定員 40 名を 2 クラスに分け、児童障害福祉専攻では、1 学年定員 100 名を 4 クラスに分けている。こうした少人数制のクラス編成により、細やかな対応を行っている。

(b) 課題

入学試験区分中の「帰国生徒特別選抜試験・外国人留学生特別選抜試験」では、「外国人留学生特別選抜試験」に開学以来 2 名の応募があったのみで、「帰国生徒特別選抜試験」は応募者がいない。一方、児童障害福祉専攻では、推薦入学試験（指定校制）での受験が定員の半数を占めるようになってきている。学生の安定的確保ができつつある反面、他の入試区分の受け入れ人数への影響もある。今後も、受験生の動向を見極めつつ、入試区分ごとの受け入れ人数について検討を加えたい。

地域介護福祉専攻においては、受験生が減っている現状からも、諸外国、特にこれから急速に高齢化が進むアジアの留学生受け入れも視野に入れ検討する必要がある。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特記事項なし

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### (a) 基準Ⅲの要約

人的資源については、学科、各専攻ともに短期大学設置基準に定める教員数・内容を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員と非常勤講師及び補助教員を配置している。教員の採用・昇任は、規定に基づき必要な手続きを経て、適正かつ適切に行っている。

専任教員の研究活動については、研究促進のための諸規程及び研究室等の条件を整備するなど、活発化に向けて研究環境を整えている。各教員は、授業・実習対応・担当業務等で多忙な中、専門分野で関心のある課題について、植草学園大学の教員との共同研究等も含め、研究業績を積み重ねている。その研究活動の状況は、本学ホームページで公開している。教員によっては、その研究成果を研究紀要に報告する他学会等や関連誌上でも発表している。

FD活動では、規程や担当委員会を設けて取り組んでいる。学生の学習成果のよりよい獲得に向けて、授業期間の中間に学生から授業評価アンケートを採り、その結果を後半の授業の改善に活用するなど、積極的に授業改善に取り組んでいる。また、非常勤講師については「教育懇談会」を開催し、授業評価アンケート結果等を基に協議を深めている。

事務組織は規程を設け、事務局長の下に必要な部署を組織し、しっかりした責任体制の下、役割等を明確にし、業務を遂行している。SD研修会等も定期的実施し、事務職員の専門的な職能を高めている。学習成果の向上を目指して、関係部署と連携し合う他、各種委員会等にも参加し、計画段階から実施まで教員とともに手を携え、協力し合って学生支援等を展開している。人事管理については、必要な規程を整備するとともに、その周知に務め適正に行っている。

防災対策・情報セキュリティ対策については、必要な規程を定め、適切に対応している。平成24年度からは、東日本大震災の経験を踏まえ、学生や教職員の非常事態における安否確認等を行うために、携帯電話やスマートフォンでできるようシステムを整備し、避難訓練時に実施している。

物的資源については、大学設置基準、保育士や介護福祉士養成施設基準に則り、校地は大学との共用部を含め4,386㎡を有し、大学・短期大学の校舎、体育館、図書館、運動場等が整備されている。植草学園短期大学設置計画に沿って、福祉学科2専攻「地域介護福祉専攻」「児童障害福祉専攻」の教育課程編成・実施の方針に基づき講義室・演習室・実習室等を整備しており、各専攻の学習が十分展開できるよう配慮するとともに、活用できるようにしている。

施設・設備の維持・管理、防災・防犯対策のための備品や機器の定期点検等は適切に行っている。

省エネルギー・省資源対策等は、デマンドコントローラーの設置、ペットボトルのキャップ回収、ゴミの分別を、学生・教職員が協力し合って実施している。

技術的資源については、学習成果の獲得のために次のように整備している。講義室、研究室、図書館、PC室等は有線のLANが、校内全域には無線LANが整備され、イン

ターネット等の利用を容易にしている。プロジェクター等は全教室に設置され、授業録画システム、電子黒板等の導入も始まっている。学内には独自開発の情報システム（U.navi）が整備され、学生、教職員への各種情報伝達、メールやファイルの送受信等の利用が可能で、学内における学習や生活の重要な支援ツールとなっている。

その活用に関する支援も、年度初めの履修届提出時、緊急事態での安否確認訓練、「コンピュータ概論」をはじめ様々な授業の機会に、丁寧に行っている。教員も、それが必要とされる授業では情報機器・技術を活用している。

財的資源については、平成20年4月開学の大学が定員未充足のため、学園の帰属収支差額比率はマイナスとなっていたが、大学が入学定員をほぼ充足するに伴い、学園の財務状況は改善してきている。短期大学は毎年定員を充足しているが、平成21年に地域介護福祉専攻の定員を半減させたことにより、帰属収支差額は平成21年度にマイナスとなった。平成24年度にはプラスに転じた。資産運用、退職給与引き当ては規則に則り正しく行われている。短大の教育研究経費率は30%前後で推移しており、教育研究、施設整備に対する支出についても大きな問題はない。

#### (b) 行動計画

研究活動に関しては、外部研究費補助金、特に科学研究費補助金の申請・採択に向けての取組を強化していく。一層の活発化のため、研究紀要投稿、留学・海外研修、国際会議参加等の規程整備の検討を図る。

東日本大震災の経験を踏まえ、非常事態の安否確認対策として、災害等緊急メール一斉配信システムを構築したが、学生の携帯電話・スマートフォン等での返信率が十分ではない状況があるので、方法等も含め周知を徹底する。

平成24年度に、PC室のパソコン80台の総入替え及び改修を行い、平成26年度は省エネ対策として、短大棟（A棟）の空調機器を省エネ仕様に入れ替えた。また、平成28年度に向けて、老朽化した体育館の床の張り替え、非構造物の改修を行っていく。

健全な財務体質を維持・充実するために、引き続き定員確保に大きな努力を傾けていく。併せて、人件費比率を現状より下げていくために、施設貸し出しによる収入、補助金収入等々の拡大にも力を注いでいく。

### 基準Ⅲ-A 人的資源

#### (a) テーマ全体の要約

教育課程編成・実施の方針に基づいて、教授会・専攻会議・教務委員会等各種委員会など教員組織を整備し、スムーズに運営している。専任教員数は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、その職位は、短期大学設置基準に基づき「植草学園短期大学教員選考規程」を定め、それにより審査・決定し、充足している。教員の採用・昇任は、同規程と「学校法人植草学園職員就業規程」に基づき資格審査を行い、人事委員会で審議・決定し、理事長決裁を得る等の手続きを経て発令している。教員の採用は、公募によることを原則としている。

教員の教育研究活動については、学生への学習指導・支援、生活支援、担当分掌の

業務等で多忙を極める中、各教員の専門分野に関わって、植草学園大学の教員との共同研究等も含め、活発かつ積極的に研究活動に取り組み、研究業績を積み重ねている。研究室の整備・研究費の支給・研究日の保障等、研究のための条件・環境も整えられている。

事務組織の整備に関しては、「学校法人植草学園組織規程」「学校法人植草学園就業規程」「学校法人植草学園文書取扱規程」等、必要な規程を定め、適切に行っている。各部署にはそれぞれ事務室を設け、複写機・印刷機・FAX等情報機器の整備の他、各事務職員へパソコンを貸与し、事務を効率よく遂行できるようにしている。様々な会議等の情報伝達は、各課・室でミーティングを実施して共有化を図っている。各課・室で出された意見・要望等も必要な事項は、課長会議等にあげるようになってきている。なお、課・室長は、関連する各種委員会の構成員となっており、委員会における検討段階から教学組織と協働し、業務を執行している。

防災対策・情報セキュリティ対策は、規程等も整備し必要な対応を行っている。特に、東日本大震災の経験を踏まえ、緊急メールを携帯電話やスマートフォン等に転送するシステムを導入し、学生や教職員の安否確認がスムーズにできるように整備した。

事務職員のSD活動は、教育の質の向上、良質な学生サービス提供のため事務職員の専門的知識・能力の向上は重要であるという認識のもと、全体研修会を学生の長期休暇中に実施し成果を上げている。

(b) 改善計画

教員組織については、学科、各専攻とも短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、また、採用・昇任人事等も規程に則り適切に行っており、特に問題はない。

教育研究活動については、引き続き研究紀要への投稿等も含め、積極的な取組を進める。特に、共同研究経費の積極的な活用や、科学研究費等の外部資金調達が望まれる。まずは科学研究費の申請数を増やすことが課題である。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の規程の整備を検討していく。会議の設定や委員会組織の改廃等にも目を向け、余裕をもって教育研究活動が進められるようにしていく。

**基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。**

(a) 現状

学科及び両専攻の教員組織は、次のように編成している。

平成 27 年 5 月 1 日現在 (人)

教員組織の概	学科等の名称	専任教員等					設置基準で定める教員数	
		教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕
福祉学科	地域介護福祉専攻	3	3	2	0	8	7	
	児童障害福祉専攻	4	7	0	0	11	8	
	小計	7	10	2	0	19	12	

要	[口]						3	
	合計	7	10	2	0	19	15	

全教員による定例教授会は、月1回開催する。その他に、入学試験の合否判定や卒業認定を議題にする教授会を別途開催している。両専攻の教員による専攻会議は、専攻主任が招集し、月1回開催している。各種委員会会議は、必要に応じて委員長等が収集して会議を開催する。いずれも会議日を水曜日に行っている。教授会・専攻会議・各種委員会会議の双方向で連携が取れ、スムーズに運営されている。

学科、各専攻ともに短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。専任教員の職位は、短期大学設置基準に基づき、「植草学園短期大学教員選考規程」を定め、それにより審査・決定し、充足している。

教員の採用・昇任は、同規程と「学校法人植草学園職員就業規程」に基づいて行っている。教員の採用については、公募によることを原則とし、選考条件等を人事委員会で審議する。応募者について資格審査を行い、人事委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定し、教授会への報告後、理事長の決裁を得て発令手続きを行っている。昇任人事については、人事委員会において日程を審議した後、各専攻ごとに、候補者の有無を教授で構成する専攻会議で検討し、候補者があれば、専攻主任から推薦する。その他は、採用人事に準じて行っている。

学科及び両専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、科目担当者には専任教員の他に適任の非常勤講師を配置している。非常勤講師については、人事委員会で、提出された業績調書・履歴書等で資格審査をして判断し、適任であれば依頼するようにしている。結果は教授会で報告する。

授業科目「家事生活支援技術Ⅱ」「子どもの食と栄養」においては、それぞれ1名と2名を「非常勤助手」として補助教員を配置し、担当非常勤講師の授業補助を行い、学生の学習成果の向上に努めている。

(b) 課題

特記事項なし

**基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。**

(a) 現状

本学は、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭二種免許状等が取得できる養成校であり、指定科目等、必修科目が多く設定されている。また、本学の社会的使命として、子ども、障害者、高齢者等に関わる人材の養成がある。そのため、実習等、学生の実践的な教育に多くの時間をあてる必要があり、研究へ向けられる時間が制限されてしまう実情がある。しかし、こうした状況の中で、植草学園大学の教員との共同研究の取組等も含め、研究業績を積み重ねている。

平成24年度には、文部科学省の大学生の就業力育成支援事業「産業界のニーズに対

応じた教育改善・充実体制整備事業」に採択され、これを契機とした学内共同研究も行われている。平成26年度には、植草学園大学と共同で、文部科学省による「発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業」に採択されている。教育研究活動の一環として事業の展開に取り組んでいる。平成27年度には、千葉市と連携した共同研究として「災害時の障害者等への支援に向けた人材の育成—千葉市における福祉避難所の運営に関する実践的な検証を経た、大学・行政の双方における、持続可能な人材育成に関する研究—」をテーマに実践的な研究活動に取り組んだ。その成果を「平成27年度千葉市・大学等共同研究事業報告書」（資料「拠点福祉避難所運営マニュアル」を含め、総ページ数84）としてまとめ、千葉市に報告した。

専任教員の研究状況 平成25年度～平成27年度

学科	氏名	職名 (平成27年度)	研究業績				国際的 活動の有無	社会的 活動の有無	備考
			著作	論文	学会 発表	その他			
福祉学 科	布施 千草	教授	3	8	2	21	無	有	
	川村 博子	教授	0	7	4	15	無	有	
	松井 奈美	教授	6	0	0	118	無	有	
	井口 ひとみ	准教授	0	0	1	37	無	有	
	今井 訓子	准教授	0	4	0	28	無	有	
	清宮 宏臣	准教授	0	1	0	9	無	有	
	中西 正人	准教授	3	1	0	8	無	有	
	山田 美知代	専任講師	1	0	0	5	無	有	
	中坪 晃一	学長	2	0	0	59	無	有	
	山本 邦晴	教授	9	0	0	0	無	有	
	佐藤 慎二	教授	23	8	1	315	無	有	
	漆澤 恭子	教授	7	9	9	100	無	有	
	高倉 誠一	准教授	7	5	0	34	無	有	
	黒田 静江	准教授	0	3	1	5	無	有	
	松原 敬子	准教授	8	2	17	155	有	有	
	浅川 繭子	准教授	1	1	6	5	無	無	
田村 光子	准教授	1	5	1	74	有	有		
相磯 友子	准教授	0	3	1	2	有	有		
根本 曜子	准教授	6	6	5	9	有	有		

各教員の学位と所属学会等については、年度当初に学生に配布する履修要項で公開している。各教員の研究活動については、自己点検・評価報告書の中に記載するとともに、主要なものについてはWeb上で公開している。

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得状況は以下のとおりである。

外部からの研究資金の調達状況（科研費等の採択状況）平成 25 年度～平成 27 年度

年度	研究代表者及び 研究分担者氏名	所 属	研究費等の 種 別	研究課題名	採択金額
H26	太田俊己(植草学園大 学) 佐藤慎二	植草学園短期大学	委託事業	文部科学省「発 達障害に關す る教職員育成 プログラム開 発事業」(発達 障害に關する 教職員育成プ ログラム開発 事業)	8,468,452 円
H27	加藤悦子(植草学園大 学) 佐藤慎二	植草学園短期大学	委託事業	文部科学省「発 達障害に關す る教職員育成 プログラム開 発事業」(発達 障害に關する 教職員育成プ ログラム開発 事業)	9,978,517 円
H26 ～ 28	田村光子(研究代表 者)	植草学園短期大学	科学研究費 助成事業 (若手研究 (B))	コミュニティ を基盤にした 子どもの公共 空間と子ども 施策の検討	1,300,000 円
H25 ～ 27	阿子島茂美(研究代表 者・十文字学園女子大 学) 漆澤恭子(研究分担 者)	植草学園短期大学	科学研究費 助成事業 (基盤研究 (C))	発達性読み書 き障害の支援 ツール開発	520,000 円
H24 ～ 26	布施千草, 川村博子, 今井訓子, 松本和江, 佐藤慎二, 山本邦晴, 漆澤恭子, 古川繁子, 井口ひとみ, 黒田静江, 松原敬子, 高倉誠一, 浅川繭子, 中西正人, 清宮宏臣, 岩本義浩, 田村光子, 相磯友子,	植草学園短期大学	文部科学 省: 大学改 革推進等補 助金(大学 生の就業力 育成支援事 業)	産業界のニー ズに対応した 教育改善・充 実体制整備事 業—産学協 同による学生 の社会的・職 業的自立を促 す教育開発	1,191,000 円

	根本曜子, 橋本三枝子, 最上豊夫, 折井暁				
H26 ～ 27	中西正人, 布施千草	植草学園短期大学	千葉県： 委託研究	元気高齢者の 地域活動等促 進事業－教 員・学生の出前 介護教室と地 区部会活動へ の参画	503,500 円
H27	高倉誠一, 布施千草 根本曜子, 清宮宏臣 田所明房, 時田猛 清田信之, 藤崎優 奥野佳司	植草学園短期大学	千葉市： 共同研究	災害時の障害 者等への支援 に向けた人材 の育成－千葉 市における福 祉避難所の運 営に関する実 践的な検証を 経た大学・行政 の双方におけ る持続可能な 人材育成に関 する研究－	800,000 円

専任教員の学内共同研究費助成を利用した学内共同研究は、次の表のとおりである。

**学内共同研究（学内共同研究費助成利用）平成 25 年度～平成 27 年度**

年度	研究課題	研究者氏名
H25 ～26	介護分野における知的・発達障害者等への教育プログラムの開発に関する調査研究	根本曜子・布施千草・川村博子 松井奈美・井口ひとみ・今井訓子 清宮宏臣・岩本義浩・中西正人
H27	人体の自然の動きを十分に生かし、要介護者と介護者が双方にやさしいリハビリテーションの観点の介護の実現	布施千草・郭丹・川村博子・松井 奈美・井口ひとみ・今井訓子・清 宮宏臣・中西正人・山田美知代
H27 ～28	介護分野におけるキャリア形成支援ツール開発に関する研究	根本曜子・漆澤恭子・川村博子・ 古川繁子

学内における共同研究については経費の助成が可能であり、その利用目的及び手続きについて明確にするため、「植草学園短期大学共同研究規程」を設けている。「共同研究実施申請書」等の関係書類提出後に研究委員会で審査が行われたのち、予算を配分することとなっている。

専任教員個々の研究活動については、「教員研究費及び教員研究旅費について」という規程があり、それを活用して自由に取り組めるようになっている。

本学では、教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要を年 1 回発行している。平成 19 年度から、投稿資格、投稿原稿、著作権等についても投稿規程に明記し、研究紀要巻末に掲載している。平成 25 年度から 27 年度の紀要の論文タイトルは以下のとおりである。

植草学園短期大学紀要論文タイトル一覧 平成25年度～平成27年度

年度	タイトル	著者
H25	本学における防災・減災教育の取組（その2） —災害・緊急時の専門力・人間力の育成—	布施千草・高倉誠一・折井晃 最上豊夫
	福祉分野における人材育成に関する産業界ニーズ調査研究（その1）	今井訓子・川村博子・漆澤恭子・ 黒田静江・松本和江・石井やよい・ 安田宣子・橋本三枝子・星野恵子
	日本の幼稚園における外国人保護者同士のネットワーク —外国人保護者へのインタビュー調査から—	相磯友子
	障害のある子を含む保育（インクルーシブ保育）への 保護者への意見	田村光子・根本曜子
	介護分野における知的・発達障害者等への教育プログラムの 開発に関する調査研究（その1）	根本曜子・川村博子・古川繁子
	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する対人関係に 困難を抱える児童の支援 —なかまと楽しくスキルを学ぶゲームを通して—	渡邊紀子・佐藤慎二
	通常の学級に在籍する読字・書字困難を抱える児童を 包括する国語の授業づくり —ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業の可 能性と課題—	榎本恵子・佐藤慎二
	通常学級における授業ユニバーサルデザインの有用 性に関する実証的検討 —小学1年生「算数科」を通じた授業改善を通して—	柳橋知佳子・佐藤慎二
	身体障害者のための障害者グループホームへの展望 —横浜市の施策を通して—	岩本義浩
	図書館運営に関する提言を目指して（その3） —量的分析を通して—	漆澤恭子・三枝隆
H26	介護分野における知的・発達障害者等への教育プログラムの 開発に関する調査研究（その2）	根本曜子・川村博子・古川繁子・ 漆澤恭子
	本学における防災・減災教育の取組（その3） —災害・緊急時の専門力・人間力の育成—	布施千草・高倉誠一・折井晃・ 最上豊夫
	福祉分野における人材育成に関する産業界ニーズ調査研究（2）	今井訓子・川村博子・漆澤恭子・ 黒田静江・松本和江・石井やよ い・安田宣子・橋本三枝子・星 野恵子
	自閉的傾向のある児童が進んでコミュニケーション をとる支援の在り方 —「遊びを中心にした活動」を通して—	齋藤浩司・佐藤慎二
	子育て支援における学生の育ち	松原敬子
	「特別支援教育の理念」の解釈に関する考察 —「特別な教育的ニーズ」概念の検討をもとに—	高倉誠一

	中国人幼児に対する通訳による支援 －U 幼稚園における実践研究から－	相磯友子
H27	腰痛予防を考慮した介護技術の検討(その1)－介護現場で実践されている介護技術の分析－	郭丹・中西正人・山田美知代・今井訓子・川村博子・松井奈美・井口ひとみ・清宮宏臣・布施千草
	本学における防災・減災教育の取り組み(その4)－災害・緊急時の専門力・人間力の育成－	高倉誠一・布施千草・清宮宏臣・根本曜子・田所明房・最上豊夫・山口温子・時田猛
	福祉分野における学生の職業能力自己評価に関する調査研究	今井訓子・川村博子・漆澤恭子・黒田静江・松本和江・柴原奏子
	福祉分野におけるキャリア形成支援ツール開発に関する研究 その1	根本曜子・川村博子・古川繁子・漆澤恭子
	子どもの居場所機能の検討	田村光子
	合宿保育における子どもの育ち－保育者養成の歩みから－	松原敬子・鈴木朱美・石川明子
	かけ算学習における効果的な指導法－視覚化と動作化を取り入れたユニバーサルデザインの授業づくりを通して－	宇野友美・佐藤慎二
	よりよい人間関係づくりのための支援の在り方－自閉症・情緒障害特別支援学級の自立活動における個別的な指導と小集団活動を通して－	貞野かおり・佐藤慎二
	通常学級における平仮名の読みにつまずきのある児童への指導について－低学年を対象にしたアセスメントシートの作成と活用を通して－	福永奈穂子・佐藤慎二
	A 県特別支援学校高等部と高等学校の学校間の交流及び共同学習に関する調査研究	赤間樹・佐藤慎二
幼稚園における外国人幼児への初期支援と就学支援 －U 幼稚園における実践研究 2－	相磯友子・王燕珍	

本学は、A 棟（短大棟）、B 棟（実習棟）、K 棟（調理実習棟）の3つの建物と、大学との共用施設としてM 棟（図書館棟）、G 棟（体育館）、L 棟（大学棟）がある。教員の研究室は、A 棟4階に14部屋、B 棟3階に6部屋確保しており、すべて個室となっている。また、実習用の設備として、B 棟に介護実習室、入浴実習室、在宅介護実習室、被服工芸室、K 棟に調理実習室がある。

「学校法人植草学園職員就業規程」においては、出講日は原則として週4日とされ、それ以外の週1～2日を時間割上研究日としてあてることができるよう配慮している。また、責任授業時間は、1週間6時限（6コマ）を原則としている。

専任教員の海外研修については、「学校法人植草学園職員就業規程」において規定を整備している。しかし、留学及び研究休暇（サバティカル）に関する規程はない。

FD活動は、「植草学園短期大学ファカルティディベロップメント委員会規程」を整備している。植草学園大学と本学どちらの主催であっても、相互に声を掛け合い参加

を勧めている。平成 25 年度は、植草学園短期大学主催で障害理解に関する FD 研修会を実施した。平成 26 年度も植草学園短期大学主催で、授業に資するプレゼンテーション技法に関する FD 研修会を実施した。平成 27 年度は、植草学園短期大学主催で、教員向けの FD 研修会を 2 回開催した。1 回目は、2020 年東京パラリンピックの正式種目である「ボッチャ」競技について実践を含め研修を行った。本学は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携・協力に関する協定書を締結しており、その一環の活動として、障害者の競技スポーツの普及活動も兼ねてである。2 回目は、年度末に研究者の研究倫理に関する研修として CITI Japan プログラム「e ラーニング」（基本コース）を受講した。その結果、全員が修了することができた。

実習等で授業数が確保できるよう、学年暦作成の際には、教務課と打ち合わせを行っている。また、年度当初に、実習等で減じる授業を確保するために、各専攻の教員間で打ち合わせを行い、学生の授業時間数の確保に努めている。

進路指導においては、キャリア支援委員会とキャリア支援課との連携のもと、児童障害福祉専攻のすべての学生が、キャリア支援室で面接を受けることができるように調整している。また、キャリア支援課との連携のもと、地域介護福祉専攻・児童障害福祉専攻共通に、アサーティブ講座・ストレスマネジメント講座・労働法講座・ハラスメント講座の導入を図った。加えて、社会人キャリア力育成アセスメントによる能力評価を実施し、学生一人ひとりのキャリア力を学生・教員が共通に把握できるようにした。児童障害福祉専攻においては、公務員講座の開催、教員採用試験の対策等、学生への進路指導に力を入れている。

実習では、実習支援室の職員が実習委員会に参加するなどして情報共有に努め、学生の実習がスムーズに行われるように連携を図っている。

#### (b) 課題

短期大学である以上、教育活動に加え、自らの専門分野への研究活動は不可欠である。研究活動の成果は、そのまま教育活動へ反映されていくものも多い。教育活動と研究活動を両輪として、充実・発展させていくことが求められる。しかし、実習指導をはじめ、教育活動にかなりの時間が必要であり、会議等の業務にも追われがちな状況で、さらなる研究時間の確保が課題である。

各教員の研究活動の公開について、今後も最新の研究活動の情報を更新するなど、Web による情報公開の促進と充実を図る必要がある。

学内外の共同研究及びその他の研究について、引き続き努力を重ねたい。今後、学内共同研究経費の積極的な活用や、科学研究費等の外部資金調達が望まれる。そのため、科学研究費の申請数を増やすことが課題である。そこで、平成 24 年度から科学研究費の申請者には、翌年度の研究費が 5 万円、採択に至った者については 8 万円が採択期間中上乘せされることとなった。平成 25 年度の科研費申請は 3 件であり、その内 1 件が平成 26 年 4 月に採択された。平成 26 年度の科研費申請は 1 件、平成 27 年度は採択されなかったものの、科研費申請が 1 件、科研費の継続研究が 1 件あった。

研究紀要については、今後とも計画的な刊行と内容の充実に努めたい。さらに、多くの教員に投稿を促進するため、投稿の呼び掛けを行いたい。加えて、実践研究に関

する原稿を充実させるため、附属幼稚園、保育園の教職員への投稿の呼び掛けを行いたい。

各教員の研究時間については週当たり 1.5 日の研究日を設けているが、実習等の教育活動及び運営に多くの時間が必要なため、また、公開講座、介護技術講習、介護職員初任者研修、幼稚園免許状取得のための特例講座、教員免許状更新講習等々の運営に多くの時間が割かれ、各教員とも研究時間の確保に苦慮しているのが実情である。このため、教員の研究時間を十分に確保できるよう、体制整備が急務である。

専任教員の留学、研究休暇（サバティカル）、海外派遣、国際会議出席等の規程については、今後整備していく必要がある。

本学は養成校であるため、必修の授業、実習等が多く、時間調整が難しいが、今後もより一層各関係部署との連携を図り、学生の授業時間の確保、よりよい実習の実施とキャリア形成支援に努めたい。

### 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

#### (a) 現状

事務組織の責任体制については、短期大学と併設している大学と共通の事務局として、「学校法人植草学園組織規程」により、事務組織に課及び室を置き、職制・職位においては、学園事務局長、学園事務局次長、大学事務局長、課長及び室長を置き、その職務内容を定めている。また、それぞれの部署の所管業務と責任を定めている。

さらに、各事務組織の職員は、職制による上司の指示に従い、それぞれの事務を処理している。また、事務分掌により、各課・室の役割を明確にしている。「学校法人植草学園組織規程」に基づき、学園全体の人員配置を行い、職員の適切な配置と効率的な業務の執行を行っている。

専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。各課・室の事務組織は、基本的に課・室長、主任、主事で構成されており、課・室長、主任は専門的な職能を有し、当該業務に精通している。職員も新規採用を除けば経験年数を積んでおり、当該業務に精通している。

なお、専門的な職能の向上にあたっては、日本私立短期大学協会、千葉県私立大学短期大学協会、日本私立大学協会等が実施する事務職員対象の各種研修会に職員を積極的に参加させ、専門的な能力の向上を図っている。学んだ成果は、学園における研修会、課長会議等において報告を行い、職員全体の能力向上と情報の共有化に努めている。

「学校法人植草学園職員就業規程」により、職員の責務、遵守事項、勤務時間・休憩時間、週休日・休暇、育児・介護休暇、休職及び退職等を定めている。さらに「学校法人植草学園文書取扱規程」「学校法人植草学園業務印取扱規程」等業務遂行に必要な規程を定めている。また、サービス関係、給与関係等の規程を定めており、これらの規程に従い事務を遂行している。

事務室は、各課・室ごとに整備されている。事務職員 1 人に 1 台のパソコンが貸与され、各室には、プリンター、複写機、印刷機、FAX 等の必要な情報機器及び備品を

整備している。

防災対策については、「学校法人植草学園防災規程」及び「学校法人植草学園防災規程小倉キャンパス実施細則」により防災体制を明確にしている。これに基づき、地震及び火災を想定した防災・避難訓練を学生・教職員を対象に実施し、併せて、緊急メールを携帯電話やスマートフォン等に転送するシステムにより安否確認を行うなど、学生・教職員の安全確保に努めている。また、「学校法人植草学園大地震対応基本指針」を平成23年9月16日に定め、大地震発生時における学生・教職員の対応と安全・安否確認等を明確にしている。

防災設備等に関しては、各教室、研究室、事務室等に火災探知装置が設置され、火災発生時には所管する事務室内及び警備員室に設置されている防災受信盤に表示されるシステムになっている。また、各所に消火器を配置するとともに、防災設備の定期点検時には避難器具の利用方法の確認と実際の効果を見学している。

情報セキュリティ対策は、植草学園短期大学情報委員会が中心となって常に適正な管理を行っており、外部ネットワークからの脅威に対しては、内部ネットワークとの接続口にルータを設置して、不正なアクセスを防御している。さらに、各パソコンにはウイルス対策ソフトウェアをインストールしている。また、職務上知り得た情報及び個人情報等は、「学校法人植草学園就業規程」「学校法人植草学園個人情報保護規程」等により適切に管理するよう定めており、加えて「学校法人植草学園情報管理ガイドライン」を制定し、情報機器の利用にあたって、特に注意しなければならない事項等の周知・徹底を図っている。これらの遵守事項は、新採用教職員の集い及び年度当初に実施する「教職員の集い」において、資料を配付し周知を図っている。

SD活動に関する規程として、「学校法人植草学園職員研修規程」を制定し、職員の研修に関する必要な事項について定めている。

大学を取り巻く社会情勢の変化や教育環境の変化に適切に対応し、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに良質な学生サービスを提供することが重要であり、事務職員の専門的知識・職能の向上は不可欠である。学園においても事務職員を対象とした全体研修会を年2回実施している。前述の研修成果の報告及び日頃の業務における問題点や改善事項についての事例発表・討議を行うなど、事務職員の職能向上に努めている。

業務の見直しや事務処理の改善については、職員全体の研修会や事務局の管理職員で構成する課長会議において適宜協議し、可能な提案は実施している。また、提案事項は常に受け付けており、さらに、課・室内ミーティングにおいても職員の意見を吸い上げて、課長会議において報告・意見交換を行うなど、現状の確認と認識を共有した上で事務処理の見直しや改善に努力している。また、課・室の日常業務において、問題点や検討事項が生じた際の対応は職員全員に周知を図るとともに、常に報告・連絡・相談を行う体制を構築している。平成26年度より、学校運営・業務改善提案として、課・室・個人から提案を募集、課長会議で検討し、優れた提案を職員研修会の折に顕彰することとし、業務の改善・効率化を図るとともに、職員の帰属意思をより一層高める取組としている。

学園の重要事項を審議する常務会及び最高意志決定機関である理事会の審議・決定

事項が、教授会や課長会議等において事務局長から周知され、学園の現状と目指す方向の共有認識の下に業務を執行している。また、課・室長は、関連する各種委員会の構成員として、委員会における検討段階から教学組織と協働し業務を執行している。

また、FD委員会が主催する研修会の内容は事務職員にも関係する事項も多く、教務関係の部署はSD活動の一環として積極的に参加している。

(b) 課題

現在、学内で年2回の事務職員研修及び初任者研修、中堅職員研修等を実施しているところであるが、FD活動との連携等、学習成果向上により一層の努力をしていきたい。

**基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。**

(a) 現状

教職員の就業に関する規程は、労働基準法に基づき「学校法人植草学園就業規程」「植草学園大学・植草学園短期大学兼任教員就業規程」が定められている。また、就業規程に付随する規程として、「学校法人植草学園職員定年規程」「学校法人植草学園職員安全衛生管理に関する規程」「学校法人植草学園職員休暇等取扱細則」「学校法人植草学園育児休業等規程」及び「学校法人植草学園介護休業等規程」、さらに、給与に関する規程として「学校法人植草学園職員給与規程」等が整備されている。ハラスメントに関する規程として「学校法人植草学園ハラスメント防止規程」が整備され、職場環境の向上に努めている。

諸規程の職員への周知は、規程の制定、改正等が行われる度に教授会、課長会議で報告されている。規程の閲覧及び書式のダウンロードは、学内情報システム(U.navi)において常時可能である。

職員の就業に関する管理は、各規程に基づき法人本部課において一括して行われており、その状況は適正である。

(b) 課題

コンプライアンスが厳守されるように、管理体制の強化が必要である。

**基準Ⅲ-B 物的資源**

(a) テーマ全体の要約

小倉キャンパスは千葉市の郊外に位置し、周辺は緑に囲まれて静かで学習するにはよい環境となっている。校地は大学との共用部を含め約69,890㎡を有し、大学、短期大学の校舎、体育館、図書館、運動場等が整備されている。整備にあたっては大学設置基準、保育士や介護福祉士養成施設基準に則るとともに、各専攻の学習が植草学園短期大学設置計画に沿って実施できるよう十分に配慮している。図書館は大学との共用施設となっているが、大学及び短期大学生約1,000名が利用するには十分な広さで

あり、パソコン等の台数も不足することなく準備されている。また、学生の多くが利用するスマートフォンに対応する学内の情報環境の整備や、授業等での活用が普及し始めたタブレット端末等の情報機器の管理、Wi-Fi環境の整備を進めている。

施設設備の管理等については、諸法令、学内の諸規程に従い、法人財務課、総務課、教務課がそれぞれの業務内容に従い分担している。

平成25年度私立大学等教育研究活性化設備整備事業の補助金（植草の森・ビオトープ新設工事）を得て整備した森（21,979 m<sup>2</sup>）を「植草共生の森」としてさらに充実させ、大学及び短大生の教育活動に、また、高校、幼稚園・保育園の生徒・園児の学習等の場に活用するとともに、「憩いの場・自然と触れ合う学習の場」として地域に開放し、地域貢献に努めている。平成27年度は1,200名を超える方々が森を訪れた。

さらに、地域の子育て支援事業の拡充を図り、学生がこれまで以上に、子育て支援・相談活動について学習する機会を増やすため、平成26年度の小倉キャンパスに加え、平成27年度には、弁天キャンパスにも「子育て支援・教育実践センター」を設置し、子育て支援事業の拡充に努めている。

#### (b) 改善計画

学習の質的転換等の改革に伴う施設設備の改善や改修、コンピュータ機器の定期的な更新、また、情報システム、サーバー等に対するセキュリティの向上を図る。また、Wi-Fi環境の整備を一層進める。

今後も引き続き、地域貢献の立場から、子育て支援事業の拡充に努める。

### 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

#### (a) 現状

校地の面積は、本学と併設している植草学園大学と共用で69,890 m<sup>2</sup>を有し、短期大学設置基準の2,800 m<sup>2</sup>及び大学設置基準の7,200 m<sup>2</sup>を合わせた10,000 m<sup>2</sup>に対して、基準を充足している。

運動場は、本学と植草学園大学の共用で19,182 m<sup>2</sup>を有し、体育の授業及びサークル活動の利用に供している。また、大学との共用でフットサル兼テニスコート2面1,800 m<sup>2</sup>及びスリーオンスリーコート1面418 m<sup>2</sup>及びゴルフ練習場を有している。

校舎面積は、短期大学設置基準の2,850 m<sup>2</sup>に対して、本学の専用面積3,974.57 m<sup>2</sup>を有しており、短期大学設置基準を充足している。なお、植草学園大学と共用の面積4,646.36 m<sup>2</sup>を合わせると8,620.93 m<sup>2</sup>の校舎面積を有している。

障害者への対応は、植草学園建学の精神と大学の目標である「共に生きる社会の実現」を基本理念として、幼い子どもも高齢な人も、学習上の障害や生活上の困難性のある人もない人も、共に豊かに生きることが出来る大学の実現を目指し行っている。建物入口のスロープ、自動ドア（一部未設置）、エレベーター、障害者用トイレ、障害者用学生控室（ベッドを配置）の設置等基本的な対応は整備されている。また、障害者用駐車場の設置や車いすでの授業の受講や必要に応じて教室にベッドを配置して

の授業の受講も可能であり、障害者への支援・配慮を行っている。

講義室、演習室、実験・実習室は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、以下のよう  
に設置しており、学習環境は整備されている。

#### 講義室等の室数

区 分	室 数	備 考
講義室	9	講義室 7 室，中講義室 1 室，大講義室 1 室
演習室	2	
実験・実習室	27	
情報処理学習室	1	PC 室

授業用の機器・備品の整備は、講義室、演習室及びセミナー室にテレビ、ビデオデ  
ッキ、DVD デッキ、プロジェクターを整備している。なお、実習室には、厚生労働省  
の指定規則等に定められた機器・備品を以下のとおり整備している。

#### 講義室等への授業用の機器・備品の整備状況

教室名	機 器 ・ 備 品 名 (数)
第 1 講義室	テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1)
第 2 講義室	テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1)
第 3 講義室	テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1)
第 4 講義室	テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1)
第 5 講義室	アップライトピアノ (1) ・テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・ プロジェクター (1)
第 6 講義室	アップライトピアノ (1) ・テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・ プロジェクター (1)
第 7 講義室	アップライトピアノ (1) ・テレビ (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・ プロジェクター (1)
中講義室	プロジェクター (1) ・ビデオビューアー (1) ・パソコン画面のみ (1) ・OHP (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1)
大講義室	プロジェクター (1) ・ビデオビューアー (1) ・パソコン画面のみ (1) ・OHP (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1)
介護実習室	パラマウントベッド (8) ・実習用モデル人形 (2) ・人工呼吸訓練人形 (1) ・ 人体解剖模型 (1) ・人体骨格模型 (1) ・DVD デッキ (1) ・吸引訓練モデル (3) ・経管栄養訓練モデル (3) ・心肺蘇生訓練用機材 (1)
入浴実習室	電動車イス (1) ・車イス (8) ・ストレッチャー (4) ・浴槽 (1) ・入浴スト レッチャー (2)
セミナー室 1	テレビデオ (2) ・DVD デッキ (1) ・キーボード (3) ・アップライトピア ノ (2)
セミナー室 2	アップライトピアノ (2) ・テレビデオ (1) ・キーボード (36)
被服工芸室	イーゼル (65) ・ミシン (27) ・アイロン (10) ・アイロン台 (足付 (9) ) (足なし (9) ) ・アップライトピアノ (1)
被服工芸準備室	ミシン (1)
ピアノ演習室 1	アップライトピアノ (2) ・キーボード (32)
ピアノ演習室 2	アップライトピアノ (2) ・キーボード (32)

ピアノ演習室 3	アップライトピアノ (2) ・キーボード (32) ・プロジェクター (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1)
音楽室	グランドピアノ (1) ・電子ピアノ (7) ・プロジェクター (1) ・ビデオデッキ (1) ・DVD デッキ (1) ・カセットデッキ (1) ・MD&CD コンビネーションデッキ (1)
ピアノ練習室 (12 室)	アップライトピアノ (12)
調理実習室	調理台 (5) ・電子レンジ (4) ・炊飯器 (9) ・冷蔵&冷凍庫 (1) ・洗濯機 (1) ・乾燥機 (1)
調理実習準備室	冷蔵&冷凍庫 (1) ・調理台 (1)
調理実習棟更衣室	ロッカー
会議室 3	テレビデオ (1)
事務局	ラジカセ (10) ・ブルーレイデッキ (1) ・OHC (3) ・デジカメ (4)
E スタジオ	アップライトピアノ (1) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1) ・ビデオデッキ (1)
M スタジオ	グランドピアノ (1) ・キーボード (5) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1) ・ビデオデッキ (1)
M 棟さくらホール	グランドピアノ (1) ・DVD デッキ (1) ・プロジェクター (1) ・ビデオデッキ (1) ・ブルーレイ (1)
M 棟ピアノ練習室	グランドピアノ (1) ・アップライトピアノ (10)

体育館は、本学と植草学園大学の共用で 940.21 m<sup>2</sup>を有し、体育の授業及びサークル活動の利用に供している。

大学図書館については、平成 20 年度に新図書館が完成した。新図書館は、本学園の短期大学及び大学の共用施設としての機能を整備した。また、平成 25 年度には図書館におけるラーニングコモンズの施設・設備の拡充を行った。施設等規模は延べ面積：1,182 m<sup>2</sup>、収容可能冊数：55,000 冊、蔵書数：49,937 冊、学術雑誌：344 種、映像・音響資料：2,096 種、閲覧座席数：245 席（平成 28 年 3 月現在）となっている。また、検索データベースは、CiNii、医中誌 Web、朝日新聞の「聞蔵」などが利用でき、電子ジャーナルについては、2012 年より ProQuest Central を導入したことにより、幅広い検索が可能となり、教職員及び学生の学習・教育・研究活動を支援する条件を整えている。

蔵書の整備にあたっては、図書館運営委員会において策定した図書選定の基本方針に基づき、年間を通じて定期的に選定を行っている。

平成 26 年度に開設した特別支援教育研究センターは、本学における教育の基盤である特別支援に係る研究・研修等を全学的に推進するとともに、障害のある学生支援を行うなど、幅広い機能を有する機関として、さらにその充実が期待されている。

平成 25 年度から、校地に隣接し、学園が所有する約 2 万 m<sup>2</sup>を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け、「里山の再生」をテーマに多くの学生が参加し、ビオトープ等の整備を進めている。平成 27 年 1 月に第 1 回「ビオトープ祭」として、オープンセレモニーを開催し、本年度も平成 28 年 1 月 23 日に第 2 回「ビオトープ祭」を開催し、400 名を超える参加者があった。共生の森散策の後、餅つき（平成 27 年 5 月に近隣の子どもたちが参加して共生の森内に作った田で田植えを行い、約 6kg の餅米を収穫した。）、自作のピザ釜を使ってピザを焼いたり、焼き芋、共生の森から切り出

した竹を利用して焼いたバームクーヘン、豚汁等を提供し、自然の恵みに感謝しながら、地域の皆さんと多くの学生ボランティアに支えられ、和やかな一時を過ごすことができた。

「植草共生の森」は、地域にも積極的に開放している。近隣自治会・高齢者の会・幼稚園・保育所・小学校・若葉区役所のウォーキングイベント等、27年度は1,263名が訪れた。今後も引き続き、生物多様性を学ぶ場として、憩いの場として、地域の人たちとの交流の場として活用を進めていく。また、障害のある人も利用できるよう、車いすが通れる散策路も整備している。

さらに、地域の子育て支援事業の拡充を図るとともに、学生がこれまで以上に子育て支援・相談活動について学習する機会を増やすため、小倉キャンパスに加え、平成27年度には、弁天キャンパスにも「子育て支援・教育実践センター」を設置した。学生が名付けた愛称「こいっく おぐ」（小倉キャンパス「子育て支援・教育実践センター」）「こいっく べん」（弁天キャンパス「子育て支援・教育実践センター」）には連日多くの親子が訪れ、担当の保育士や保育士・幼稚園教諭・介護福祉士等を目指す学生たちを交えて、子育てに関する相談や情報交換の場、学習の場としての役割を果たしている。地域・利用者からは、子育て支援に関する事業への期待・要望（開館日及び開館時間の延長等）が絶えない。

#### (b) 課題

引き続き学生の学習環境の整備・充実に努める。

### 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

#### (a) 現状

固定資産及び物品等の管理は「学校法人植草学園固定資産管理規程」及び「学校法人植草学園物品管理規程」等の規程に基づき適切に維持管理が行われている。

火災・地震対策・防災対策に対しては、災害を予防し人命を保護することを目的とした「学校法人植草学園防災規程」「学校法人植草学園防災規程小倉キャンパス実施細則」が整備され、特に大地震への対応としては「学校法人植草学園大地震対応基本指針」が定められている。火災・防災施設設備に関する点検は法令に基づき実施され、避難訓練も毎年、全教職員、全学生とともに実施している。

学生の訓練に対する意識を改善するため、学生防災ボランティアを募集するとともに、学友会へも参加要請を行い、訓練の計画段階から積極的な参加を得て、教職員及び学生が一体となった防災訓練として実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部からの侵入に対し、ファイアウォールで防御している。また、ウイルス対策として事務系パソコンは対策ソフトを一括で管理、教員パソコンについては個々に対策ソフトを導入している。

環境保全に関しては、メインとなる建物にデマンドコントローラーを設置し、電気の使用量を日常的に管理し電力量を抑えている。また、使用していない部屋の照明やエアコンの切り忘れ防止のため、掲示やガイダンス等で学生への環境保全啓発活動を

行っている。

(b) 課題

火災・地震・防犯等への対策として、規程等が整備され訓練等も実施されているが、想定される範囲内での訓練となっている。様々な状況下でも対応でき、より実際に近い訓練等を計画していく必要がある。また、訓練に対する学生の意識が弱いため、学生が主体的に訓練に参加する仕組みづくりも必要である。

環境保全については、環境保全への意識を高める喚起運動や環境教育の充実が期待される。

**基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源**

(a) テーマ全体の要約

講義室、研究室、図書館、PC室等は有線のLANが整備されており、学内全域に整備された無線LANとあわせて、インターネット等の利用を容易にしている。また、プロジェクター等は全教室に設置され、授業録画システム、電子黒板等の導入も始まっている。さらに、図書館においては従来からのラーニングコモンズ2室に加え、より利便性の高いラーニングコモンズを増設した。さらに、L棟の3階には、電子黒板等を整備したトライアルコートも完成した。学内には独自開発の情報システム(U.navi)が整備され、学生、教職員への各種情報伝達、メールやファイルの送受信等の利用が可能で、学内における学習や生活の重要な支援ツールとなっている。その機能は学内の他のシステム(教務、就職)等とも繋がり、拡張されている。

システムの導入や教育施設の整備は着実に進んでいる。しかし、その利用方法、利用技術等のトレーニングについてはまだ不十分であることは否めない。

(b) 改善計画

さらなるICT環境の整備により、学生の能動的な学習や学習成果の振り返り等が支援できるような環境整備に向け努力している。同時に、学生、教職員に対して有効な利用方法や利用技術の向上を図る取組を加速させる必要があり、環境整備の目的が達成されるような研修や仕組みを整備する必要がある。

**基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。**

(a) 現状

教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のICTインフラの整備を行い、学生の学習支援のために必要な学内ネットワークシステムを構築している。

大学からの連絡事項(休講情報等)が、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して閲覧できるポータルシステム(U.navi)を運用している。さらには、ポータ

ルシステムと教学系システムを統合し、様々なサービスを提供できるよう充実を図っている。これにより学生は、学内外のパソコンやスマートフォンからシラバスを閲覧しながら履修登録を行ったり、成績情報の閲覧や就職情報の検索をしたりすることもできる。このようにして、教職員が学生情報を共有できる環境を整えている。

#### (b) 課題

現在、PC室にデスクトップ型パソコンを80台設置し、授業や履修登録等に学生が利用している。今後は、少人数でのディスカッション等を行えるゼミ室に、タブレット型パソコンの導入を検討したい。また、無線LANについては、使用できないエリアがあることから、ストレスなく無線LANを活用できる環境を整える必要がある。また、今年度小倉キャンパス一部で稼働した公開型無線LANの導入も、次年度以降の検討課題である。

### 基準Ⅲ-D 財的資源

#### (a) テーマ全体の要約

短期大学における収支は、地域介護福祉専攻の学生が減少する中で離職者等再就職訓練事業の受託、特別補助金の獲得、収益事業の拡大等により帰属収入の増加に努めている。平成22年度以降の短期大学部門帰属収支差額は、少額であるがプラスを維持してきた。平成27年度に基本金組入前当年度収支差額がマイナス91百万円となったことは、短期大学校舎（B棟）の改修工事費77百万円が修繕費に計上されたことの特異要因によること、及び文部科学省受託事業費の収入減少による。児童障害福祉専攻は、毎年度学生の定員充足率を安定的に満たしていることから財務的な問題はない。他方、地域介護福祉専攻においては、定員数が少ないうえに充足率が70%前後となっており、財務的にもかなり厳しくなっている。

学園の帰属収支差額は、大学の完成年度を迎えたことにより改善され、平成25年度決算において、帰属収支差額比率は4.8%とプラスに転換し、消費収支比率も105.7%と収支バランスのとれた経営状況に改善された。しかし、翌年度以降は高校の入学者数の増加に対し、大学・短期大学の定員充足率は伸び悩む傾向となっており、平成27年度の基本金組入前当年度収支差額はマイナス21百万円となった。安定した財政基盤を維持するためには、各部門とも学生、生徒、園児の獲得に一層努力するとともに経費の抑制と効率化を徹底していくことが重要である。

資産運用、退職給与引当は規則どおり正しく行われている。また、平成27年度の短期大学部門の教育研究経費率は、校舎修繕費が計上されたため47.3%となったが、通常は30%前後で推移しており、教育研究、施設整備への支出は充実している。

#### (b) 改善計画

①地域介護福祉専攻について、志願者ニーズに合わせたコース設定、高大連携の推進などにより、学生確保に全力であたる。また、離職者等再就職訓練事業における受講者増に向けて募集強化を行う。

- ②介護福祉士実務者学校の受け入れ方法の見直しを行い、現場で働く人が受講しやすい仕組みに改める。
- ③事務職員の人事制度改革を進め、職員の能力の向上及び人件費の抑制を目指す。
- ④中期計画については、人事計画、財務計画、施設計画などが加味されたものへと見直し、経営の強化を図る。

**基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。**

(a) 現状

短期大学部門における最近3年間は、資金収支、事業活動収支（平成26年度決算まで消費収支）とも収入減、支出増となり、平成27年度収支は支出超過となった。平成27年度については、短期大学校舎（B棟）の改修工事を実施し、その修繕費77百万円を教育研究経費に計上したことにより超過分を大きくした。短期大学の収支状況が厳しい原因は、地域介護福祉専攻の定員充足率の低下にある。地域介護福祉専攻は、平成20年に入学定員（80名→40名）の削減を行い、募集を強化したが、志願者の減少に歯止めがかからず、平成27年度の収容定員充足率は70%を割ってしまった。他方、児童障害福祉専攻は毎年充足率が100%を超えており、地域介護福祉専攻のマイナス分を補う形となっていることから、地域介護福祉専攻の学生確保、そのための魅力の向上が最大の課題である。

資金収支及び事業活動収支の推移（短期大学）

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資金収入	507,546	471,596	453,641
資金支出	451,759	493,700	507,551
資金収支	55,787	△ 22,104	△ 53,910
事業活動収入	508,367	472,166	453,641
事業活動支出	459,804	460,779	545,325
事業活動収支差額	48,563	11,387	△ 91,684

短期大学の定員充足率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域介護福祉専攻	88.8%	66.3%	71.2%
児童障害福祉専攻	103.5%	109.0%	106.0%

教育研究経費比率（教育研究経費÷帰属収入）の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期大学部門	29.8%	28.4%	47.3%
学校法人全体	28.1%	27.8%	31.8%

学園全体の過去3年間の事業活動収支差額は、特別な支出の要因がない限りプラスとなっている。ただし、学生減少の影響を受け収入面では伸び悩み、支出面は徐々に増加する傾向にある。支出面の増加要因は人件費の増加で、人件費比率はここ毎年1%程度の上昇となっている。大学・短期大学においては教育職員の増員がないことから安定しているが、高等学校の教員及び大学・短期大学事務職員の人件費が増加傾向にある。これは、高等学校の生徒数の増加に伴う教員数の増員、また、大学・短期大学では特別支援教育研究センターや子育て支援・教育実践センターの設置に伴う事務職員の増員による。事業の拡大によって増加した人件費を賄うための収入が得られていないことに問題がある。

平成27年度に事業活動収支差額マイナスとなった主な要因として、短期大学校舎(B棟)の修繕費(改修工事費77百万円)があげられるが、小規模法人のため一部門で大きな修繕事業等が実施されると、学園全体の収支状況に影響を与えることになるので注意が必要である。

なお、教育研究経費率は短期大学部門、学園全体においても28%前後を確保しており、教育研究活動、学生サービスの充実が図れる資金配分が行われている。また、施設設備においては、老朽化した施設の改修を優先的に予算を確保するとともに、IT環境の整備やPC等情報機器の導入、更新に努めるなど、教育環境の整備は怠っていない。

#### 事業活動収支差額比率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期大学部門	2.5%	2.4%	△20.2%
学校法人全体	4.8%	3.6%	△0.9%

#### 人件費比率(人件費÷経常収入)の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
短期大学部門	62.5%	62.8%	66.9%
学校法人全体	60.5%	61.2%	62.4%

学園の貸借対照表については、減価償却により着実に有形固定資産が減少し、運用資産は毎年度増加している。運用資産は特定資産、有価証券、現金預金の合計金額であり、固定負債は退職給与引当金である。

平成27年度末の資産の状況は、資産の部合計が9,188百万円、負債の部合計が673百万円、正味財産8,515百万円であり、正味財産(自己資金)の比率は92.7%となり、財務基盤は比較的安定している。また、余裕資金(特定資産、その他の固定資産、流動資産の計から固定負債、流動負債の計を引いた差額)が1,604百万円であることは、決して十分な金額ではないが、現時点で財務上の大きな問題はない。

施設設備の取り替え更新等で長期的に必要となる資金については、要積立額として4,287百万円となる。それに対する運用資産は2,027百万円余りで、積立率は47.2%と

なっている。年々その率は上昇しているが、大学法人の平均値（70%）と比較してかなり下回っている状況にある。

学校法人全体 貸借対照表の主な項目の推移

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有形固定資産	7,173,809	7,076,496	6,910,710
特定資産	209,946	267,000	327,000
その他の固定資産	38,075	38,502	40,913
流動資産	1,933,499	1,830,763	1,910,088
※（内 運用資産）	(1,684,820)	(1,875,555)	(2,027,143)
資産の部合計	9,115,384	9,212,762	9,188,713
固定負債	52,612	61,491	70,652
流動負債	613,980	613,953	602,645
負債の部合計	666,592	675,445	673,298

※運用資産 現預金、特定資産、有価証券の合計

運用資産と要積立額の推移

単位：千円

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有形運用資産	1,684,820	1,875,555	2,027,143
要積立額	3,762,604	4,008,617	4,287,491
退職給与引当金	49,731	60,577	70,652
第2号基本金			
第3号基本金	50,000	50,000	50,000
減価償却累計額	2,077,873	3,898,040	4,166,839
不足額	2,077,784	2,133,062	2,260,348
積立率	44.7%	46.7%	47.2%

(b) 課題

短期大学、そして学園全体の事業活動収支差額を安定的にプラスにしていくことが、財務を安定化させ、学園の発展を支えることとなる。

事業活動収入における学生生徒納付金の割合はおよそ65%であり、各部門における学生生徒の確保が財務上最も重要である。

人件費の上昇を抑制するためには、人事制度改革が必要である。既に事務職員については人事考課を実施し、その考課に基づき処遇する制度の導入を検討している。

また、学生数を増やすことが難しい状況にあることから、納付金以外の収入割合を増やす必要がある。そのための新たな事業や業務の増加に対し、人件費を抑制するための業務の効率化を一層進めることに努める。

寄附金収入、施設貸し出し収入は事業活動収入の0.5%に満たない。1%を目標にして増額を図りたい。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 現状

児童障害福祉専攻への志願者数はここ数年増加の傾向にあり、定員充足率も常に100%を超え安定した状況にある。これは、児童障害福祉専攻の特色やその実績が社会で評価されている表れと思われる。他方、地域介護福祉専攻は平成21年に入学定員を40名と半減させており、短期大学設置当初の体制とはなっていない。財政的に安定した状態にするためには、地域介護福祉専攻及び専攻科介護福祉士専攻の入学定員確保が必要であり、介護福祉士養成制度の改編状況を踏まえながら、その方策の検討を進める。

介護福祉士取得の仕組みが平成29年度より大きく変わることから、介護福祉士実務者学校（通信課程）を平成24年度から立ち上げており、補助活動事業として収入の拡大を目指しているが、受講生の数は伸び悩んでいる。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページを通じて行うとともに、毎年4月の「新年度の集い」や決算後の「理事会報告」などで説明を行い、学園の経営状況の理解を得ている。

植草学園短期大学は、その将来像として幼児期から高齢者までの障害や生活上・学習上に困難のある人もない人も、共に豊かに生きる共生社会の実現と地域社会の発展に人材養成を通じて貢献し得ることを掲げており、学則や履修要項に明記している。

児童障害福祉専攻の強みは、障害に関する専門性を身につけた保育士・幼稚園教諭を養成することで、障害児の受け入れの進む現場ニーズをしっかりと捉えている。就職状況も毎年100%に近いことから、志願者数はここ数年増加傾向にある。児童障害福祉専攻の定員充足率は、常に100%を超え安定している。他方、地域介護福祉専攻は地域における高齢者や障害者の生活を支える介護福祉士の養成を目指している。介護福祉士の需要は高く、本学における平成26年度の求人は900件を超えていた。しかし、介護福祉士資格の国家試験化や介護に対する社会的な評判が改善されないことから、入学者の減少が続き、平成21年度に入学定員を80名から40名に削減している。財政的には、地域介護福祉専攻のマイナス分を児童障害福祉専攻が補う状況となっており、地域介護福祉専攻への入学者を増やすことが理事会等においても強く求められている。

地域介護福祉専攻の財務状況改善のため、補助活動事業を実施し、外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる。初任者研修制度、履修証明プログラム、また、平成24年度から介護福祉士実務者学校（通信課程）を立ち上げた。実務者学校については、スクーリングの時期や授業料に問題があり、応募状況はよくない。抜本的な改善が必要となっている。

短期大学の教員数は19名で、設置基準を4名上回っているが、小学校二種免許状を取得する課程認定を受けるために必要な人数となっている。事務職員は、各部署の業務内容に基づき最低限度の人数を配置しているが、最近増加傾向にある。特別支援教育研究センターの設置や新たな事業に伴う増員がその原因である。事務職員について

は、新たな人事制度導入を検討している。人事考課に基づく職員の能力向上と処遇改善を目的としており、人件費の抑制も期待される。

## 教職員数の推移

単位：名

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤
大学・短期大学教員	62	143	63	129	62	146
高等学校教員	34	14	35	16	37	15
幼稚園・こども園教員	28	24	29	26	31	29
事務職員	64	38	65	41	67	52
合計	178	208	180	202	185	228

学園の施設整備計画については、既にすべての耐震改修が修了していることから、老朽化施設の改修工事を行うこととしている。平成27年度には短期大学B棟の改修工事を実施、平成28年度には大学の体育館改修工事を行う予定である。また、昭和47年（44年経過）建築の高校本館棟については、改修ではなく建て替えを検討している。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページを通じて行うとともに、毎年4月の「新年度の集い」における説明、また、学園報「U-heart」に掲載し、学園の経営状況の理解を得ている。

## (b) 課題

短期大学の地域介護福祉専攻をはじめ、学園の経営する各学校の学生・生徒・園児の安定的な確保は重要な課題である。そのために教育環境をさらに整え、教育内容・方法を改革し、魅力ある学校づくりに邁進していく姿勢が欠かせない。

学園の財務面に関しては、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、支出の抑制、効率的な運営に努力するとともに、経営を支える人材育成にも力を入れていく必要がある。また、18歳人口の減少が進む中であって、学生生徒納付金に頼る経営体質の変革が迫られている。収益事業の拡大、補助金の積極的な獲得、寄附金や施設利用収入等、学園の関連する分野での増収を図り、財務の安定化につなげたい。

将来構想について既に中期計画が策定されているが、具体性に乏しい部分や実現を裏付ける中期財務計画の作成がなされていない。経営の強化を目指した中期計画として、共有化を図る必要がある。

## ◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特記事項なし

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### (a) 要約

学園運営における基本方針及び重要事項の決定は「学校法人植草学園寄附行為」及び「学校法人植草学園寄附行為施行細則」の定めに基づき開催される理事会、評議員会で行われている。評議員会は、理事会の諮問機関として位置づけられ、監事の選任においても重要な役割を果たしている。監事による監査は「監事監査規程」に基づき、業務監査及び会計に関する監査が適切に行われている。会計に関する監査については会計監査人と密接に連携し実施している。また、学園業務の円滑で適正な管理運営を遂行するために、理事長の下に常務会及び学園連絡調整会議を組織して定期的に開催している。

短期大学の運営については、「教授会規程」に基づいて教授会、その諮問組織としての各種委員会が置かれ、学長を中心とした教学運営体制が整えられている。本学は植草学園大学とキャンパスを共有していることから、大短運営協議会を設置し、共通の課題について定期的に審議し、それぞれの運営に生かしている。

### (b) 行動計画

私学の経営環境が厳しくなる中で、理事会・評議員会の機能をさらに高めるため、理事長と学長の連携を強化するとともに、学園運営に有益な情報の収集を積極的に進める必要がある。そのために、理事長・学長会議の定例化を図る。また、自己点検評価と連携、連動した内部監査の実施と監事監査のさらなる充実を図る。

## 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

### (a) テーマ全体の要約

理事長は学園事務局長、及び大学・短期大学の事務局長を長年務めていたことからガバナンスの重要性を理解し、学園の中期計画を示し、建学の精神を具現化するため、学校法人を代表してその推進に力を注いでいる。理事会を中心とする法人の管理運営は、法令及び各種規程に則って適切に進められている。理事会（年5回）、評議員会（年2回）常務会（毎月）においては、理事長が議長を務め学園の方向性を示すとともに、様々な諸課題に適切な判断を下し、学園の発展及び安定経営に強いリーダーシップを発揮している。

また、「新任職員の集い」、新年度の「教職員の集い」、学園事務職員研修会等においては、学園の建学の精神、教育理念・目的などの確認を行い、学園職員としての意識醸成を図っている。

学長の選任は、理事長の推薦により理事会で決議することから、両者の関係は緊密である。また、理事長は学長と頻繁に協議を行い、意思の疎通を図るとともに、教学運営に関する重要な会議に出席して短期大学の目的達成と教育改革に努めている。

(b) 改善計画

理事会の機能が強化され、理事長のリーダーシップがより発揮しやすくなるようにするために、専門性を有した外部人材の活用や経営に関する有能な人材の育成が必要である。また、学園の運営上重要となる中期計画の定期的な点検と見直しを行い公表していく。

**基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。**

(a) 現状

理事長は寄附行為、諸規程等の定めに基づき、理事会を招集（通常年 5 回）、開催して学園の最高意思決定機関として適切に運営している。また、会計年度の終了後 2 ヶ月以内には監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業報告を評議員会に報告し、意見を聞いている。

理事会を構成する理事数は 7 名で、その内訳は植草学園大学長、評議員会から選任（2 名）、学識経験者・功労者（4 名）となっている。学外者は 2 名であるが、全員が学園の沿革や建学の精神、教育方針などをよく理解しており、教育事業を取り巻く環境等に深い見識を有している。なお、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、学校法人植草学園寄附行為第 10 条に適用されている。評議員会は 15 名で構成され、定例として年に 2 回開催されている。評議員会は理事会の諮問機関として位置づけられ、寄附行為及び寄附行為施行細則に規定する諮問事項について諮られ、学園運営に有益な意見が活発に出されている。

理事長は寄附行為に基づく理事会における審議事項の整理、重要事項に関する協議機関としての常務会を月 1 回開催している。常務会には、大学、短期大学の学長及び大学副学長、附属高等学校の校長、学園事務局長が出席し、学園の運営方針の策定・管理運営上の諸問題への対応等広範囲にわたって協議をしており、理事長のリーダーシップを支える重要な会議となっている。また、以上のすべての会議に監事が出席し、理事等の業務執行状況が監査され監査報告書が作成され 5 月の理事会、評議員会へ報告される。

学園連絡調整会議は、学園に設置されている各学校（大学、短期大学、高校、幼稚園、保育園）の連絡会議で、年間に 4 回開催され各学校の連携が図られている。

(b) 課題

理事会を頂点とした学校法人の管理運営体制は確立され、その運営も適切である。専任されている理事等の役員は、それぞれ学校の運営に対して優れた学識及び見識を有しており、少子高齢化時代を生き抜く学園運営について、さらなる活発な議論が期待される。

管理職員については、今のところ国立大学等の定年退職者を再雇用する必要があるが、次世代を担う管理職員の育成が課題である。

#### 基準IV-B 学長のリーダーシップ

##### (a) テーマ全体の要約

学長は「学校法人植草学園管理職員選任規程」の規定に従い選任されており、建学の精神を体し、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学の運営に関し見識を有している。

学長は建学の精神に基づいて、教職員が一丸となり短期大学の教育研究の質向上に取り組むよう強いリーダーシップを発揮している。また、学生主体の行事にも積極的に参加し、学生と共に歩む姿勢を大切にしている。

##### (b) 改善計画

引き続き、一体感のある取組を進めるとともに、大学との協調関係を強め、短大のみならず双方の充実・発展を目指し、リーダーシップを発揮していく。

#### 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

##### (a) 現状

学校教育法の改定に基づき、26年度末に「植草学園短期大学教授会規程」を見直し改定した。27年度初めからその規程に則り、教授会の運営は学長が招集し、学科長又は専攻主任が議長となり、短大の教育研究上の諮問機関として適切に行われている。教授会には教授以外の教育職員も出席する体制をとっており、学習成果及び学位授与・教育課程編成・入学者受け入れの三つの方針に対する認識を有し、教職員が様々な問題を共有しながら教育・研究の向上を目指し、学長の諮問機関としての役割を果たしている。また、教授会の下に各種委員会が置かれ、学長及び教授会からの諮問に応えている。委員会数は35（短大のみの委員会15、短・大合同の委員会等20）で、すべての委員会が設置規程を有している。委員会のうち将来構想検討委員会及び人事委員会については、学長が委員長となり審議を進めている。教育職員の数と比べ委員会数が多く、一人の教員が複数の委員会を担当するため教員の負担が増している。

##### (b) 課題

委員会の見直しを行い委員会の数を減らす検討を行うとともに、委員会開催回数の軽減等を図る。また、事務職員の専門性を高め、委員会における事務職員の役割を増大させる必要がある。

#### 基準IV-C ガバナンス

##### (a) テーマ全体の要約

学園の中期計画に基づき各年度の事業計画が常務会で検討され、理事会・評議員会で承認されている。予算は理事会で示された予算編成方針に沿い、各部門からの要求を積み上げ、常務会での審議を経て、理事会・評議員会の承認を経て執行されている。

学園の中期計画（平成 24 年度～29 年度）の 4 年目を迎え、前半 3 年間の執行状況を踏まえ、以下の中期目標を策定した。

- ・建学の精神に基づき、特色ある教育・研究活動を推進し特定分野での優位性を示すことのできる個性ある学園となる。
- ・地域との連携、貢献事業を積極的に実施することにより、地域社会において強い信頼性を得た学園となる。
- ・一人ひとりの学生、生徒、園児の主体的活動を引き出す学園となる。
- ・法人運営における安定性と継続性がしっかりと保証され、社会的責任を果たしていける学園となる。

監事による監査はその重要性を強く認識し、業務監査、財務監査及び理事の業務執行状況について計画的に実施している。また、学園の情報公開に積極的に取り組んでおり、ホームページ、学園情報誌上に教育及び財務状況（HP 上の植草学園事業報告書―財務）についての情報を掲載している。

#### (b) 改善計画

監事による監査、監査法人による会計監査、そして内部監査室の監査の 3 者が連携して監査を行う三葉監査体制を整えていく。また、財務に関する問題点の把握と改善に向けての協議を定期的に行い、経営の安定化を図っていく。

予算執行状況と残高を各部門がリアルタイムで把握できる会計システムの導入を行い、予算管理の効率化と厳格化を進める。

### 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

#### (a) 現状

監事は理事会、評議員会への出席に加えて、毎月開催される常務会へもオブザーバーとして出席し、適宜、学園の業務及び理事の業務執行状況の監査を計画的に実施している。また、公認会計士による会計監査にも毎回立会い、会計士との意見交換を定期的に行い学園の財務状況の把握に努めている。

監事監査については、学園事務局総務課と法人財務課が所管しており、監査人の指示による資料の準備や監査業務の支援をしている。

監事監査の報告は、「学校法人植草学園監事監査規程」及びその年度の「監事監査計画」に基づいて行われ、監事監査結果が報告書としてまとめられ、5 月の理事会及び評議員会へ提出されている。

#### (b) 課題

監事監査の基となる事業報告書の作成にあたり、各学校等及び事務局が事業の執行状況を適切にまとめ、データの分析をしていく等、事務局全体の監査への関わりの強化が必要である。

内部監査の推進及び監事の監査業務を支援するために、理事長直属の機関として内部監査室を設置し、監事が学校法人の業務執行状況等を逐次把握できる体制を整える。

**基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。**

(a) 現状

評議員会の定数は15名（理事定数7名）で、その内訳は職員からの選任9名、卒業生からの選任2名、保護者からの選任1名、学識経験者・功労者からの選任3名となっており、現在欠員はない。定例の評議員会は年2回（5月、3月）の開催で、臨時の評議員会は必要に応じて開催されている。評議員会の運営は、寄附行為に則り適切に行われている。外部からの選任数が6名であることから、学園経営に対する有益で多様な意見が多く出されている。

(b) 課題

評議員会の開催回数が少ないため、個々の評議員から意見を聞く機会が少ない。評議員のもつ豊かな見識や経験を学園経営に生かす方策や、理事と兼務する評議員が数名いることも評議員会の有効性や独立性の観点から検討する必要がある。

**基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。**

(a) 現状

毎年度の事業計画は、常務会に設置されている専門委員会である学園将来構想等検討会議で審議され、常務会を経て理事会・評議員会で承認される。学園将来構想等検討会議の構成員は理事長、副理事長、大学長、短期大学長、大学副学長、大学学部長、短大学科長、附属高等学校長、学園事務局長、学園事務局次長、大学事務局長、弁天・美浜事務部長、総務課長、法人財務課長、企画・情報管理室長で学園の中長期計画も審議している。

予算は、編成方針が理事会承認後各部門に示され、予算の積み上げ作業が開始される。法人財務課と各部門との折衝後、予算案が常務会において審議、確認後、理事会・評議員会で承認される。承認後は速やかに伝達され執行の準備へと進んでいる。

予算の執行、日常的な会計処理は「植草学園経理規程」に基づき法人全体では学園事務局長が、また、各部門においては法人財務課長（小倉キャンパス）、弁天・美浜事務部長（弁天キャンパス）、副園長（美浜幼稚園）が責任者として責務を負っている。工事発注や高額な物品の購入手続きについては、「学園固定資産管理規程」に定められており適切な会計処理に努めている。

会計監査は、年に3回公認会計士により監事の立会いの下実施されている。各部門の内部統制を中心とした監査で、監査終了時に監事、会計担当とのミーティングを行い問題点の確認をしている。計算書類等は監査法人に作成を依頼しているが、監査人より意見があった場合は、その意図が反映されるよう対応している。

教育情報については学園のホームページ、財務情報についてはホームページ（学園事業報告書内）と学園情報誌「U-heart」に公開し、各学校の事務室において計算書類の閲覧ができるようになっている。

(b) 課題

毎年度の事業計画の作成にあたり、中長期計画との関係や予算編成について、より綿密な議論が必要である。また、中長期計画の策定に際し、事業の推進の裏付けとなる中期予算計画の策定が必要である。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。  
特記事項なし。

【選択的評価基準 3. 地域貢献の取組について】

基準 (1) 地域社会に向けた公開講座

(a) 現状

1. 公開講座

過去3カ年（平成25年度～平成27年度）の実施状況（人数は延べ人数）

平成25年度

① わくわくチャレンジ講座

1	今年は誰にプレゼントする？卓上整理箱づくり	7/13	1回 計 14名
2	とっもかんたん！手づくり絵本	7/20, 7/25	2回 計 48名
3	絹糸で組む, おしゃれなストラップづくり	8/3	1回 計 9名
4	どこに飾りますか？ランプシェードをつくろう	8/3	1回 計 29名
5	英語脳を作ろう！3	8/22, 8/23, 8/26, 8/27	4回 計 32名
6	植草学園 ジュニアサッカー教室	8/24, 8/31, 9/14, 9/21, 9/28, 10/5, 10/12, 10/26	8回 計 160名

② 保育・教育・子育てスキルアップ講座

7	乳幼児の発達を促すリズム運動	7/13	1回 計 21名
8	いたづらをする子への働きかけ	7/20	1回 計 8名
9	ことばの遅れのある子への働きかけ	7/20	1回 計 28名
10	実践講座・絵の具技法のABC	8/2	1回 計 17名
11	スポンジ人形をつくろう・実践講座	8/2	1回 計 8名
12	言うことを聞かない子とのつきあい方	8/2	1回 計 33名
13	嘘をつく子にどう応じたらよいか	9/14	1回 計 5名
14	子どもの笑顔がこぼれる魔法の表現あそび	9/20	1回 計 13名
15	心理劇入門講座	10/26	1回 計 17名
16	教師・保育者のための心理劇(ロール・プレイング)	11/9	1回 計 5名
17	植草学園 親子サッカー教室	8/24, 8/31, 9/14, 9/21, 9/28, 10/5, 10/12, 10/26	8回 計 88名

③ 発達障害セミナー

18	障害児の音楽療法	7/20	1回 計 15名
19	DN-CAS講習会	7/20	1回 計 12名
20	発達障害のある生徒の『思春期・青年期の問題と支援』	8/21	1回 計 31名
21	発達障害のある人の就労支援・定着支援の現状と課題	8/21	1回 計 16名
22	通常学級の授業ユニバーサルデザイン	8/22	1回 計 66名
23	気になる子どもも楽しく参加！	8/22	1回 計 68名
24	どの子にも「わかった！」のある授業を支えるユニバーサルデザインの学級経営	8/26	1回 計 32名
25	通常学級と”ことばの教室, 自閉症・情緒障害特別支援学級”との連携	8/26	1回 計 24名

④ 介護・保健医療スキルアップ

26	介護支援専門員実務研修受講試験事前対策講座	9/28	1回 計 40名
----	-----------------------	------	----------

⑤ 文化・教養セミナー

27	大人のための音楽塾	7/20, 8/3, 8/24, 9/14, 10/5, 10/12, 11/9, 12/7	8回 計 160名
28	リラクゼーションの勧め	8/24	1回 計 16名
29	貝原益軒の『和俗童子訓』を読む	10/26	1回 計 0名
30	イタリアの都市と文化	11/2, 11/30	2回 計 32名
31	ウィンタースポーツ(スキー・ソリ等)を楽しむ	12/21, 12/23	2回 計 48名

⑥ 資格取得セミナー

32	おもちゃインストラクター養成講座	8/21, 8/2	2回 計 136名
33	知的障害者移動介護従業者養成研修	8/21, 8/22, 8/23, 8/24～9/30	3回 計 108名

34	特別支援教育支援員・認証講座	7/6	1回 計 58名
			合計 1,397名

平成 26 年度

① わくわくチャレンジ講座

1	成長にはワケがある	7/28	1回 計 0名
2	とっもかんたん！手づくり絵本	7/24	1回 計 34名
3	Time Space Energy	7/24	1回 計 0名
4	読書で集中力アップ！	7/28	1回 計 4名
5	つくってみよう！楽しい手作り講座	8/8	1回 計 23名
6	植草学園 親子サッカー教室	8/23, 8/30, 9/13, 9/20, 9/27, 10/11, 10/25, 11/1	8回 計 100名
7	植草学園 ジュニアサッカー教室	8/23, 8/30, 9/13, 9/20, 9/27, 10/11, 10/25, 11/1	8回 計 86名

② 資格・専門的分野のスキルアップ

8	特別支援教育支援員・認定講座	7/5	1回 計 57名
9	おもちゃインストラクター養成講座	8/21, 8/22	2回 計 82名
10	知的障害者移動介護従業者養成研修	9/1, 9/2, 9/3	3回 計 78名
11	介護支援専門員実務研修受講試験事前対策講座	9/20	1回 計 54名

③ 幼児教育的分野

12	あなたならどうするシリーズ①子どものケンカ	9/20, 9/27	2回 計 20名
13	あなたならどうするシリーズ②子どもの食事	9/20, 9/27	2回 計 20名
14	子どもの笑顔がこぼれる魔法の表現あそび	9/20	1回 計 13名

④ 小学校教諭対象

15	小学校教科実践力養成講座～図画工作編～	8/8	1回 計 9名
16	小学校教科実践力養成講座～理科編～	8/30	1回 計 3名
17	小学校教科実践力養成講座～道徳編～	8/30	1回 計 5名
18	小学校教科実践力養成講座～国語編～	8/30	1回 計 5名

⑤ 特別支援分野

19	保育園・幼稚園の先生のための発達障がい勉強会	7/5	1回 計 26名
20	情緒発達から見た発達障害	7/12	1回 計 23名
21	保育における特別支援	7/12	1回 計 3名
22	発達障害のある子ども達の就労への道筋	7/25	1回 計 18名
23	DN-CAS 講習会	7/26	1回 計 13名

⑥ 文化・教養講座

24	ことばの遅れのある子への働きかけ	7/12	1回 計 10名
25	やる気がない子からやる気を引き出す	9/13	1回 計 13名
26	思春期の子どもとのつきあい方	9/13	1回 計 7名
27	心理劇（ロール・プレイング）を体験しよう	10/4	1回 計 29名
28	男性の心理、女性の心理	10/11	1回 計 4名
29	ウィンタースポーツ（スキー・ソリ等）を楽しむ	12/20	1回 計 48名

⑦ 高齢者の学び直し

30	認知症サポーター養成講座	7/24	1回 計 11名
31	ポジティブに生きる	8/22	1回 計 7名
32	初心者のためのテニス教室	9/27, 10/4, 10/11, 10/25	4回 計 13名
			合計 818名

## 平成 27 年度

## ① 資格取得セミナー

1	特別支援教育支援員・認証講座	7/4	1回	計	148名
2	子どもの居場所サポーター養成講座	7/11	1回	計	27名
3	ガイドヘルパー	8/6,8/7,8/8	3回	計	69名
4	おもちゃインストラクター養成講座A	8/4,8/5	2回	計	92名
5	おもちゃインストラクター養成講座B	11/28,12/5	2回	計	54名
6	介護福祉士実習指導者講習会	9/12,9/19,10/3,10/10	4回	計	32名
7	介護支援専門員実務研修 受講試験事前対策講座	9/19	1回	計	37名

## ② 子育てスキルアップ

8	言葉の遅れのある子への働きかけ	7/16	1回	計	24名
9	落ち着きのない子への働きかけ	9/11	1回	計	24名
10	反抗期の子どもへの対応の仕方	9/11	1回	計	13名
11	不安の強い子・臆病な子への働きかけ	9/15	1回	計	13名
12	子どもの笑顔がこぼれる魔法の表現あそび	10/3	1回	計	8名

## ③ 保育・教育スキルアップ

13	明日から使える保育教材1～パネルシアター～	7/3	1回	計	16名
14	保育のスキル⇒保護者支援	7/4	1回	計	23名
15	明日から使える保育教材1～新聞紙シアター～	7/8	1回	計	11名
16	乳幼児の発達を促すリズム運動	7/11	1回	計	24名
17	算数的活動促す教材づくり	8/4	1回	計	8名
18	教育現場で造形・図画工作の指導に困っている方へ	8/7	1回	計	5名
19	明日から使える！学級作りに役立つ簡単エクササイズ！	8/17	1回	計	49名
20	小学校教科実践力養成講座～国語編～	8/28	1回	計	11名
21	小学校教科実践力養成講座～道徳編～	8/28	1回	計	10名
22	子どもルーム・学童クラブにおける「気になる」子ども・発達障害のある子どもの理解と支援の実際	7/8	1回	計	73名

## ④ 発達障害セミナー

23	DN-CAS講習会	7/25	1回	計	10名
24	発達障害のある子ども達の就労への道筋	8/1	1回	計	0名
25	園でできるコミュニケーション支援	8/7	1回	計	25名
26	実践 自閉症・情緒障害特別支援学級	8/17	1回	計	54名
27	発達障害の理解と対応	8/28	1回	計	37名
28	養護教諭のための発達生涯理解・支援と保健室からの連携的支援	8/21	1回	計	27名

## ⑤ 学び続ける高齢者

29	認知症サポーター養成講座	9/15	1回	計	8名
----	--------------	------	----	---	----

## ⑥ 介護・保健医療スキルアップ

30	介護者と被介護者双方にやさしい介護方法	7/8	1回	計	10名
31	運動と動作を理解してから分析が簡単になる	7/15	1回	計	0名
32	介護リーダー育成研修	9/26,10/24,11/28,12/19	4回	計	134名
33	脳と運動を知る	8/26	1回	計	7名
34	健康増進教室 ウォーキング&ストレッチ教室	9/25	1回	計	8名
35	解剖学の知識を活かして触察に自信を持つ	10/3	1回	計	8名
36	健康で長生きしよう～ロコモ～Aクラス	10/8	1回	計	0名
37	健康で長生きしよう～ロコモ～Bクラス	10/22	1回	計	0名

## ⑦ 文化・教養講座

38	幼児から高齢者まで、誰でも楽しめるアート	7/31	1回	計	16名
----	----------------------	------	----	---	-----

39	勉強が苦手だという人。まず勉強の仕方を勉強しよう！	8/21	1回	計 56名
40	Beauty Step	9/18	1回	計 24名
41	千葉市の鳥「コアジサシ」の最新情報	10/10	1回	計 0名
42	クマムシ	10/10	1回	計 9名
43	人間の心理を探る	10/10	1回	計 9名
44	心理劇(ロール・プレイング)を体験しよう	10/31	1回	計 47名
45	インタースポーツ(スキー・ソリ等)を楽しむ	12/19～12/21	1回	計 0名

⑧ わくわくチャレンジ

46	芝坊やをつくろう！	8/4	1回	計 15名
47	たのしくつくってみよう！	8/7	1回	計 32名
48	ジュニアサッカー教室	7/25,8/1,8/8,8/22,9/12,9/19	6回	計 90名
49	ファミリーサッカー教室	7/25,8/1,8/8,8/22,9/12,9/19	6回	計 36名
				合計 1,433名

平成 27 年度に千葉県教育委員会，千葉市教育委員会の後援を受けて実施した公開講座数は 49（昨年比+17），参加者は，年間延べ 1433（昨年比+615）名である。

保育所・幼稚園・小学校等，福祉関係機関，施設等への案内パンフレットの送付をはじめ，平成 27 年度は地域自治会回覧板等を利用した広報活動を行い，本学の特色と地域社会のニーズに応える内容で講座を構成した。子どもや障害のある本人を対象にした講座，介護現場・特別支援教育現場・乳幼児保育現場，その保護者などを対象にした講座，また，平成 26 年度からは高齢者対象の「学び直し講座」を開講している。このように障害・特別支援教育・地域福祉等に力を入れている本学の特色を前面に出していることも参加者が毎年多数である要因と思われる。平成 25 年度は，小学校教諭対象講座を 4 講座新設し好評であった。また，継続しているテーマ・講座では，参加者が固定・定着している傾向にある。公開講座参加者アンケートからは満足度の高さがうかがわれ，参加者の中から本学への進学を希望した例もあり，地域貢献に加え，本学のアピールにもつながっている。

公開講座は，平成 20 年度から植草学園大学と共同開催で計画・実施している。平成 27 年度は保健医療学部の健康増進に関する講座が多数開講され，開講分野や講座数も充実し，社会的な貢献度は一層高まったと自負している。

## 2. 生涯学習

生涯学習に関する授業・講習として，「介護技術講習」「介護職員初任者研修（平成 25 年度よりホームヘルパー2 級養成講座の廃止に伴い新設）」「特別支援学校教諭二種免許法認定講習」を実施している。制度移行後 3 年目を迎えた介護職員初任者研修では，初年度の倍近くの受講者が集まり実施した。引き続き介護教員の資格をもった本学卒業生も講師に委嘱し，現場の体験談を取り入れながらの講義演習は「大変参考になる」と受講生に好評であった。平成 27 年度は，新しく介護福祉士実習指導者講習会を実施したことがあげられ，現場の介護福祉士のキャリアアップの一端を担うことにもつながったのではないかと考えている。「特別支援学校教諭二種免許法認定講習」は開講 5 年目となる。平成 27 年度の延べ参加者は 298 名と前年とほぼ同数で，ほぼ定員に達する参加があった。また平成 27 年度も近県以外からの参加者もあり，受講

希望者が広範囲にわたっている。過去 5 ヶ年のそれぞれの参加者数は、以下のとおりである。

「介護職員初任者研修」「知的障害者移動介護従事者養成講座」では、本学園の学生も受講している。卒業時点での進路選択も考えてのキャリアアップとなることから推奨している。

生涯学習授業は、本学の特徴を生かした地域社会へ向けた授業となっている。なお、植草学園大学が実施している「教員免許更新講習」には、短大教員も企画段階から参画し、当日の講師としても積極的に推進・協力している。

植草学園短期大学 生涯学習関連講座受講者数（平成 23 年度～平成 27 年度）

年度	介護技術講習会		ホームヘルパー2級養成講座 (H23・24)		知的障害者 移動介護従事者 養成研修		特別支援学校二種 免許法認定講習		教員免許状 更新講習	
	受講者数	定員	受講者数	定員	受講者数	定員	受講者数 (延べ人数)	定員 (延べ人数)	受講者数 (延べ人数)	定員 (延べ人数)
23 年度	100	120	22 (短大学生 4, 大学学生 1)	40	26 (短大学生 8)	40	108	300	675	680
24 年度	39	120	28 (附属高校 1, 短大学生 4, 大学学生 7)	40	14 (短大学生 1)	40	265	300	807	800
25 年度	40	40	8 (短大学生 1, 大学学生 2)	24	36 (短大学生 14)	40	262	300	1,180	1,360
26 年度	40	40	14 (大学学生 7)	24	26 (短大学生 11, 大学学生 2)	40	297	300	1,119	1,120
27 年度	15	40	14 (短大学生 5, 大学学生 3)	40	23 (短大学生 5, 大学学生 2)	40	298	300	1,107	1,120

※「ホームヘルパー2級養成講座」は、平成 25 年度より「介護職員初任者研修」となった。

### 3. 子育て支援・教育実践センター（旧 相談支援センター）

平成 21 年 10 月に、植草学園大学が「植草学園大学相談支援センター」を開設した。大学の施設として設置されたが、準備段階から短大教員も開設委員として参画し計画づくりに関わってきた。開設後は規程も定められ、短大教員も「相談支援センター運営委員会」の委員として加わり、大学・短期大学の教員が協力し合って運営にあたってきた。

平成 27 年度から「相談支援センター」の名称等を「子育て支援・教育実践センター」と改組し、小倉キャンパス（通称「こいっく おぐ」）に弁天キャンパス（通称「こいっく べん」）も加え、2 か所で子育て支援事業の展開を始めた。「こいっく おぐ」では、子育て支援事業「みんなであそぼう」を月～金曜日の午前中に開講し、毎回、親子が 10～20 組参加し、参加者は年間延べ数で、子ども 2953 名、保護者 2267 名

であった。また子育て支援講座「親子であそぼう」（有料）を2回開催した。参加者は延べ数子ども21名、保護者13名であった。学生も参加し親子で学食や図書館を利用したり、共生の森を散策する姿もみられた。大学、短大合わせて延べ640名を超える学生が参加し、子どもたちとの活動を楽しみながらサポートした。「こいっくべん」では子育て支援事業を週2回開催しこちらも毎回親子が10～20組参加し、参加者は年間延べ数で子ども1010名、保護者917名だった。子育て支援講座「こいっく子育て講座」11回、「こいっく孫育ち講座」6回、「Baby Come」1回ではそれぞれに毎回テーマを決め、中には子育て支援事業に参画できる「こいっく孫育ちサポーター認定証」を交付するなどの取組も行った。

本センターは、子育てや保護者支援を行うとともに、地域の住民から出される子どもの教育・保育・特別支援等に関する相談にも応じることをねらいとしたものである。

子育て支援活動は、利用保護者が、我が子を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間づくりをしたり等をする場として利用されている。学生も参加し、幼児との活動を展開している。

小倉キャンパス（通称「こいっくおぐ」）では、毎年度末に利用する子どもの保護者を対象にアンケート調査を行っている。それによると、表現の違いはあるが毎年、利用保護者からは、「専門の先生が対応してくれるので安心」「新しい仲間ができて会うのが楽しみ」「情報交換ができ、他の子の遊びが参考になる」「学生さんがとても優しく接してくれる。子どもが喜ぶ」「無償でこのような場を提供していただき感謝です。この先もずっと続けていただけたら嬉しい」等の声が寄せられている。中には「トイレの個室に子ども用の座れる椅子がほしい」「駐車場がもう少し多いといい」（いずれも平成27年度）などの要望も寄せられる。こうした要望にも、可能な限り応じられるよう努めている。「昨年度週5あったらいいなとアンケートに書いたら、本当に実現していただきました。ありがとうございました。」（平成27年度）、気持ちの通じ合うこうした関係を大切にしていきたい。

利用状況からも、求めが多いことが推測される。一層の充実した取組を期したい。

学生にとっても、保護者支援が求められている保育現場においては、学生時代に保護者と関わる体験の機会を重ねていくことの意義は大きい。また、子育て支援活動にスタッフとして参加することで企画・運営を担ったり、参加された親子の反応を実感できる貴重な経験となり、乳幼児への安全に対する配慮にも意識化が図られている。

「子育て支援・教育実践センター」の果たす役割として、地域貢献に繋がるのが理解でき、学生が自由に参加できる学びの場としても活用していくことで学生の育ちも大いに期待される。引き続き、子育て支援活動の意義・必要性をしっかりと受け止め、その拡充を図っていきたい。

相談支援センターが行っている事業の実績概要は、次のとおりである。

相談支援センター利用状況の概要（平成22年度～平成26年度）

区分 年度	子育て支援				相談業務
	みんなであそぼう		講座「親子であそぼう」		
平成22年度	93組	186人	36組	72人	19件

平成 23 年度	698 組	1,418 人	34 組	70 人	6 件
平成 24 年度	771 組	1,753 人	29 組	52 人	6 件
平成 25 年度	1,272 組	2,846 人	38 組	92 人	2 件
平成 26 年度	2,004 組	4,315 人	42 組	112 人	0 件

子育て支援・教育実践センター利用状況（平成 27 年度）

活動内容	こいくく おぐ		こいくく べん			
	子育て支援 (月～金)	子育て支援講座 (2 回)	子育て支援 (火・金)	子育て講座 (11 回)	孫育ち講座 (6 回)	Baby Come 講座 (1 回)
平成 27 年度	2,267 組 5,222 名	13 組 35 名	917 組 1,927 名	138 組 291 名	祖父母 24 名	15 組 30 名

#### 4. 履修プログラム

平成 27 年度、地域介護福祉専攻が中心となって、高齢者福祉事業等に従事する中堅職員を対象に、質の高い内容を提供し、地域福祉の充実を図ることを目指して、履修プログラムを実施した。公開講座との抱き合わせで、単発でも講座を受けられるようにするとともに、多くの参加者を募るために、一部の講座は県の補助金を受けて実施した。

この履修証明プログラムは、3年以上の経験がある介護福祉士を対象にしたもので、リーダーとなる介護福祉士の育成が目的である。介護福祉士としての実践能力を高めるとともにチームづくりを学修し、リーダーとして業務遂行ができることをねらいとした。

具体的なプログラム内容は、必修科目 4 科目、選択必修科目 4 科目の 148 時間からなり、2 年をもって修了となる（別表）。1 年目の平成 27 年度は、「介護リーダー論」（20 時間）、「地方自治・行政」（5 時間）、「現在の介護事情に関する講演会」（2 時間）、「介護福祉士実習指導者講習会」（25 時間）を実施した。

履修証明プログラムの受講料を時間 500 円としたが、受講生の様子を見ると、千葉県の助成を受けて無料となった「介護リーダー論」と「講演会」は定員を満了することができたが、「地方自治・行政」においては受講料が必要であったためか、参加者が少なかった。

「介護福祉士実習指導者講習会」という実習指導者資格取得の講座も組み入れたが、公開講座の広報活動であったためか、7 名の参加者であった。しかし、受講者から講座継続の希望があり、また受講後、本学との実習契約に至ったケースがあるなど、好評であった。

#### 履修プログラムの概要

授業科目名	時間数		開講（履修）年 *2	
	必修	選択必修	1 年目	2 年目
介護リーダー論	20		20	

介護予防実践論 *1		20		20
認知症支援論 *1		20		20
福祉用具支援論 *1		20		20
地方自治・行政	10		5	5
介護福祉士実習指導者講習会（資格）*1		25	25	
講演会・座談会など（2回）	3		2	1
地域ケア特論	30			30
小計	63	85	52	96
合計		148		148

## \*1 履修モデル

選択必修科目（4科目）のうち

- 1) 「介護福祉士実習指導者講習会」を履修する場合は、残りの選択必修科目（3科目）のうち、2科目を履修すればよいこととする。【必修科目 63h, 選択必修科目 65h : 計 128h】
- 2) 「介護福祉士実習指導者講習会」を履修しない場合は、残りの選択必修科目（3科目）すべてを履修する必要がある。【必修科目 63h, 選択必修科目 60h : 計 123h】
- 3) 履修証明書の発行を希望しない場合は、興味関心のある科目を自由に受講することができる（1科目のみの受講も可能）。この場合の受講資格は問わない（ただし、「介護リーダー育成論」と「介護福祉士実習指導者講習会（資格）」は除く）。

## \*2 開講年

各科目は、各年に開講。1年目開講の科目は、原則次年度開講しない。

## 5. こども園化に向けた特例講座

こども園化に向けた特例講座の実施について、平成26年度に、千葉市及び千葉明德短期大学、千葉経済大学短期大学部と本学は相互連携協定を締結した。千葉市の子育て支援及び市内保育所の保育活動の一層の充実を目的として、「認定こども園」に関わる免許・資格併有促進を図るため、「幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得に関する特例講座」を開講した。平成27年度も引き続き連携して夜間講座等を実施した。参加者は「保育士資格取得希望者」62名、「幼稚園教諭免許取得希望者」11名であった。

## (b) 課題

公開講座に関してはさらなる講座の充実を図り、効率のよい広報方法を探り参加人数の増加を図る。

生涯学習に関する授業・講習については、「教員免許更新講習」を除き周知方法を工夫し、徹底をさらに図り、参加者増に結びつけることが必要である。「教員免許更新講習」は、受け入れ人数拡大を検討していく。

「子育て支援・教育実践センター」では、利用者アンケートより希望のあった、玩具の充実、おむつ換えの場所・授乳室の整備、トイレの個室に子ども用の椅子の設置、駐車場の拡充等を検討していく。また、利用者の増加への対応として、学生の参加を

より多くする。子育て支援講座の内容や開催回数等を検討していく。

こども園化に向けての千葉市・千葉明德短期大学・千葉経済大学短期大学部と本学の連携のもとで行っている幼稚園教諭免許状と保育士資格併有促進の特例講座の取組の中で、3短大の連携関係が深まった。新たな取組を検討していく。

### (c) 改善計画

公開講座に関しては、引き続き本学の特色を生かした内容・パンフレットの充実・周知方法等・運営組織を大学の委員会との合体化等も検討し、短・大一体となって充実化を図る。

生涯学習に関する授業・講習については、学園ホームページでの周知に加え、関係機関等への広報を他県等にも広げ、周知を一層図っていく。「教員免許更新講習」は、受け入れ人数を大幅に増やし好評を得たが、近隣の店等に駐車する事態も生じた。駐車場確保が次年度の課題である。

「子育て支援・教育実践センター」については、保護者の求めや改善要望等を踏まえて、学生の参加のあり方、運営等を見直し、より充実した展開としていく。

千葉市及び千葉明德短期大学、千葉経済大学短期大学部との相互連携協定に基づく取組については、「特例講座」の開講を継続しながら、千葉市・関係団体と連携して行う保育の質の向上を目指す研修事業の実施についても、検討を深めていく必要がある。

## 基準(2) 地域社会の行政との交流活動

### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

千葉市から委託を受けた「こどもカフェ」の取組は、実践研究として大きな成果を上げ、平成26年9月に、その「モデル運営結果」を千葉市へ報告し、終了した。千葉県の委託事業である「元気な高齢者の地域活動等促進事業」も、平成26年度末をもって取組を終えた。

平成27年度は、「福祉・介護人材参入促進事業」の取組、また千葉市ことぶき大学校との合同授業の実施、千葉県生涯大学校における指定管理者としての取組、千葉市との共同研究で取り組んだ拠点福祉避難所運営訓練の実施、「元気な高齢者の地域活動等促進事業」の取組から生まれた若葉区社会福祉協議会小倉地区部会が実施している「たすけあいの会」への協力参加などに取り組んだ。その他に、近隣特別支援学校等からの依頼による中・高等部生徒の現場実習（職場実習）や中学生の職業体験学習の受け入れがある。

### (1) 「福祉・介護人材参入促進事業」の取組

千葉県において福祉・介護人材の確保・定着が厳しい状況にあることを踏まえ、平成20年9月から福祉人材確保・定着対策への取組が実施されている。その中のひとつに介護福祉士等の養成校の教員が、学校等を訪問し福祉・介護の魅力伝える介護体験がある。本学も県内の小中学校の要請を受け体験授業を実施しており、小中学校の

教員より専門家による授業ということで評価されている。平成 27 年度は、小学校 4 校での実施であった。

実施日	実施学校	参加者数
平成 27 年 11 月 20 日	九十九里町立豊海小学校 5 年生	48 名
平成 28 年 1 月 14 日	袖ヶ浦市立平岡小学校 4 年生	49 名
平成 28 年 1 月 21 日	千葉市立作新小学校 4 年生	76 名
平成 28 年 2 月 23 日	大網白里市立増穂小学校 5 年生	39 名

(2) ことぶき大学校生と本学福祉学科地域介護福祉専攻の学生との合同授業の取組

ことぶき大学校は、高齢化が進展していく社会状況にあつて、高齢者等が変化する社会環境の中で必要とされる知識・技能を自らが習得するとともに、日頃の学習の成果をボランティア活動に活かしたり、仲間づくりを行うなど、高齢者等の生きがいをづくりと地域の活性化を図るための学習と活動の場として千葉市が設置している。このことぶき大学校生と本学福祉学科地域介護福祉専攻の学生とで合同授業を年 1 回開催している。平成 27 年度は、ことぶき大学校生 88 名と本学学生 24 名で実施。多世代交流の機会として双方から貴重な機会として評価を得ている。

(3) 千葉県生涯大学校における指定管理者としての取組

千葉県生涯大学校は、高齢者自らが社会的活動に参加することによる生きがいの昂揚に資すること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的に千葉県が設置したものである。大学校の管理は知事が指定する指定管理者が行うこととされており、平成 25 年度からの 3 年間は、ハリマビシステム株式会社と植草学園との共同事業体が指定管理者となり、本学園は主としてカリキュラム等学習内容の指導助言を担い大学校の運営を支援してきている。

平成 27 年度で指定管理者としての期間が終了し、次期指定管理者（平成 28 年度から 3 カ年）の募集を契機に、これまで以上に社会貢献を果たすことを期して、植草学園単独での応募とし、平成 27 年 12 月に指定管理者の選定を受けた。次年度からは、これまでの学習内容に加え、施設設備の管理運営等も担うため、大学・短大の教職員を含む全学的な体制で運営にあたる必要があり、このための準備を進めている。大学校においても入学者確保が大きな課題となっているが、本学の専門性と特色を生かした魅力ある授業の創出により課題改善が図られるものと期待が寄せられている。

(4) 千葉市と連携した拠点福祉避難所運営訓練の取組

前述したが、千葉市との共同研究「災害時の障害者等への支援に向けた人材の育成」の一環として、平成 27 年 10 月に拠点福祉避難所運営訓練を本格的に実施した。訓練当日には、千葉市役所はじめ各障害関係団体や近隣高齢者施設の協力も得て、障害当事者 41 名の参加があり、地域介護福祉専攻全学生と教職員で、避難所の設営・健康チェック体制・豚汁等の炊き出し・非常食準備や手配に加え、当事者それぞれに応じた支援活動等々が展

開された。事後の反省・まとめの会では、障害関係団体や千葉市の方々により活発な協議がなされ、毎年実施してほしいという強い要望も出された。

(5) 若葉区社会福祉協議会地区部会の「たすけあいの会」への協力参加

昨年度終了した千葉県の委託事業である「元気な高齢者の地域活動等促進事業」の取組から生じた活動である。

モノレール小倉台駅舎にある「小倉地区部会たすけあいの会」拠点事務所を打ち合わせ会場として、若松公民館を会場に、高齢者を対象にした「朝カフェ」と運動を主とするプログラムで、高齢者支援を展開した。地域介護福祉専攻のゼミの取組であるが、学生にとってよい学びの機会となった。地味な活動であるが、こうした取組も大切にしたい。

(6) 知的障害等のある生徒の現場実習・中学生の職業体験学習の受け入れ

平成 19 年度から、近隣特別支援学校や中学校特別支援学級の生徒の現場実習を受け入れている。現場実習は、当該特別支援学校の教育課程に位置づけられた教育活動で、主として知的障害等のある生徒が働く現場で実習し、卒業後の社会参加と自立に備えるために行われる。

生徒が所属する当該中学校長または特別支援学校長からの依頼に沿って、現場実習契約を結び実施する。学校によって、1～3 週間と期間を決めて、実習時間も学校によって異なるが、多くは 9:00～16:00 の間、構内清掃作業や教務課等での事務作業等を行う。教師が引率しての複数の生徒が一緒の実習もあれば、生徒のみの単独実習もある。これまで例はないが、本学としては、単なる実習ではなく、本人・保護者と本学の意向が合えば、就職の道も考えての受け入れである。

実習中は、昼食を学生食堂で摂ることが多く、また作業中も働きぶりを目にする機会が多いので、学生との自然な交流ができるとともに、学生にとって障害のある人たちと触れ合う貴重な機会となっている。担当事務局は総務課であり、教員の担当者も決め必要な支援的対応をしている。

これまでの実習生の受け入れ状況は次のとおりである。

現場実習受け入れ実績

年度	受け入れ校	受け入れ期間	実習時間	勤務内容	人数
H19	千葉大学教育学部附属特別支援学校	12 日間	9 : 00～15 : 00	教務課事務補助	高 1 名
H21	千葉大学教育学部附属特別支援学校	12 日間	9 : 00～15 : 00	清掃活動 学食・教室等	中・高 3 名
	千葉県立千葉特別支援学校	5 日間	8 : 50～14 : 50	清掃活動 軽作業	高 1 名
	千葉県立千葉聾学校	4 日間 8 日間 10 日間	8 : 50～14 : 50	チラシの封入、 宛名シール貼り 等	中・高 3 名
H22	千葉大学教育学部附属	12 日間	9 : 00～15 : 00	清掃活動	中・高

	属特別支援学校			学食・教室等	4名
H23	千葉大学教育学部附属特別支援学校	13日間	8:50~12:20 13:20~14:50	清掃活動 学食・教室等	中・高 3名
	千葉県立千葉特別支援学校	9日間	8:50~17:10	事務補助 (教務課)	高等部 1名
H24	千葉大学教育学部附属特別支援学校	13日間	9:00~12:30 13:30~15:00	清掃活動 学食・教室等	中・高 4名
	千葉大学教育学部附属特別支援学校	9日間	9:00~12:30 13:30~15:00	清掃活動 学食・教室等	中・高 1名
	千葉県立特別支援学校 市川大野高等学園	9日間	8:50~17:10	事務補助 (教務課)	高等部 1名
H25	千葉県立特別支援学校 市川大野高等学園	10日間	8:50~17:10	事務補助 (企画・情報管理室)	高等部 1名
H27	千葉県立印旛特別支援学校さくら分校	9日間	9:30~15:00	事務補助 (総務課)	高等部 1名

近隣中学校からの依頼を受け、中学2年生の職場体験学習の受け入れを行っている。この学習は、受け入れに協力する地域の公営施設や民間の事業所・店舗の中から、中学生が選択し、数日間の職場体験を行うものである。体験を通して、挨拶や社会的マナーの基本を実践するとともに、仕事の厳しさややりがいを経験しながら、将来の生き方や職業観・勤労観を考える学習となっている。

本学では、2日間の図書館業務の体験を用意している。その仕事内容は、書架の整理、カウンター業務（図書の貸出と返却）、図書の装備等である。中学生への対応には、図書館職員以外に本学が採用しているワークスタディ（学生アルバイト）があたる。年齢の近い学生が接することは中学生にとって役立つことが多いようである。

これまでの受け入れ状況は次のとおりである。

#### 職場体験学習受け入れ実績

年度	受け入れ校・学年	日数	実習時間	勤務内容	人数	
平成	22	千葉市立若松中学校 2年生	2日間	9:00~15:00	書架整理 カウンター業務 図書の装備	3名
	23					5名
	24					5名
	25					4名
	26					3名
	27					3名

受け入れ校、日数、実習時間、勤務内容は毎年同じである。

#### (b) 課題

「福祉・介護人材参入促進事業」の取組については、年々小中学校からの依頼が増えている現状にある。これは、小中学校における福祉教育への関心の高まりを表している

るものであり、将来の人材確保に一定の成果を上げているものと推察される。ただし、講師を務める本学教員の調整がつかず断るケースも年々増加している状況にある。要請に応じられる方策を検討する必要性がある。

「ことぶき大学校生と本学福祉学科地域介護福祉専攻の学生との合同授業」の取組については、両学生にとって大きな多世代交流の機会となっている。しかし、合同授業の時間が短く十分ではないとの意見も聞かれることから、取組の方法について今後検討が必要である。また、このような交流機会を複数確保する必要性がある。

拠点福祉避難所運営訓練をはじめ、講演会やHUG（大災害避難所運営ゲーム）について、今回は千葉市との共同研究として取り組むことができたが、千葉市との共同研究事業は平成27年度で終了である。そのため、取組を継続するにあたっての予算の確保や継続した訓練の実施が検討課題である。また、今回の避難所運営訓練では避難者役として、障害のある人の参加を得ることができたが、今後も関係団体の参加協力を得ながら実施できるかどうかは課題である。

千葉県生涯大学校の単独での指定管理者となる次年度に向けて、運営体制の構築等が大きな課題となる。

#### (c) 改善計画

「福祉・介護人材参入促進事業」については、依頼を前提に受け入れ可能なスケジュールの確認等を事前に行い、本学教員の対応可能な日程での逆提案を行うなどして実施回数の増加を目指す。また、実施にあたっては、小中学校の教員の協力を今まで以上にお願いし、本学の教員が少なくとも可能なプログラムを検討する。

ことぶき大学校生と本学福祉学科地域介護福祉専攻の学生との合同授業の取組については、今後も講演会や学園祭への招待など交流機会を増やすことで今以上の交流を検討していく。

「拠点福祉避難所に関わる」取組については、今回の共同研究の成果、反省点を伝える努力を通じて、避難所運営訓練の継続や訓練のあり方が全学的な取組となることを目指していく。実際の災害時の避難所開設、運営に向けて現時点で不足していると思われること（備蓄品の補充・拡充、環境設備の整備など）を少しずつ改善していく。拠点福祉避難所の運営訓練は、障害当事者からの強い要望があるので、実施を具体化する。

千葉県生涯大学校の単独での指定管理者となる次年度に向けて、運営体制の構築等を具体化して進めていく。

### 基準（3） 教職員及び学生のボランティア活動等を通じた地域貢献

#### (a) 現状

ボランティア活動は、学生個々の主体性に委ねられているが、高齢者・乳幼児・障害者理解にもつながり、卒業後、福祉・教育に関わる職業を目指す学生にとって、貴重な体験になると考えている。そのため、地域介護福祉専攻では、学外活動を必須とした「地域共生論」という科目を設け、児童障害福祉専攻では「ボランティア体験実習」を科目として位置づけ単位認定をしている。

平成 21 年度からキャリア支援課をボランティア活動の窓口とし、ボランティア担当係やボランティア活動コーディネーターを配置するなどして、キャリア支援課はもとより、学内掲示板等に地域の福祉関連団体、福祉・教育現場からの案内を掲示するとともに、授業等においてもアナウンスを行い、積極的な参加を促している。

授業の一環として、地域介護福祉専攻では近隣地域のミニデイサービス「ふれあい・いきいきサロン」へ、児童障害福祉専攻では千葉県・千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会主催による県内障害者施設合同の「手をつなぐスポーツのつどい」にスタッフ参加として協力している。

個々が行うボランティア活動では、放課後や休日等に、居住地域の清掃活動、高齢者介護施設、障害児者施設・作業所、県内特別支援学校、幼稚園、保育園、小学校等に率先して参加している。その他、サークル活動を通して、他大学との交流や地域活動に、また保育園・特別支援学校・高齢者施設等からの要請に応じ、積極的に参加し、地域貢献する活動も年々増えている。

また、特筆すべきこととして、震災・大災害関連のボランティア活動がある。平成 19 年発生の中越沖地震、平成 23 年 3 月 11 日発生の中日本大震災に関する支援活動の展開がある。特に東日本大震災では、発生直後の 4 月の新入生歓迎行事において、「がんばれ日本!! できることから」を合い言葉に、非常事態への対応方法や義援物資等の収集などを皮切りに、以下のような活動を積み重ねている。

平成 27 年度は、加えて「関東・東北豪雨」による被災地への支援活動にも取り組んだ。急を要する支援活動への対応の意義やあり方・具体的活動などを学生共々教職員も学ぶ機会となった。

いずれも「忘れてはいけない」を合い言葉に加え、学園からの参加経費補助も行ったの取組である。参加した学生にとっては、強烈な印象を残す体験であり、大災害の被災状況に思いをいたし、感性が磨かれるよい機会となっている。

#### 震災・大災害被災支援活動の取組概要

実施年月日	支援活動展開場所	概要等
平成19年8月 7日～9日	新潟県柏崎市	中越沖地震で、避難所や個人宅の清掃・特別養護老人ホームでの傾聴・知的障害者施設での作業などの支援活動。地域介護福祉専攻を中心に学生10名・教員2名参加。
平成23年8月 2日～5日	宮城県南三陸町	公立志津川病院内の瓦礫撤去・ゴミの分別等。学生40名・教員6名参加。
平成23年10月15日	千葉県立鴨川青年の家 (福島県の知的障害者施設の利用者等が避難した施設)	専攻科特別支援教育専攻の学生2名と教員が訪問し、交流と状況把握。
平成23年10月25日	千葉県立鴨川青年の家	ボランティア活動とレクリエーション活動のため下見など。学生9名・教員1名参加。
平成23年11月	学内	義援物資等の募集。

1日～20日		
平成23年11月13日	千葉県立鴨川青年の家	避難中の利用者とレクリエーション活動で交流。義援物資提供。
平成23年11月19日～20日	学内	学生38名・教員3名・卒業生4名参加。
平成23年11月25日	千葉県立鴨川青年の家	学園祭「緑栄祭」で義援金・義援物資等の募集。
平成23年8月2日～5日	岩手県大槌町他	義援金・義援物資のお届け。学生4名・教員1名参加。
平成24年8月29日～31日	福島県相馬市	大槌町復興ツーリズムに参加。仮設住宅や大槌湾で住民の方々・子ども達との交流及び、海岸清掃など。学生10名・教員3名参加。
平成25年8月28日～30日	福島県いわき市	鴨川に避難しその後、福島の仮施設に戻った知的障害者施設での交流及び施設清掃等の活動。学生44名・教員5名参加。
平成26年8月24～26日	宮城県石巻市	鴨川に避難しその後、福島の仮施設に戻った知的障害者施設での交流及び施設清掃等の活動。学生46名・教員5名参加。
平成26年8月27日～29日	福島県田村市	仙台市内仮設住宅の方々による被災地域の説明・視察・被災地域でのゴミ拾い等の活動。学生50名・教員2名・職員2名参加。
平成27年8月26日～28日	福島県相馬市	福島の仮施設に戻った知的障害者施設での交流及び施設清掃等の活動。学生43名・教員2名・卒業生2名参加。
平成27年9月16日	栃木県小山市	知的障害者施設での交流及び施設清掃等の活動。学生49名・教員1名・卒業生6名参加。
		「関東・東北豪雨」被災地小山市に出向き、現地ボランティアセンターの指示で、民家の片付け支援活動。学生6名・教職員4名参加。

\*参加学生・教員数は短大・大学を含む。

### (b) 課題

東日本大震災を受け、改めて人々の絆や地域での支え合いに関心が向けられるようになった。また、各地で生ずる大災害の支援活動への関心も高まっている。しかし、関心はあってもどうしたらよいかわからない学生もいる。

「関東・東北豪雨」の支援活動に参加した学生の言。「ニュースを見て、何かしなければとは思うのだが、どうすればよいかわからなかった。そんな思いでいるときに、ボランティア募集の一斉メール通信があって参加した。参加できてよかった。」こうした学生が大勢いるに違いない。想定外の緊急時の対応でもあるだけに、丁寧に周知していくことが課題であろう。

地域貢献の根幹は、支え合いの精神であり、本学の建学の精神とも重なる。若い学生にあっては、地域貢献の意義等について説くよりも、実際の・具体的なボランティア活動を通してその意義や手応えを感じることを大切にしたい。被災後の復興は、長期にわたる取組が求められる。被災地支援については継続的に取組を続けていくこと、「忘れない」という気持ちを持ち続けることが課題となる。

先に述べた地域の幼稚園や保育園等での日常的なボランティア活動についてもさらに広げることも課題である。

#### (c) 改善計画

##### ①想定外の大災害被災地への支援活動の展開と東日本大震災被災地支援の継続的取組

想定外の大災害が生じた場合の支援活動の取組の具体化を検討し、必要かつ可能な対応を学生等に提案・周知する。

想定外の大災害被災地の方々や東日本大震災で被害を受けたの方々へ思いを寄せる機会として、講演会等を年間行事の中に位置づける。

被災地へのボランティアの機会を本学で用意する。学生委員会が主催で、学生の参加者を募り、活動する。被災地のニーズに応じ、多様な支援活動を計画する。

被災地へのボランティア活動を支援する。例えば、参加費や交通費などの費用の一部を本学で助成する。

##### ②日常的なボランティア活動の活発化

卒業研究や授業等でボランティア活動の取組をまとめたり発表したりするなどの活動を推奨する。

実習先等とボランティア担当係が連携し、行事等でのボランティア活動を組織的に促す。

## おわりに

本学は、平成 11 年に開学以来、自己点検・評価報告書を毎年取りまとめてきました。学生の満足度アンケート（平成 28 年 1 月実施）・卒業生評価・授業評価アンケート（前・後期の中間）を実施し、その結果を基に学生生活や教育内容などの改善に努めてきました。

報告書をまとめるにあたり報告書の必要性について改めて考えてみますと、その意義は現況を把握しビジョンを掲げる上で必要不可欠な作業といえると思います。単に実践の記録ではなく、その状況を見極めて評価し次なる将来構想を練る分析資料として報告書の作成は重要な意味があります。毎年まとめることにより、必ずや教育の継続的な質の保証につながるという強い思いで取り組んで参りました。

平成 22 年 7 月に短期大学基準協会が評価領域を再編成し、平成 23 年度より従来の 10 の評価領域から、4 つの新しい評価基準が示されました。今回の作成は、その 4 つの新しい評価になって 5 年目になります。全教員が関わり、評価基準に沿ってどうまとめるか、年度当初より計画的に進めてまいりました。

その過程は、改めて本学の教育の理念に立ち返り見直すよい機会にもなりました。本学の目指す教育理念の一層の深化を図ることはもとより、千葉県、千葉市、地域の方々との連携による福祉避難所の開設、子育て支援・実践教育センターなど積極的な取組を展開することができた年度ではないかと思えます。

これまでの取組の積み重ねと新たな事業の展開に手応えを感じながら、ここに平成 27 年度の自己点検・評価報告書をまとめることができました。

来年度は、短期大学基準協会による第 2 期目となる第三者評価（認証評価）を受審いたします。今後も PDCA サイクルの機能を十分に活用し、さらなる改善に取り組んでいく所存でございます。本報告書をご覧いただき、本学のこれからについて、忌憚のないご意見ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

植草学園短期大学 ALO 漆澤 恭子